

中央市環境基本計画 (後期計画)

平成 26 年度～平成 30 年度

快適で健やかに暮らせる生活文化都市

平成 26 年 3 月

山梨県 中央市

はじめに

本市は、平成20年3月に「実り豊かな生活文化都市」を市の将来像に掲げた「第1次中央市長期総合計画」を策定し、「快適で環境に配慮した社会の実現」を目指した基本施策において、各種環境施策を推進しています。そして、「第1次中央市長期総合計画」の計画に基づく環境関連施策を推進すべく、環境の保全などに関する長期的・総合的な施策を計画的に推進するために、平成21年3月に「中央市環境基本計画」を策定しました。



「中央市環境基本計画」は、「快適で健やかに暮らせる生活文化都市」を市の環境像として掲げ、廃棄物や地球温暖化などの環境問題に対して市民・事業者・行政が一体となって協働により取り組むことを求めたもので、平成21年度から平成30年度までの10年間を計画期間としておりますが、前期の5か年が終了することから、この度、平成26年度から平成30年度までの後期5か年を計画期間とした後期計画を策定しました。

当初の基本計画を策定してからの5年間で、地球温暖化が影響していると思われる気候の変化やPM2.5（微小粒子状物質）、東日本大震災以来の放射性物質など、環境をめぐる新たな問題が注目されるようになってきました。後期計画の策定にあたっては、これらの社会的変化を踏まえ、前期期間の施策・事業の取り組みを検証し、市民、児童・生徒、事業者からアンケートをいただき、市民の皆様のご意見を反映させながら、平成26年度からの5年間における環境問題に対する施策・事業を再構成しています。

後期計画で示された施策の実現に、市民・事業者・行政の協働で取り組んでまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力をいただき、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、慎重なご審議をいただきました中央市環境審議会委員の皆様など、関係各位のご協力に対しまして心から感謝申し上げます。

平成26年3月

中央市長 田中久雄

INDEX

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画改定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の対象	3
4. 計画の期間	5
第2章 本市の概況	6
1. 位置・地勢	6
2. 土地利用の現況	7
3. 森林	8
4. 気象	9
5. 人口	10
6. 産業	14
7. 自動車台数	18
8. 市内の主な公共施設	19
第3章 環境に関する状況	21
1. 自然環境	21
2. 生活・都市環境	23
3. エネルギー消費状況と二酸化炭素（CO ₂ ）排出量	35
4. 環境活動の状況	38
5. 環境関連指標の推移	39
第4章 市民等の環境意識	40
1. 環境に関するアンケート結果（市民）	40
2. 環境に関するアンケート結果（事業者）	50
3. 環境に関するアンケート結果（児童・生徒）	57
第5章 計画の目標	62
1. 望ましい環境像	62
2. 目指すべき方向	63
3. 施策の体系	64
第6章 目標達成への取り組みと環境配慮指針	65
1. 人と自然がふれあうまちづくり	65

2. 快適で健康な生活環境づくり	76
3. 地球にやさしい暮らしの確立	96
4. 環境活動の推進	103
第7章 推進体制と進行管理	108
1. 推進体制.....	108
2. 進行管理.....	109
資料編	110
1. アンケート票.....	111
2. 中央市環境基本条例.....	124
3. 中央市ごみのないきれいなまちにする条例.....	128
4. 中央市環境審議会条例.....	131

第 1 章 計画の基本的事項

1. 計画改定の趣旨

本市では、平成 18 年 2 月、良好な環境の保全と創造により、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保するため、「中央市環境基本条例」を制定するとともに、この条例の定めるところにより、平成 21 年 3 月に「中央市環境基本計画」（以下「前期基本計画」といいます。）を策定しました。

この前期基本計画は、地球環境問題への取り組みの機運が国際的に高まってきたことや、わが国において環境政策の総合的推進に関する法制上・計画上の整備が進んできたことなどを背景として策定されたものです。さまざまな環境問題を解決していくためには、個別的な対応では不十分であり、環境施策を総合的・計画的に推進していくことが必要であるとの認識のもと、本市では、前期基本計画を環境分野における最上位計画と位置づけ、市が取り組むべき施策・事業を体系化したうえで、環境基本条例に掲げる理念の実現を目指して各種の環境施策を推進してきました。

前期基本計画を策定してから 5 年が経過し、環境の保全・創造の取り組みには一定の進展がみられました。一方、この間、環境に関する新たな法令の施行や国の計画策定などがあり、環境政策の課題として、低炭素型・循環型・自然共生型の地域づくりを通じて持続可能な社会を目指していくことが一層重視されるようになっていきます。また、平成 23 年 3 月の東日本大震災とこれに伴う福島第一原子力発電所事故の発生により、「安全・安心」が社会を支える基盤的な価値として再評価されてきました。

また、本市においては、平成 25 年 3 月に、まちづくりを推進していくうえでの最上位計画である「第 1 次中央市長期総合計画（後期基本計画）」が策定され、基本施策と位置づけられた「快適で環境に配慮した社会の実現」に向け、生活環境の向上、循環型社会の確立、新エネルギーの活用といった環境施策の方向性が示されています。

このような状況や市民の意向、さらには前期基本計画の検証を踏まえ、環境基本条例に掲げる基本理念の実現に向けた動きを加速させるため、前期基本計画の中間見直しを実施し、後半 5 年間に期間とする「中央市環境基本計画（後期計画）」として改定をおこないます。

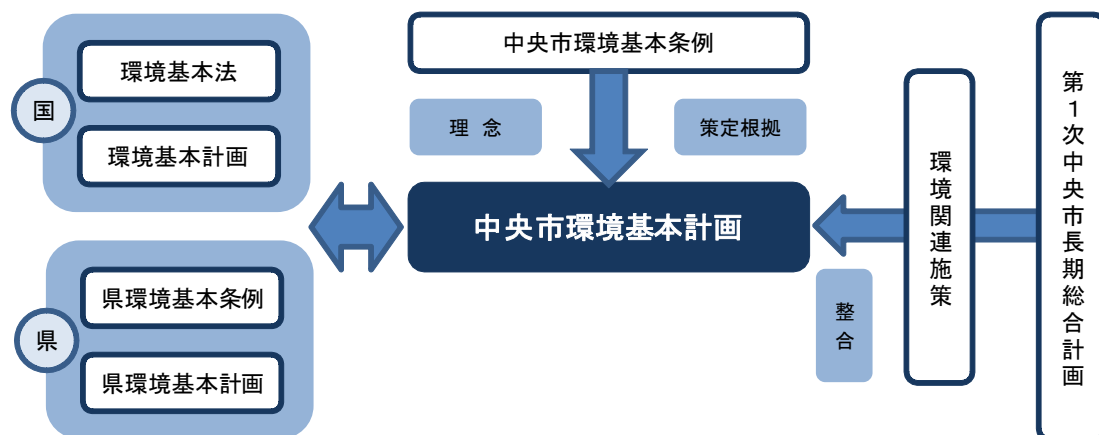
2. 計画の位置づけ

本計画は、中央市環境基本条例第8条の規定に基づき策定される、本市の環境の保全と創造に資するための地域計画であり、環境施策を推進するための指針であって、本市の環境行政の最上位計画と位置づけられます。

同時に、本市のまちづくりの最上位計画である「第1次中央市長期総合計画」に示された市の将来像を環境面から実現しようとする部門計画でもあります。

また、市民・事業者・行政が相互に連携・協力しながら、環境の保全・創造に取り組むための指針となるものです。

■図表 1-1 環境基本計画の位置づけ



■図表 1-2 中央市環境基本条例（抜粋）

（基本理念）

- 第3条 良好な環境の保全及び創造は、すべての市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。
- 2 良好な環境の保全及び創造は、日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的に行わなければならない。
- 3 良好な環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として行わなければならない。

（環境基本計画の策定）

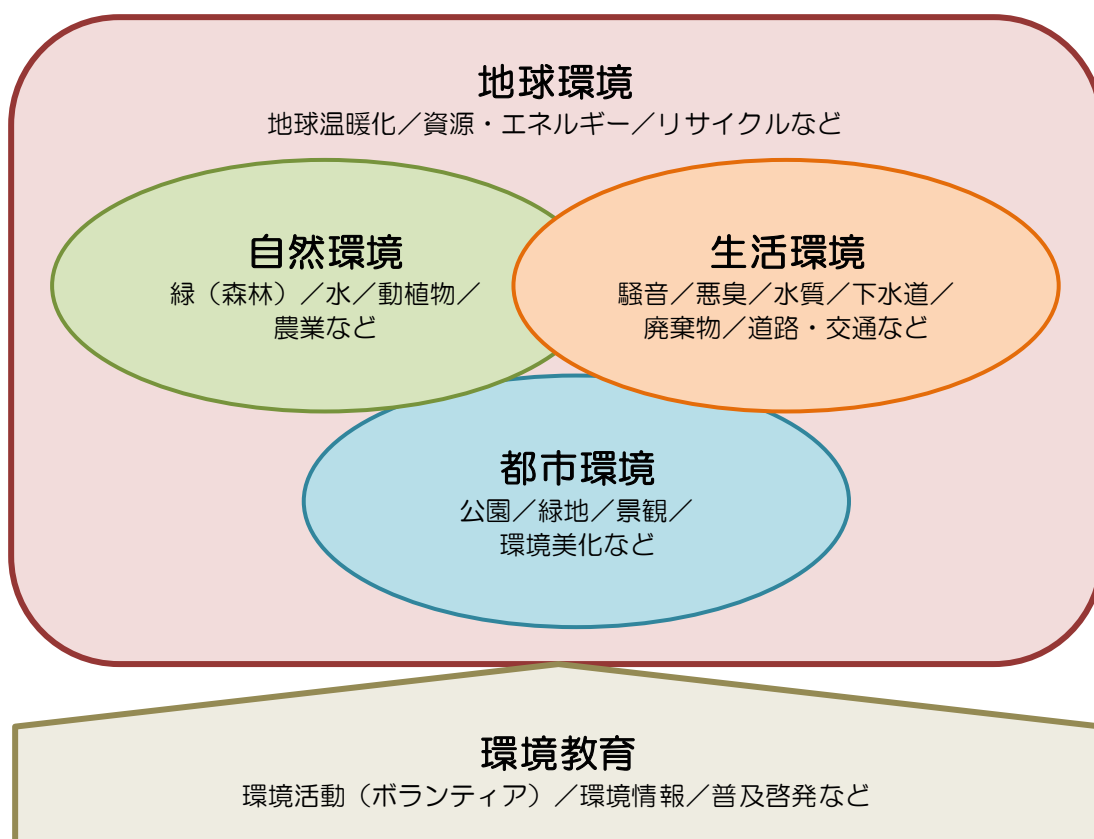
第8条 市長は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、良好な環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

3. 計画の対象

(1) 対象範囲

本計画の対象範囲は、身近な地域レベルでの環境問題から地球温暖化などの地球規模での環境問題までを総合的にとらえ、「自然環境」や「生活環境」、「都市環境」のほか、「地球環境」も含めることとします。また、環境施策を支える人づくりの重要性にも着目し、「環境教育」も含めた5分野とします。

■図表 1-3 計画で対象とする環境の範囲



(2) 推進主体

本計画に掲げる目標を達成するためには、市民・事業者・行政が協働して取り組んでいくことが欠かせません。

それぞれの推進主体が、環境を守る責務を自覚し、相互に信頼関係を築き、下表に掲げるような役割を分担しながら、連携して本市の環境の保全・創造に努めていくことがきわめて重要となります。

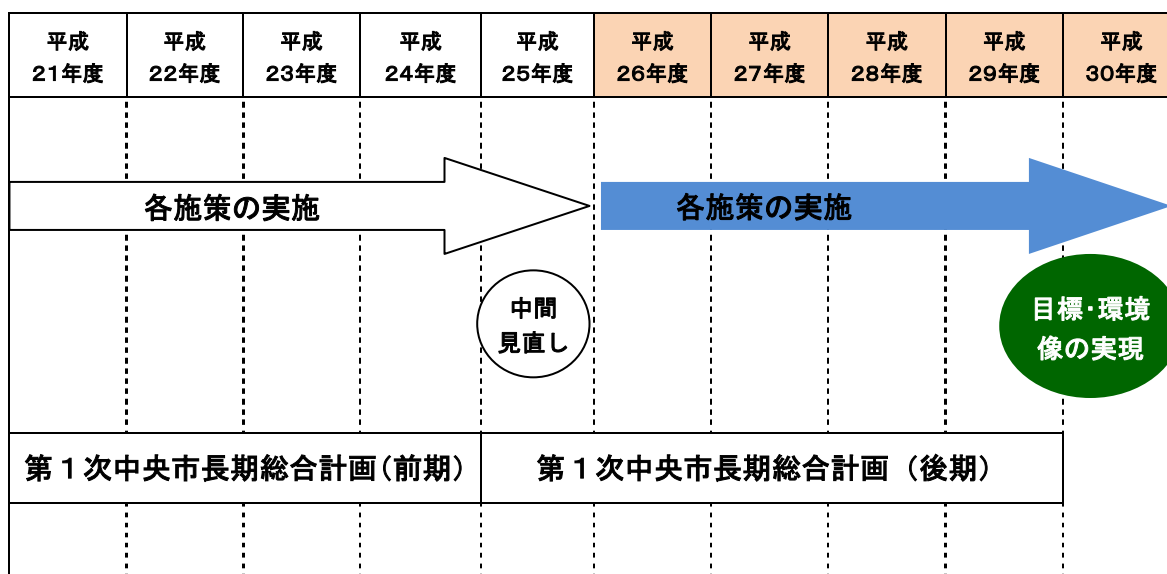
■図表 1-4 推進主体の主な役割

市民の役割	<ul style="list-style-type: none">・本計画に基づき、日常生活において環境への負荷の低減、環境保全に努めます。・環境を守り、美化するための地域活動に積極的に参加します。・市の環境施策に協力します。
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none">・本計画に基づき、事業活動において環境への負荷の低減、環境保全に努めます。・環境を守り、美化するための地域活動に積極的に参加します。・市の環境施策に協力します。
市の役割	<ul style="list-style-type: none">・身近な自然や生活環境を守り、さらには地球環境を保全するため、施策の企画立案、実施、評価・改善に当たります。・環境マネジメントシステムなどに基づき、市の事務事業において環境への負荷の低減、環境保全に努めます。

4. 計画の期間

本計画の期間は、前期基本計画に掲げた計画期間の後半にあたる平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間とします。ただし、社会経済状況、市民の意向、環境関連の法令や国・県の関連計画の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しをおこないます。

■図表 1-5 計画期間



第2章 本市の概況

1. 位置・地勢

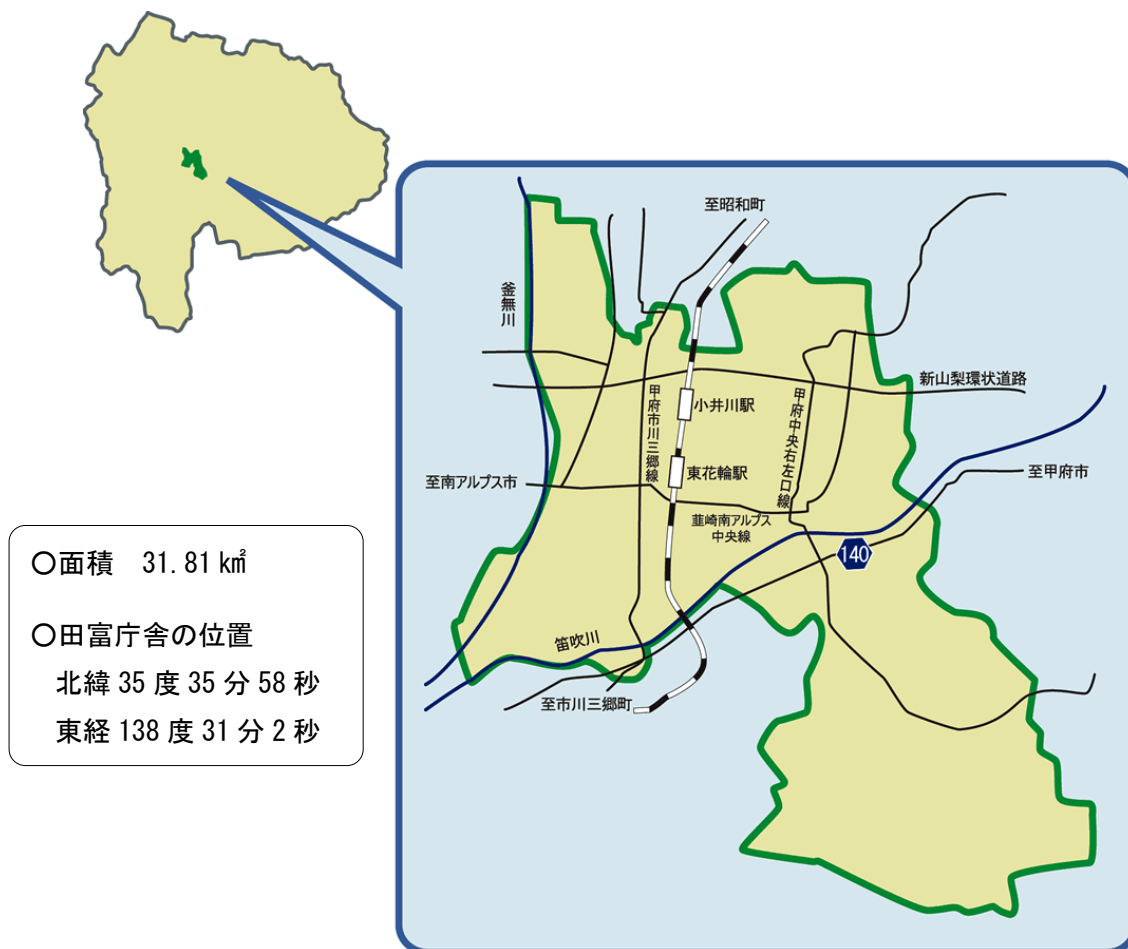
本市は甲府盆地の南西に位置し、東は甲府市に、北は昭和町に、西は南アルプス市に、南は市川三郷町に接しています。

釜無川により形成された沖積平野の地域と御坂山系からなる地域との二つの地理的特性を持っており、両地域は笛吹川によって隔てられています。平坦部は玉穂、田富の2地区が笛吹川と釜無川にはさまれた形で位置しており、豊富地区は山間部に広がる地域となっています。

交通面では、JR身延線が玉穂、田富地区の中間を南北に走っており、それに並行して主要地方道甲府市川三郷線が通っています。また、玉穂地区から豊富地区にかけて甲府中央右左口線が通っており、笛吹川に沿って走る国道140号線と交差しています。

本市の総面積は31.81 km²で、山梨県全体の0.71%を占めています。

■図表2-1 中央市の位置

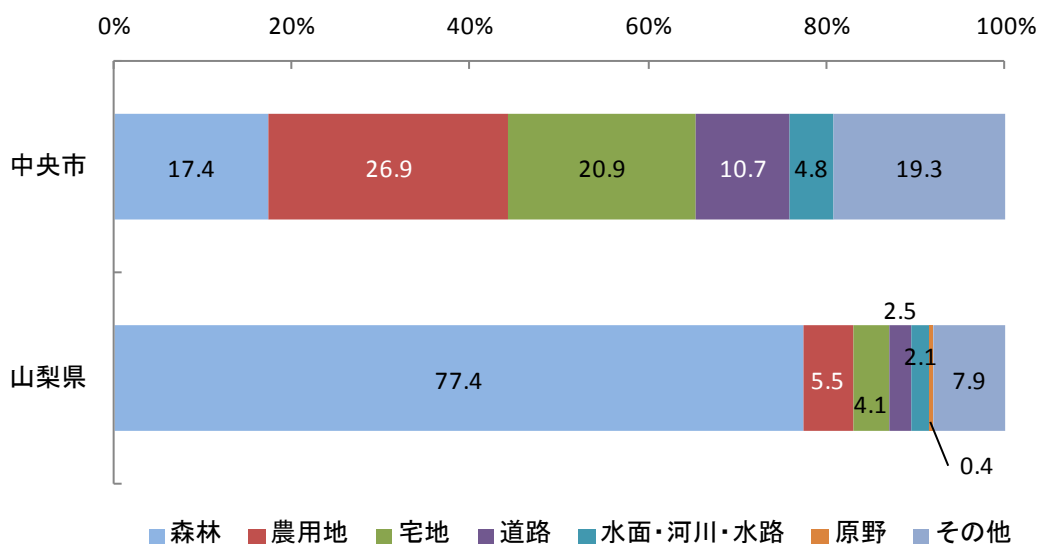


2. 土地利用の現況

本市の土地利用状況を構成比で見ると、「農用地」(26.9%)が最も多く、次いで「宅地」(20.9%)、「その他(公共公益施設等)」(19.3%)、「森林」(17.4%)となっています。

県全体との比較で見ると、森林の割合は低く、農用地や宅地の割合が高くなっており、居住や産業に利活用されている平坦地が多いことが特徴となっています。

■図表 2-2 土地利用の現況



出典:平成23年土地利用現況調査

注:調査時点は平成23年10月1日現在。「森林」は林道面積を含まないため、図表2-3の森林割合の数値とは一致しません。

3. 森林

本市の地形はほとんどが平地で、森林の地域は市の南部に集中しています。森林割合は約18%で、県全体の森林割合（約78%）に比べると比較的小さく、県内市町村の中では昭和町に次いで2番目に森林面積と割合が小さくなっています。

■図表2-3 森林の面積（森林割合の多い順）

市町村名	総面積 (ha)	森林面積 (ha)	森林割合
丹波山村	10,155	9,871	97.2%
早川町	36,986	35,260	95.3%
道志村	7,957	7,468	93.9%
小菅村	5,265	4,932	93.7%
南部町	20,063	17,649	88.0%
大月市	28,030	24,319	86.8%
鳴沢村	8,956	7,760	86.6%
都留市	16,158	13,620	84.3%
富士川町	11,198	9,194	82.1%
上野原市	17,065	13,994	82.0%
山梨市	28,987	23,698	81.8%
身延町	30,200	24,319	80.5%
甲州市	26,401	21,148	80.1%
西桂町	1,518	1,207	79.5%
北杜市	60,289	45,899	76.1%
南アルプス市	26,407	19,328	73.2%
富士河口湖町	15,851	11,475	72.4%
富士吉田市	12,183	8,514	69.9%
韮崎市	14,373	9,256	64.4%
甲府市	21,241	13,632	64.2%
市川三郷町	7,507	4,796	63.9%
山中湖村	5,281	3,092	58.5%
笛吹市	20,192	11,819	58.5%
忍野村	2,515	1,352	53.8%
甲斐市	7,194	3,152	43.8%
中央市	3,181	560	17.6%
昭和町	914	0	0.0%

出典：平成24年度山梨県林業統計書

注：調査時点は平成24年3月31日現在

■図表2-4 林種別森林面積

単位：ha

	総面積	森林総面積	国有林	県有林	民有林
中央市	3,181	560	0	186	373
山梨県	446,537	347,313	4,645	153,408	189,260

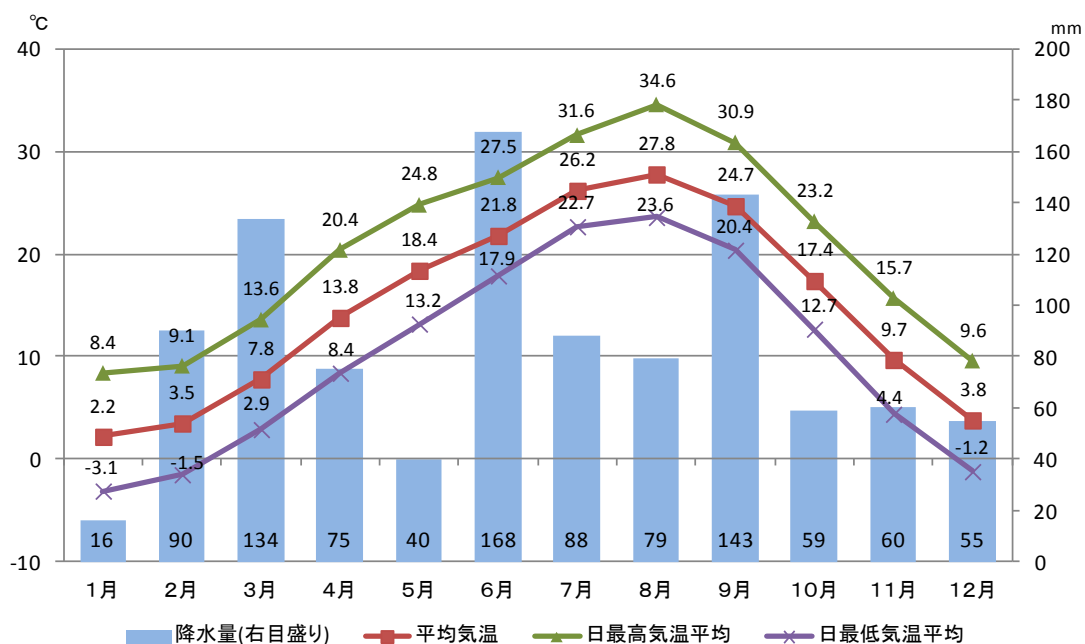
出典：平成24年度山梨県林業統計書

4. 気象

(1) 気温と降水量

平成 24 年の甲府地方気象台の観測値によると、月平均気温の最高は 8 月の 27.8℃、最低は 1 月の 2.2℃と 1 年を通じて寒暖の差が大きくなっています。また、降水量は 6 月が 168mm と最も多く、次いで 9 月の 143mm、3 月の 134mm となっています。それ以外の月は、冬場を中心に降水量は比較的少ない状況です。

■図表 2-5 平成 24 年甲府地方気象台観測値（気温・降水量）



月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
降水量(mm)	16	90	134	75	40	168	88	79	143	59	60	55	
気温(°C)	平均	2.2	3.5	7.8	13.8	18.4	21.8	26.2	27.8	24.7	17.4	9.7	3.8
	日最高平均	8.4	9.1	13.6	20.4	24.8	27.5	31.6	34.6	30.9	23.2	15.7	9.6
	日最低平均	-3.1	-1.5	2.9	8.4	13.2	17.9	22.7	23.6	20.4	12.7	4.4	-1.2

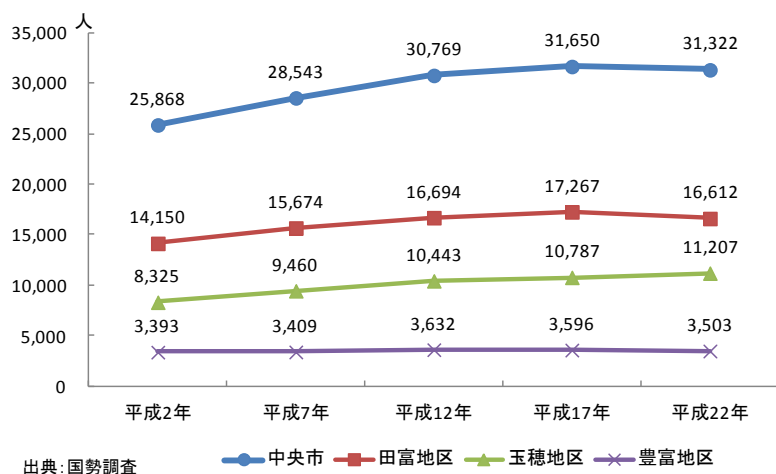
出典：山梨県気象・地震年報(甲府地方気象台)

5. 人口

(1) 人口の推移

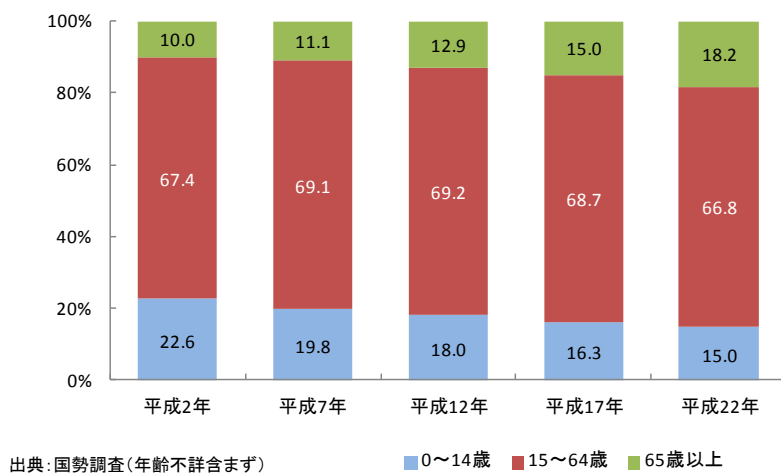
本市の人口は、平成 17 年までは一貫して増加を続けていましたが、平成 22 年の国勢調査では 31,322 人と減少に転じています。市内三地区の人口推移をみると、玉穂地区では微増となっているものの、田富地区と豊富地区では減少しています。

■図表 2-6 人口の推移



年齢 3 区分別人口割合の推移をみると、65 歳以上の「高齢者人口」の割合は年々増加する一方、年少人口の割合は逆に減少しており、少子高齢化が進行していることがうかがえます。

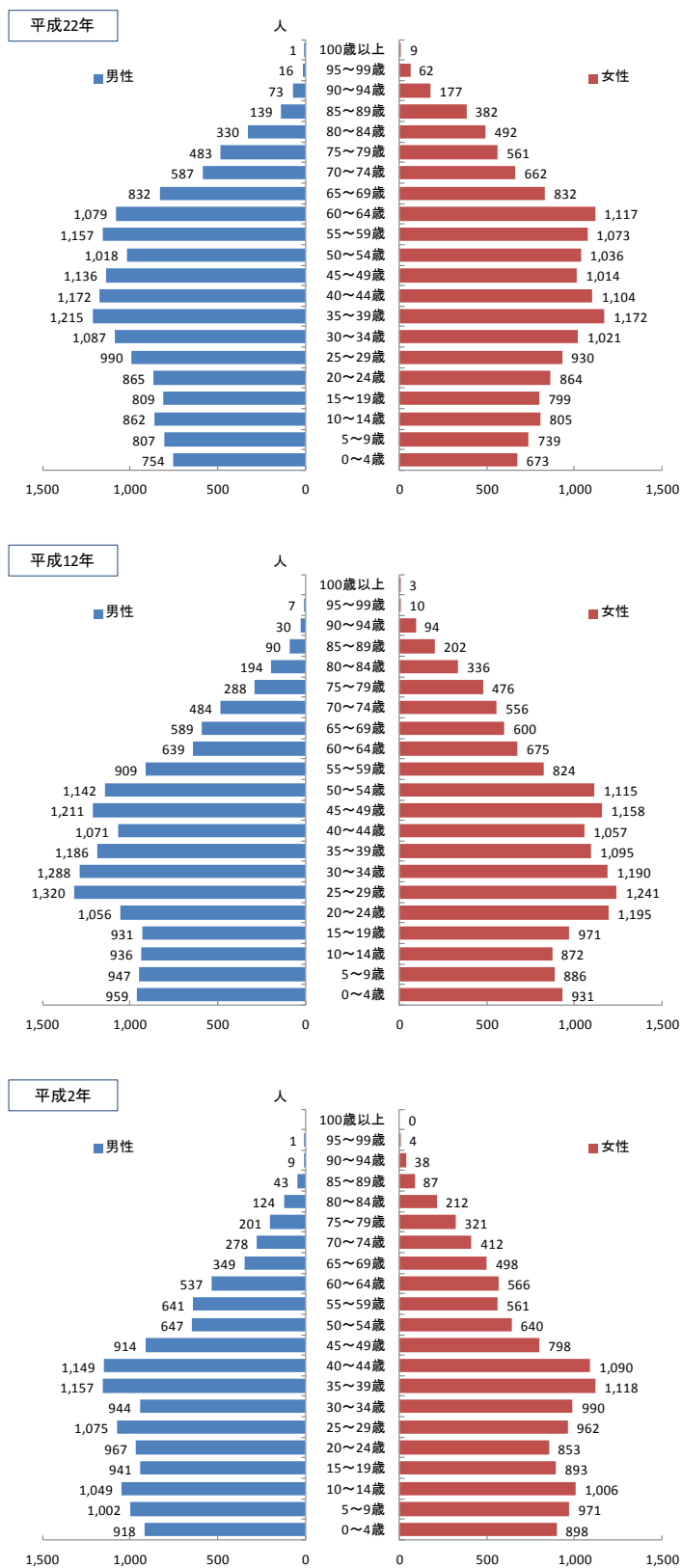
■図表 2-7 年齢 3 区分別人口割合の推移



(2) 人口構成の推移

本市の5歳階級別人口構成の10年ごとの変遷を人口ピラミッドでみていくと、平成2年には若年層から壮年期までが比較的バランスよく分布する「釣鐘型」の人口構成をしていますが、平成12年時点では年少人口の構成比がその上の世代に比べて小さくなりつつある状況がみてとれ、さらに平成22年時点を見ると、中高齢者の構成が高まり、少子高齢社会の特徴的な人口ピラミッド形である「つぼ型」の人口構成へと移行している様子が映されています。

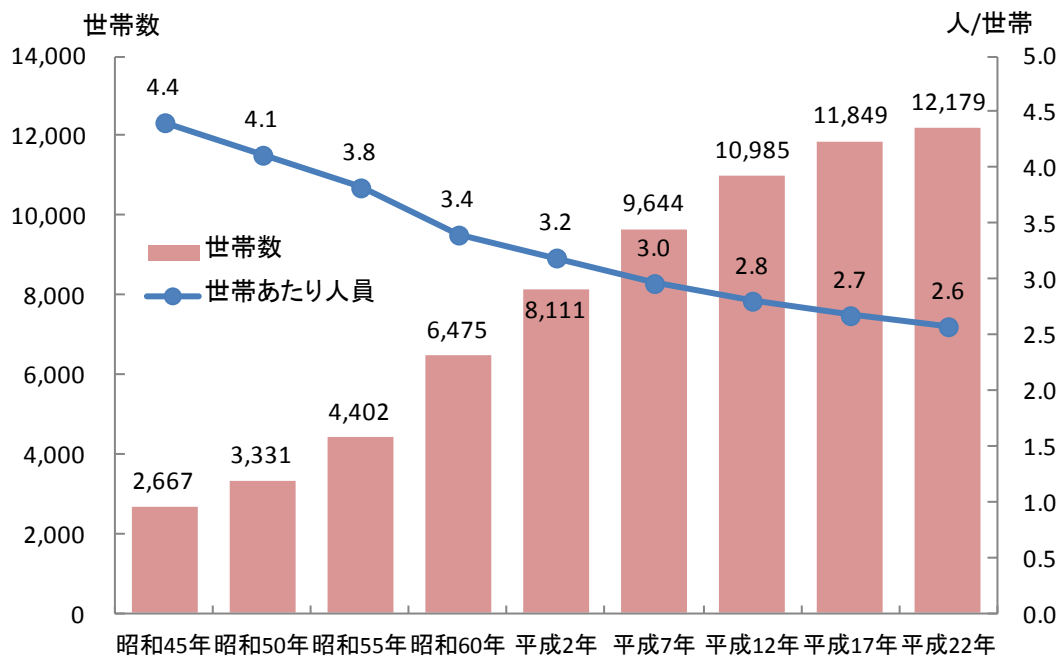
■図表2-8 人口ピラミッドの変遷



(3) 世帯数の推移

世帯数は年々増加するとともに、一世帯あたりの人員数は減少傾向にあり、核家族化の進行や高齢者の単身世帯の増加といった社会的状況が進行していることがうかがえます。

■図表 2-9 世帯数と世帯あたりの人員数の推移



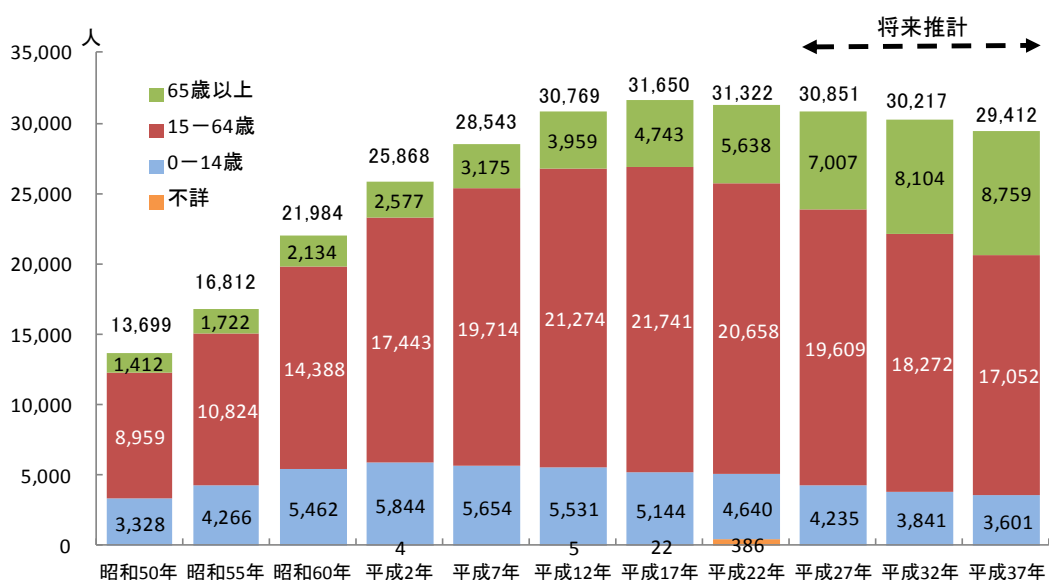
出典：国勢調査

(4) 人口将来推計

国勢調査の結果を基に、本市の将来人口を推計すると、平成22年に減少に転じてから、今後も減少傾向が続いていくことが予想されます。

年齢3区分ごとの内訳をみると、年少人口は減少を続け、平成32年には平成22年比で約17%減少する見込みです。また、生産年齢人口も今後は緩やかに減少していく見通しです。一方、高齢人口は急速に増加し、平成32年には平成22年に比べ約44%増える見込みとなっています。

■図表2-10 人口の将来推計



<国勢調査を基に推計>

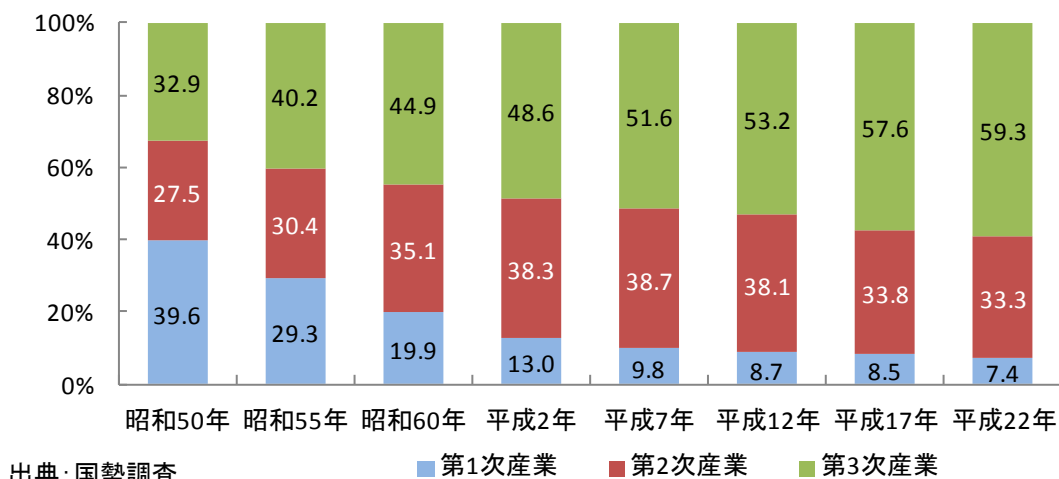
6. 産業

(1) 産業一般

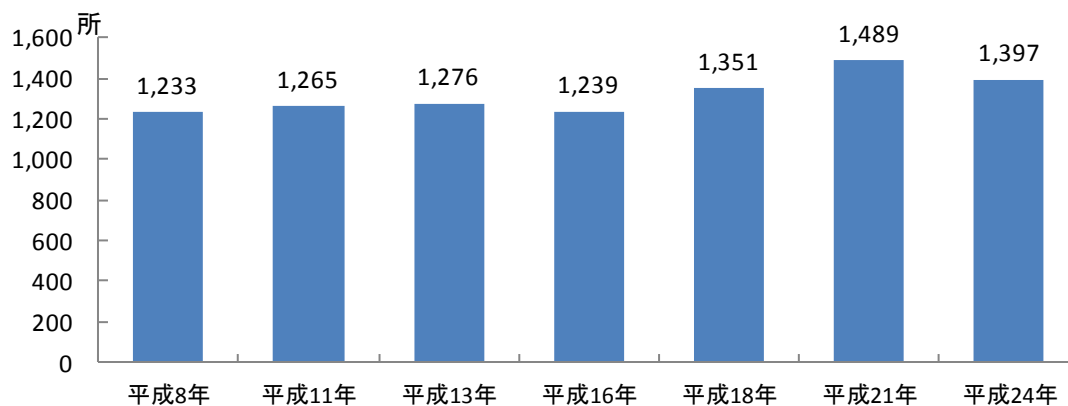
本市の産業別就業人口の構成比は、第3次産業が増加する一方で、第1次産業は減少傾向にあり、第2次産業は平成7年まで増加していたものの、近年は減少に転じています。また、昭和50年には第1次産業の割合が40%近くありましたが、年々低下して平成7年に10%を切り、そのかわり第3次産業が全体の半数を超えるようになりました。

民営事業所の立地状況をみると、平成8年以降横ばいで推移し、平成24年では1,397事業所となっています。

■ 図表 2-1 1 産業別就業人口の推移



■ 図表 2-1 2 事業所（民営）総数の推移



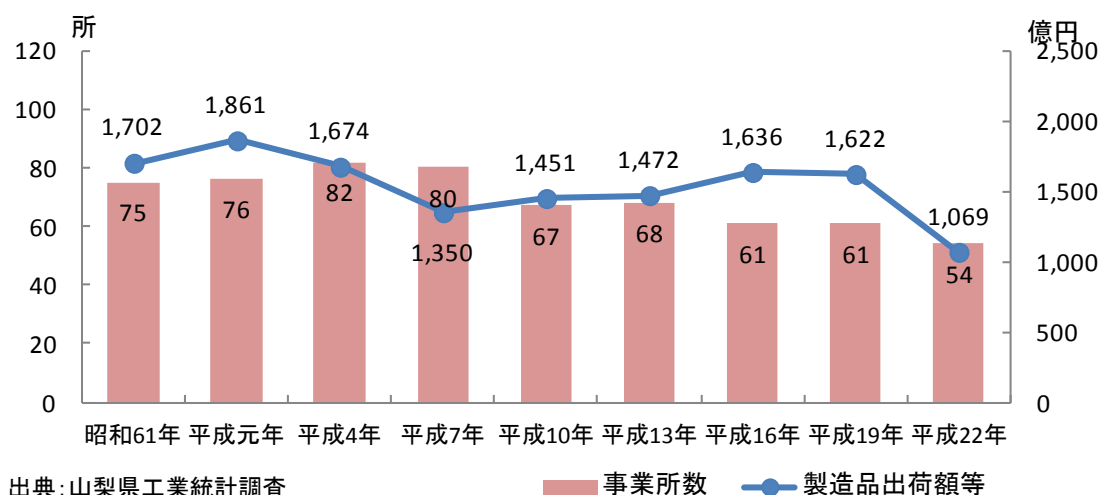
出典：事業所・企業統計調査（～平成18年）、経済センサス（平成21年～） ※平成24年は速報値

(2) 商工業

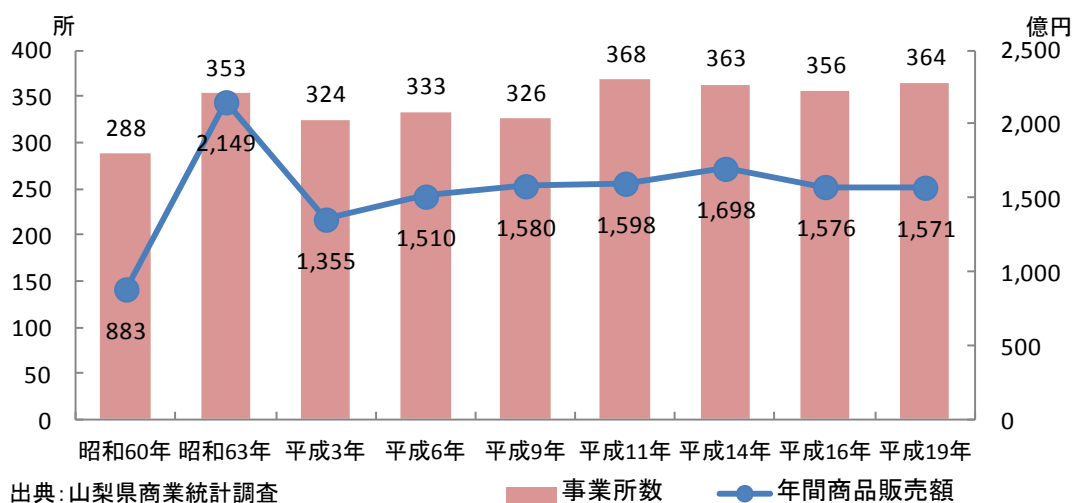
製造業では、事業所数は平成3年(86件)をピークに減少傾向にあり、製造品出荷額等*は平成16年以降、横ばいの状態が続いていましたが、平成22年には大きく落ち込みました。

商業関係の事業所数は、昭和63年から伸び悩みの状況にあります。一方、年間商品販売額は昭和63年に大幅に増え、その後減少して横ばいの状態が続いています。これは、昭和62年に甲府リバーサイドタウンに大型ショッピングセンターができたためと考えられます。

■図表2-13 製造品出荷額等の推移



■図表2-14 年間商品販売額等の推移



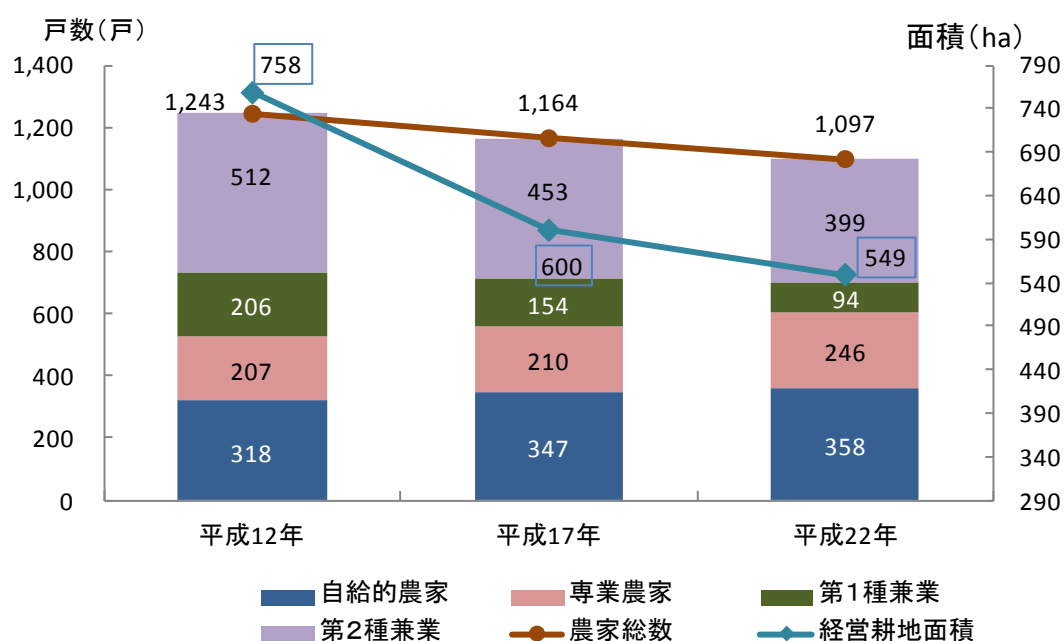
* 1年間の製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額及びその他(冷蔵保管料、新聞広告料、製造工程から出たくず、廃物等)の収入額の合計をいいます。

(3) 農業

農業では、平成12年に農家数1,243戸、経営耕地面積758haであったものが、平成22年には農家数1,097戸と11.7%減少し、経営耕地面積についても549haと27.6%減少しています。

農家形態の内訳からみると、10年間で自給的農家と専業農家は増加していますが、第1種兼業農家（農業所得を主とする兼業農家）は54.3%減とおおよそ半減しており、第2種兼業農家（農業所得を従とする兼業農家）についても22.1%減少しています。

■図表2-15 本市の農家数と経営耕地面積の推移

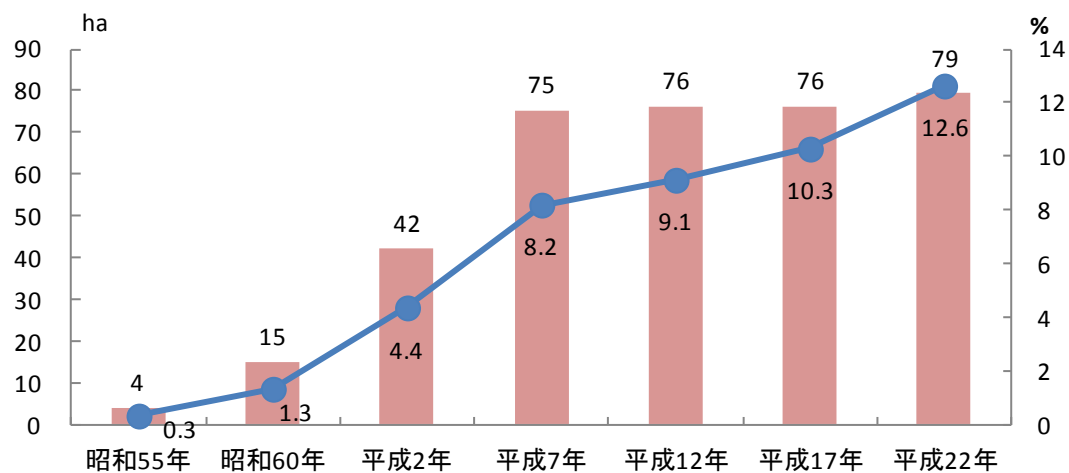


出典：農林業センサス

区分	農家戸数							経営耕地面積 (ha)
	総数	自給的農家	販売農家					
			専業農家	兼業農家				
			第1種	第2種				
平成12年	1,243	318	925	207	718	206	512	758
平成17年	1,164	347	817	210	607	154	453	600
平成22年	1,097	358	739	246	493	94	399	549

また、耕作放棄地の面積は、平成 7 年にかけて急増しましたが、平成 7 年以降はほとんど増えておらず、平成 22 年は 79ha にとどまっています。しかし、経営耕地面積の減少に伴い、耕作放棄率は上昇しています。

■図表 2-16 耕作放棄地面積等の推移



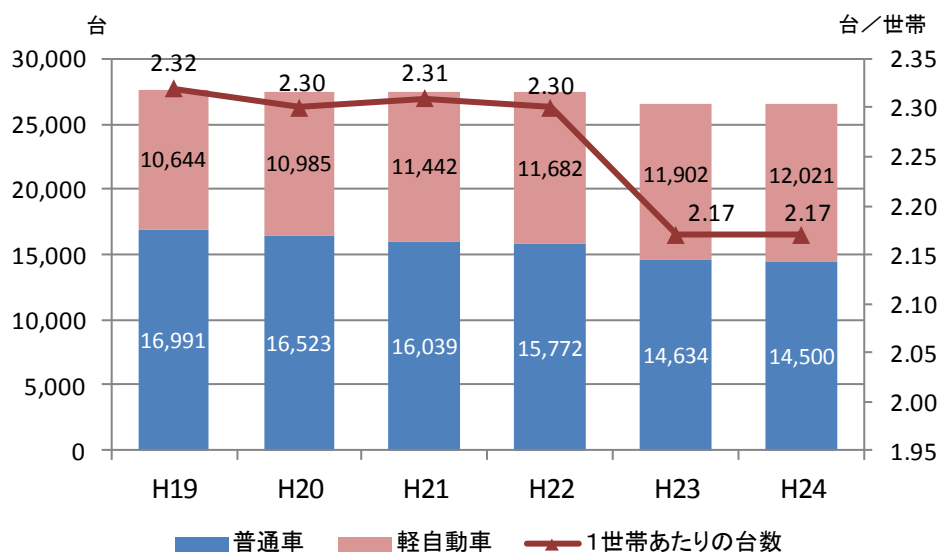
出典：農林業センサス

{耕作放棄率 = 耕作放棄地面積 ÷ (経営耕地面積 + 耕作放棄地面積)}

7. 自動車台数

自動車台数と1世帯あたりの保有台数は減少傾向にありますが、内訳をみると、軽自動車については台数が増加してきており、普通車から軽自動車への乗り換えが進んでいる状況がうかがえます。

■図表 2-17 自動車登録台数の推移（二輪車は除く）



	合計台数			1世帯あたりの台数
	普通車	軽自動車		
H19	16,991	10,644	27,635	2.32
H20	16,523	10,985	27,508	2.30
H21	16,039	11,442	27,481	2.31
H22	15,772	11,682	27,454	2.30
H23	14,634	11,902	26,536	2.17
H24	14,500	12,021	26,521	2.17

出典：県勢ダイジェスト(関東運輸局山梨運輸支局・山梨県軽自動車協会データより)

8. 市内の主な公共施設

市内の主な公共施設には、次のものがあります。

○ 行政施設

中央市役所（田富庁舎、玉穂庁舎、豊富庁舎）、玉穂総合会館、田富総合会館、豊富郷土資料館、田富図書館、玉穂生涯学習館

○ 商業施設

道の駅とよとみ、農産物直売所 た・から

○ 小中学校

三村小学校、玉穂南小学校、田富小学校、田富北小学校、田富南小学校、豊富小学校、玉穂中学校、田富中学校

○ 保育園

玉穂保育園、田富第一保育園、田富第二保育園、田富第三保育園、田富北保育園、豊富保育園

○ 児童館

玉穂中央児童館、玉穂北部児童館、玉穂西部児童館、田富中央児童館、田富わんぱく児童館、田富ひばり児童館、田富杉の子児童館、田富ひまわり児童館、田富つくし児童館、田富すみれ児童館、豊富児童館

○ 保健施設

玉穂勤労健康管理センター、田富健康管理センター、田富保健センター、田富福祉センター、田富福祉公園コミュニティーセンター、豊富保健センター、豊富保健福祉センター、豊富デイサービスセンター

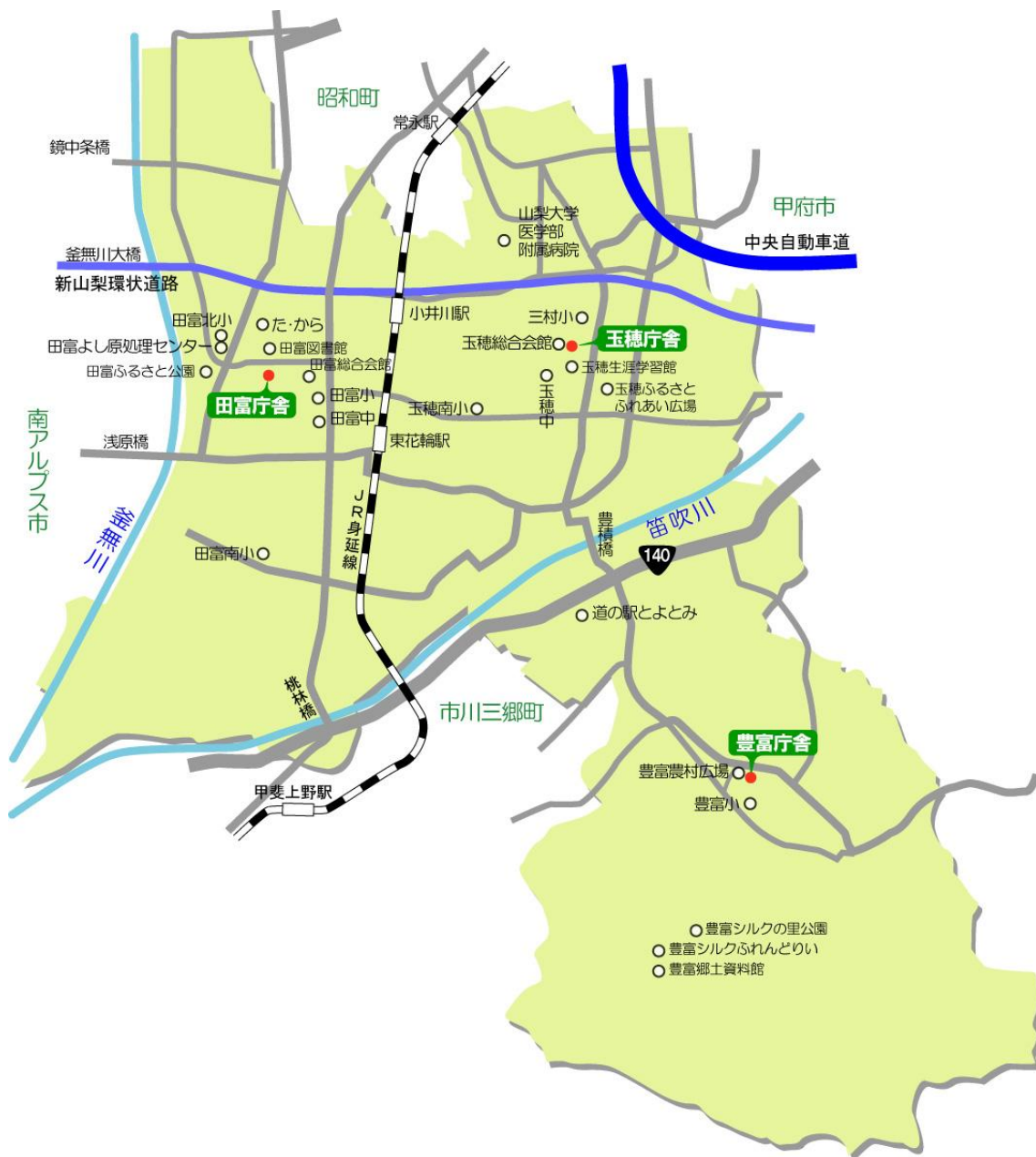
○ スポーツ施設

玉穂市民体育館、玉穂B & G海洋センター、田富市民体育館、田富市民プール、与一弓道場、浅利テニスコート、農業者トレーニングセンター

○ その他

玉穂学校給食共同調理場、(財)シルクの里振興公社、豊富農業者研修センター、田富小・中学校給食室、豊富中央公民館、田富よし原処理センター、豊富クリーンセンター、田富コミュニティ防災センター

■ 図表 2-18 市内の主な公共施設等



第3章 環境に関する状況

1. 自然環境

本市は笛吹川をはさんで南部の御坂山系からなる地域と、釜無川により形成された沖積平野部に分けられます。山梨県全体との比較では、森林の割合が小さく、農用地・宅地の割合が大きくなっていますが、身近なところでさまざまな動植物を観察することができます。

(1) 動物

山梨県が平成7年度から13年度にかけて実施した環境資源調査によると、本市には次の動植物が分布していることが確認されています。

哺乳類

アズマモグラ、アブラコウモリ、ハタネズミ、ハツカネズミ、クマネズミ、ホンドイタチ

鳥類（笛吹川中道橋、風土記の丘周辺）

アオサギ、イカルチドリ、イワツバメ、ウグイス、エナガ、オオジュリン、オオヨシキリ、オナガ、オナガガモ、カシラダカ、カルガモ、カワウ、カワセミ、カワラヒワ、キジ、キジバト、キセキレイ、ゴイサギ、コガモ、コゲラ、コサギ、シジュウカラ、ジョウビタキ、スズメ、セグロセキレイ、ダイサギ、チョウゲンボウ、ツグミ、ツバメ、ドバト、トビ、ノスリ、ハクセキレイ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、バン、ヒドリガモ、ヒバリ、ホオジロ、マガモ、ムクドリ、メジロ、モズ、ヤマガラ

魚類

アブラハヤ、ウグイ、オイカワ、カダヤシ、カマツカ、カワヨシノボリ、ギンブナ、シマドジョウ、タモロコ、ドジョウ、ニゴイ、ホンモロコ、モツゴ、ヨシノボリ

両生類・爬虫類

ニホンアマガエル、ウシガエル、ニホンカナヘビ、ニホントカゲ、アズマヒキガエル、ヤマカガシ

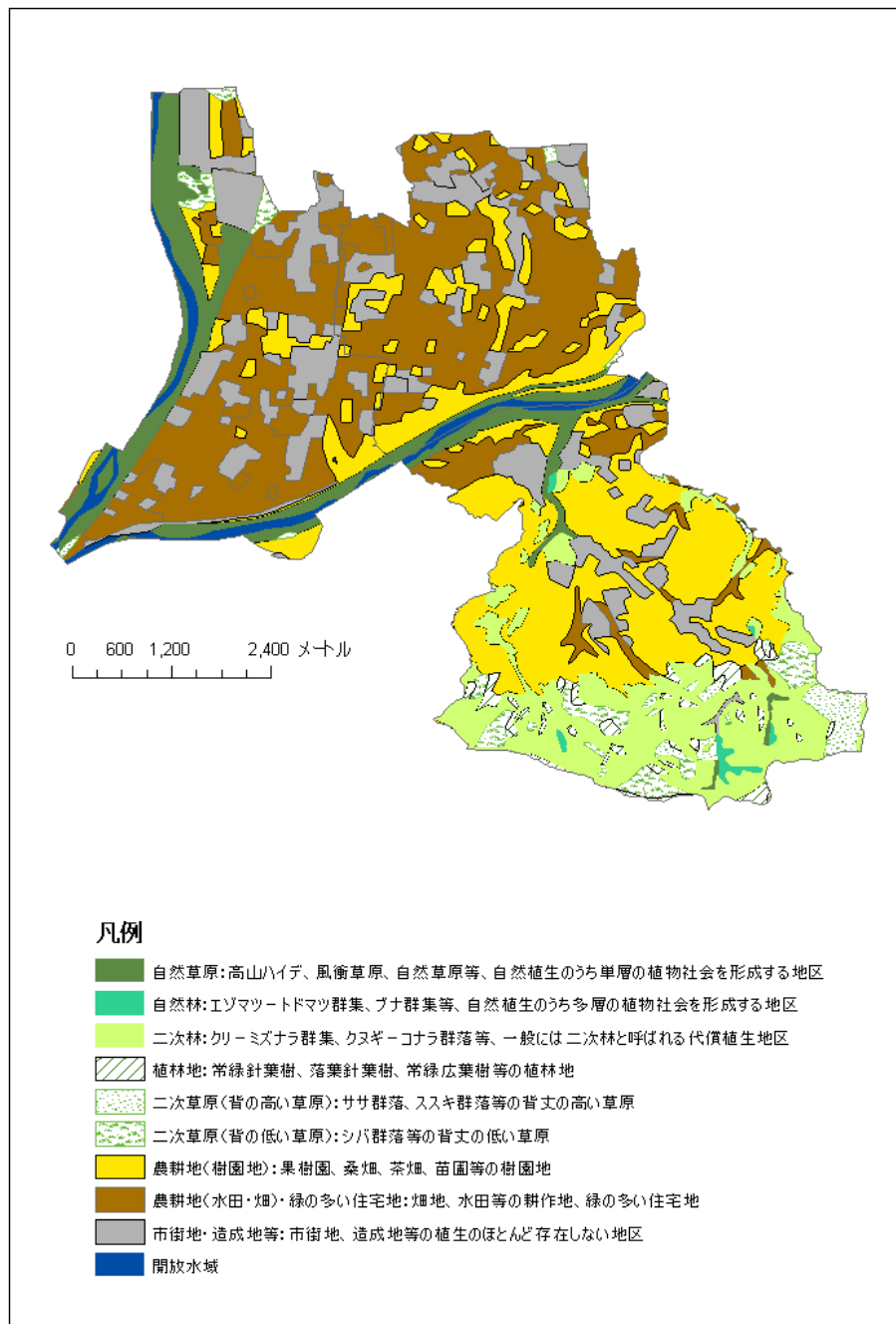
昆虫類（チョウの仲間）

イチモンジセセリ、ウラナミシジミ、キアゲハ、キタテハ、キチョウ、スジグロシロチョウ、ツバメシジミ、ヒメアカタテハ、ヒメウラナミジャノメ、ベニシジミ、ホソオチョウ、モンキチョウ、ヤマトシジミ

(2) 植物

本市の標高は、地図上で推計すると南西部釜無川の 241m から南東部御坂山地の 929 m の間で分布しています。旧豊富村内の御坂山地には、スギ、ヒノキ、アカマツなどの針葉樹のほか、クヌギ、コナラなどの広葉樹が分布しています。また、市街地近くでも、春先の農耕地にれんげ草が咲き、美しい景観が広がります。

■図表 3-1 植生自然度



出典：環境省自然環境保全基礎調査

2. 生活・都市環境

(1) 大気汚染の状況

山梨県では、大気汚染の状況を把握するために、一般環境大気測定局 10 局および自動車排出ガス測定局 2 局、合計 12 局で大気汚染状況の常時監視をおこなっています。本市内に測定局はありませんが、近隣の南アルプス測定局の結果を参考までに掲げます。

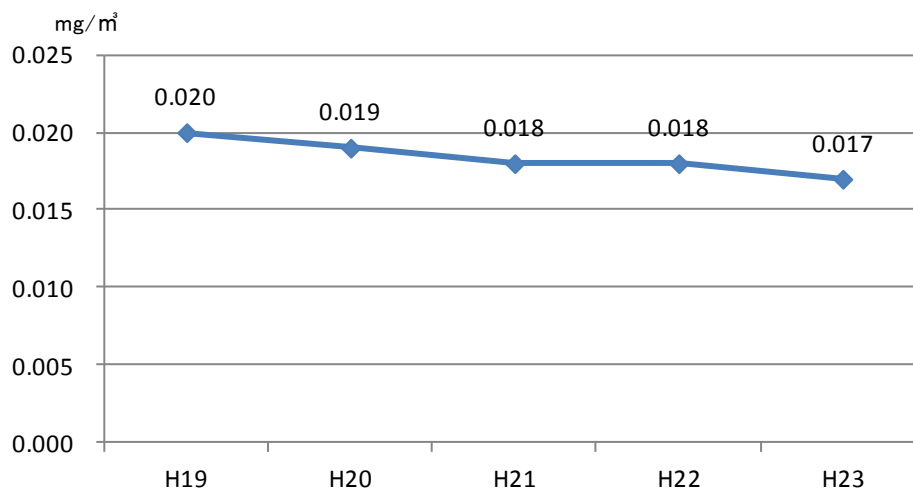
光化学オキシダントを除いて、環境基準は達成されています。また、光化学オキシダントについても、基準値を超えた日数・時間数は改善しており、濃度の年平均値も低下しています。なお、汚染物質ごとの経年変化は、下図に示すとおりです。

■図表 3-2 環境基準の達成状況

項目	環境基準	測定値が基準を超えた日数・時間数		評価	
		H19	H23	H19	H23
SPM [*]	1 時間値の日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ 1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること	0 日 0 時間	0 日 0 時間	○	○
NO ₂ [*]	1 時間値の日平均値が 0.04~0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること	0 日	0 日	○	○
O _x [*]	1 時間値が 0.06ppm 以下であること	141 日 901 時間	69 日 401 時間	×	×

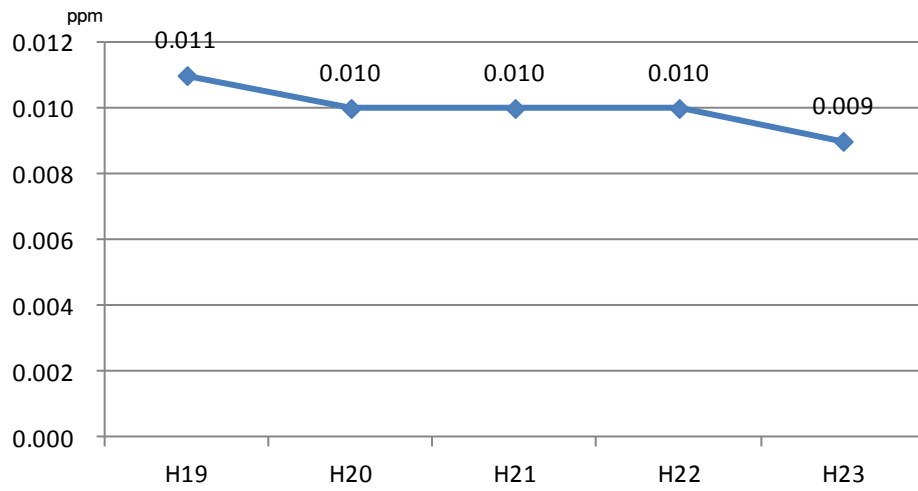
※ SPM: 浮遊粒子状物質、NO₂: 二酸化窒素、O_x: 光化学オキシダント
出典: 平成 24 年度版やまなしの環境 (山梨県)

■図表 3-3 浮遊粒子状物質 (SPM) 濃度の年平均値の経年変化



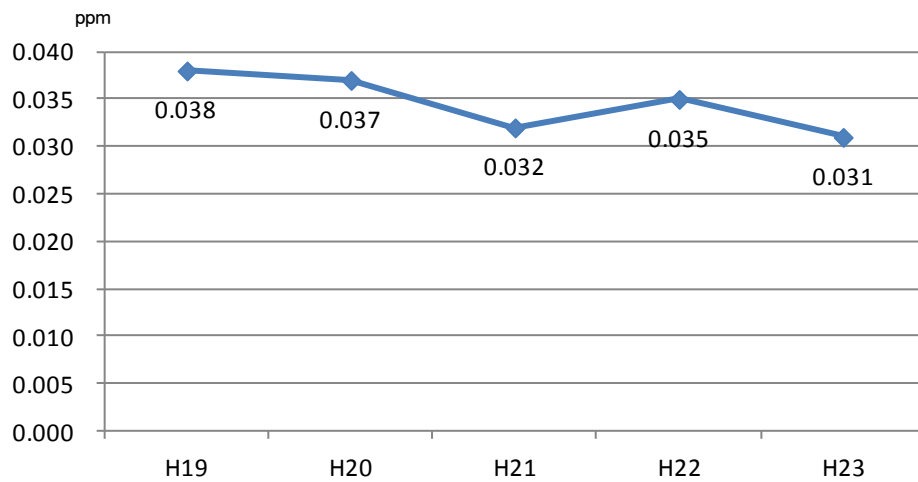
出典: 平成 24 年度版やまなしの環境 (山梨県)

■ 図表 3-4 二酸化窒素 (NO₂) 濃度の年平均値の経年変化



出典：平成 24 年度版やまなしの環境（山梨県）

■ 図表 3-5 光化学オキシダント (Ox) 濃度の経年変化



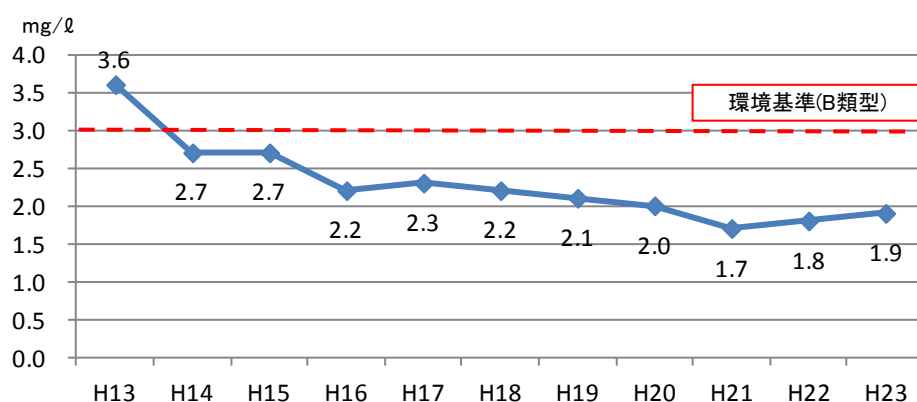
備考：昼間の 1 時間値の年平均値

出典：平成 24 年度版やまなしの環境（山梨県）

(2) 河川の水質汚濁の状況

市内の小河川は、市の南側を笛吹川に沿うように流れる鎌田川に流れ込むため、鎌田川の水質をみることによって市内の河川の水質汚濁状況を概観することができます。山梨県がおこなっている公共用水域水質測定結果から、鎌田川流末の BOD（生物化学的酸素要求量）※の経年変化をみると、平成 13 年度までは環境基準を上回っていましたが、それ以後は改善傾向にあります。

■ 図表 3-6 鎌田川流末の BOD の経年変化



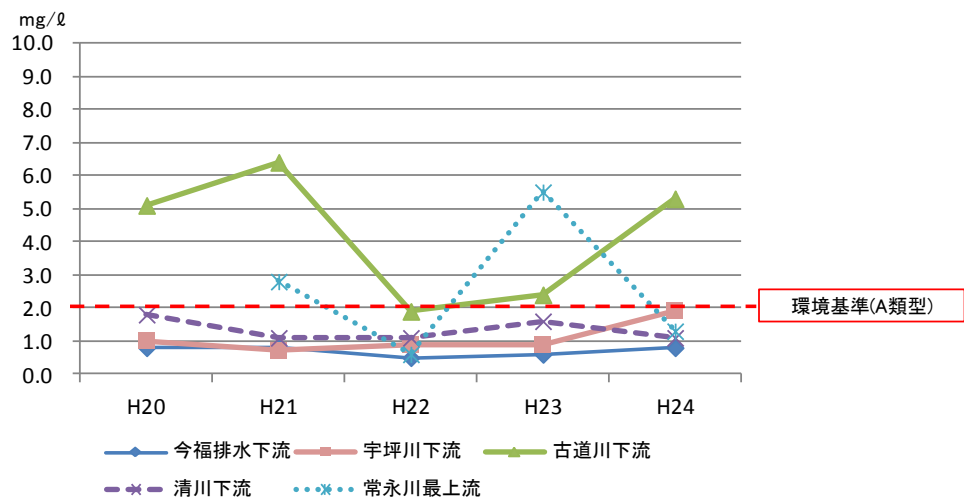
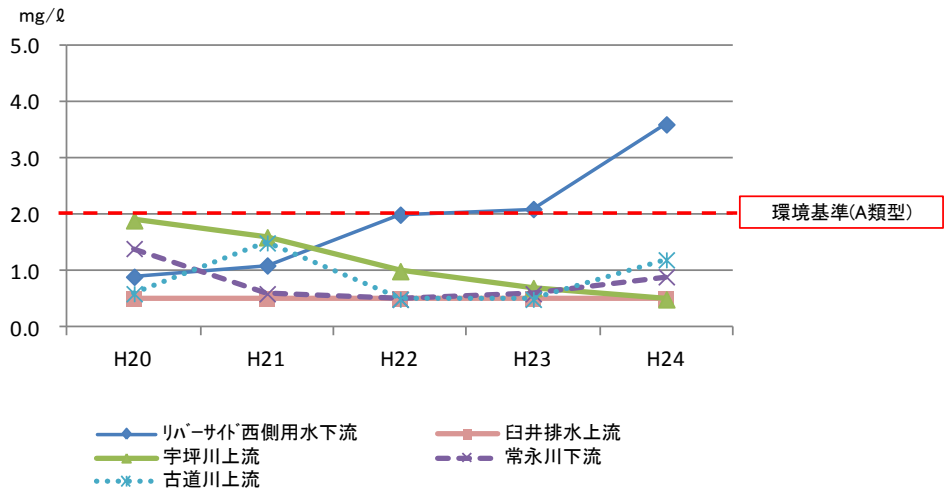
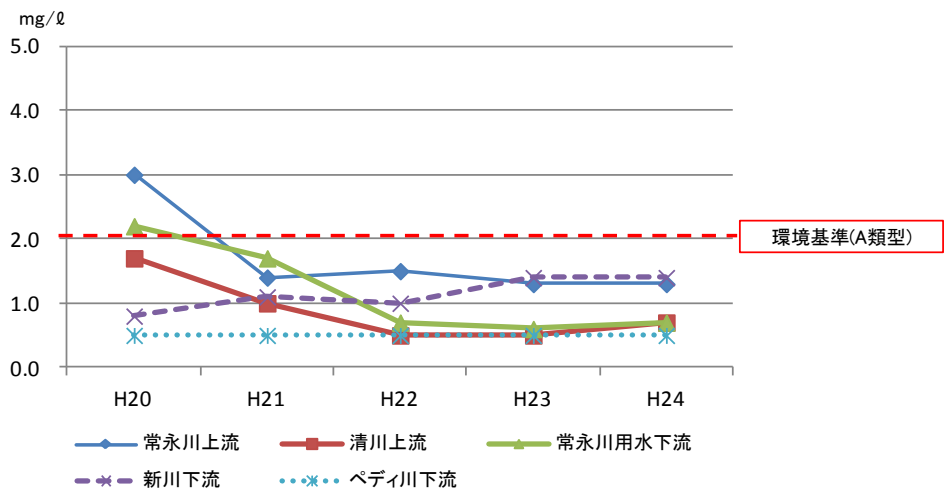
出典：平成 24 年度版やまなしの環境（山梨県）

次に、本市がおこなった市内河川の水質測定結果を図表 3-7～図表 3-9 に示します。

一部に BOD 値が比較的高い河川がみられます。水量が少ない河川であり、測定日における一時的な排水の流入等が原因であると推定されますが、今後とも注視していきます。

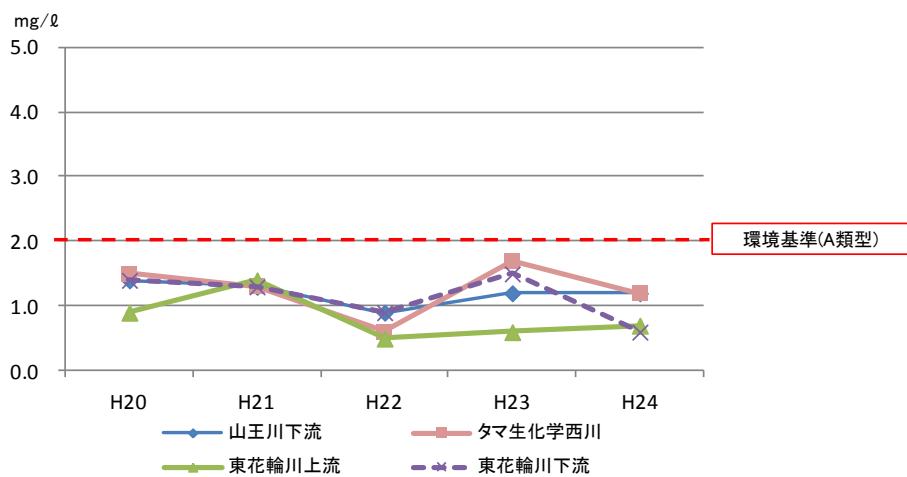
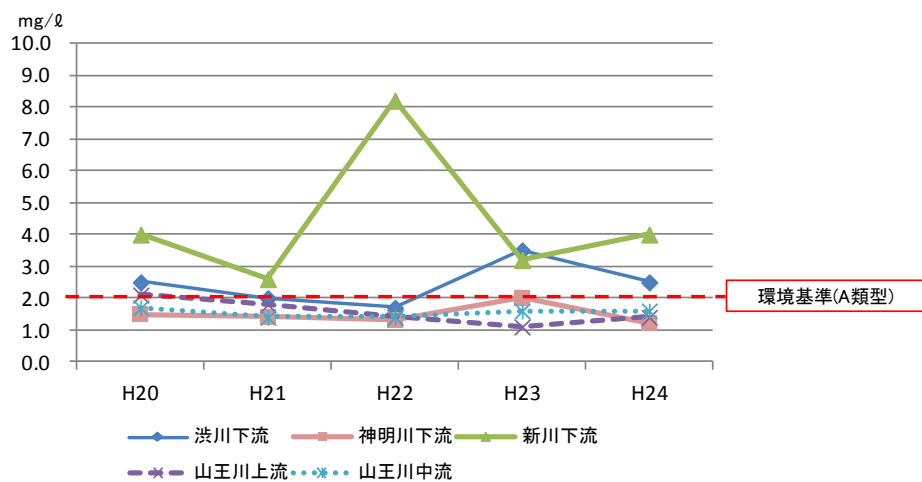
※ BOD：水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のことで、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。

■図表 3-7 市内河川のBODの経年変化（田富地区）

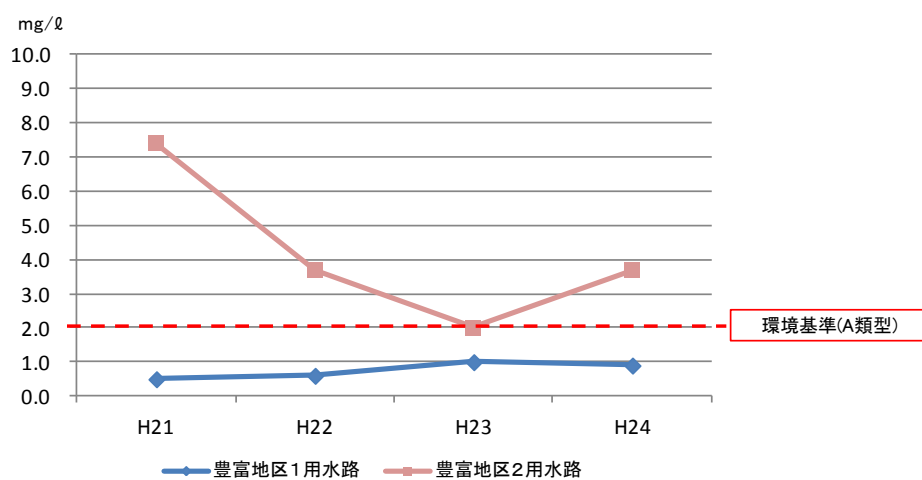


出典：環境課資料

■ 図表 3-8 市内河川の BOD の経年変化（玉穂地区）



■ 図表 3-9 市内河川の BOD の経年変化（豊富地区）



出典：環境課資料

(3) 地下水の状況

山梨県では地下水の水質保全を図るために年度ごとに測定計画を定め、地下水水質の監視をおこなっています。平成 24 年度、市内では 2 箇所において測定がおこなわれ、いずれの地点でも環境基準は達成されていました。

■図表 3-10 市内井戸の地下水水質測定結果

物質名	環境基準値	井戸の所在地		環境基準達成状況	
	mg/l	臼井阿原	極楽寺		
環境基準項目	カドミウム	0.003	0.0003 未満	0.0003 未満	○
	全シアン	検出されないこと※	下限値(0.1)未満	下限値(0.1)未満	○
	鉛	0.01	0.005 未満	0.005 未満	○
	六価クロム	0.05	0.02 未満	0.02 未満	○
	砒素	0.01	0.005 未満	0.005 未満	○
	総水銀	0.0005	0.0005 未満	0.0005 未満	○
	PCB	検出されないこと※	下限値(0.0005)未満	下限値(0.0005)未満	○
	その他 20 項目				○

※ 検出されないこと：所定の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の検出可能な下限値に満たないことをいいます。

出典：平成 24 年度山梨県公共用水域・地下水水質測定結果

(4) 自動車騒音

平成 24 年度自動車騒音常時監視では、市内の一般道 3 路線 6 区域で騒音発生状況が測定されました。一般県道臼井阿原竜王線の山之神などで環境基準（昼間 70 デシベル以下、夜間 65 デシベル以下）を上回る騒音が発生しています。

■図表 3-1 1 自動車騒音常時監視結果

対象道路路線名	評価区域	住居等 戸数 (戸)	達成戸数・割合							
	始点 終点		昼夜間とも 基準値以下		昼間のみ 基準値超過		夜間のみ 基準値超過		昼夜間とも 基準値超過	
			(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)
主要地方道 甲府市川三郷線	布施	232	231	99.6	0	0.0	0	0.0	1	0.4
	布施									
主要地方道 甲府市川三郷線	布施	27	27	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	布施									
主要地方道 甲府市川三郷線	山之神	8	4	50.0	4	50.0	0	0.0	0	0.0
	山之神									
主要地方道 韮崎南アルプス中央線	臼井阿原	262	262	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	乙黒									
主要地方道 韮崎南アルプス中央線	乙黒	1	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	浅利									
一般県道 臼井阿原竜王線	山之神	80	50	62.5	0	0.0	10	12.5	20	25.0
	山之神									

出典：平成 24 年度自動車騒音常時監視結果（環境課）

(5) 公害苦情

本市および山梨県の機関が受理した公害苦情の件数は次のとおりです。水質汚濁や大気汚染、悪臭に関するものが目立ちます。

■図表 3-1 2 公害苦情件数（市及び県の機関の受理分）

種別	H20	H21	H22	H23	計
大気汚染	1	3	2	2	8
水質汚濁	1	6	3	2	12
土壌汚染	0	0	0	0	0
騒音	2	0	2	0	4
振動	0	0	0	0	0
地盤沈下	0	0	0	0	0
悪臭	2	3	0	1	6
その他	2	2	3	2	9
計	8	14	10	7	39

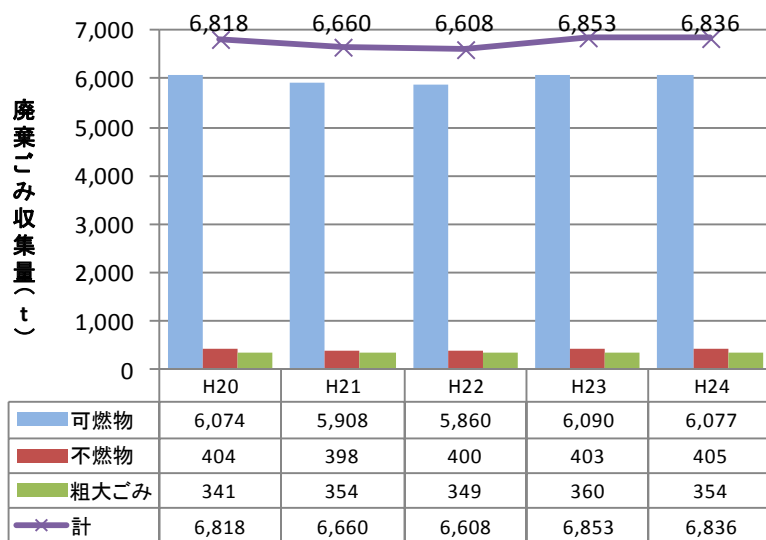
出典：各年度版やまなしの環境（山梨県）

(6) 廃棄物

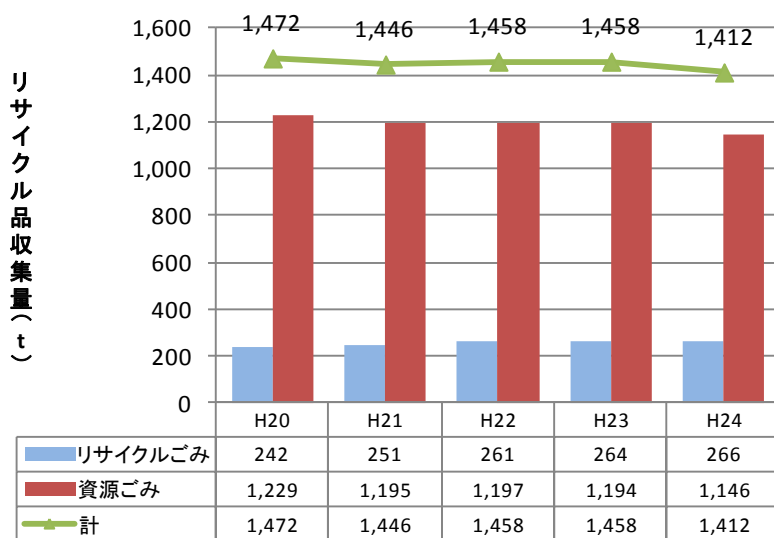
① ごみ処理の状況

市内における廃棄ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ）とリサイクル品（ペットボトルやアルミ缶、ダンボールや新聞紙など）の収集量の推移を示します。廃棄ごみは23年度に増加に転じて以後横ばいですが、リサイクル品は資源ごみを中心に減少傾向にあります。

■図表 3-1 3 廃棄ごみ収集量の推移



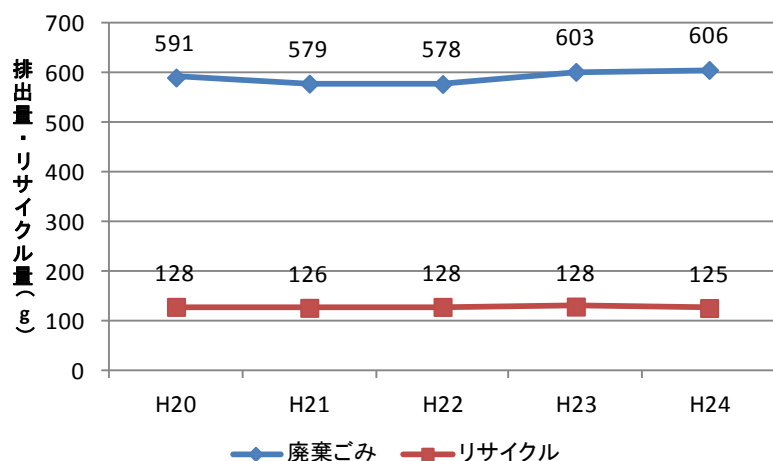
■図表 3-1 4 リサイクルごみ収集量の推移



出典：環境課資料

なお、参考までに、図表 3-13 及び図表 3-14 に示す数値を各年の本市人口数と年間日数で除して、一人一日当たりの廃棄ごみ排出量とリサイクル量を推計し、その推移をみると、図表 3-15 のとおりです。廃棄ごみの排出量が増加傾向にある反面、リサイクル量は伸び悩んでいることがうかがえます。

■図表 3-15 一人一日当たりの廃棄ごみ排出量・リサイクル量の推移



備考：推計に用いた人口数は国勢調査結果および各年 10 月現在の推計人口による。

出典：環境課資料

リサイクル品の収集は、各自治会と各庁舎に設置されているリサイクルステーションでおこなわれています。リサイクル品収集量の推移を詳細にみると、次のとおりです。

■図表 3-16 品目別リサイクル状況

(各年数値の単位：t)

区分		H20(a)	H21	H22	H23	H24(b)	b/a
リサイクル	スチール缶	28.72	26.98	24.21	25.89	24.63	0.86
	アルミ缶	21.50	23.61	24.21	25.11	26.14	1.22
	無色ビン	39.37	41.55	44.59	43.91	46.16	1.17
	茶色ビン	37.84	37.20	40.91	40.04	42.36	1.12
	その他ビン	13.17	14.81	15.46	16.96	16.73	1.27
	ペットボトル	44.23	46.79	49.83	50.05	50.82	1.15
	その他プラ	57.64	60.16	61.94	62.26	59.28	1.03
	計	242.47	251.10	261.15	264.22	266.12	1.10
資源ごみ	ダンボール	188.61	207.58	220.65	238.37	242.89	1.29
	紙パック	7.40	7.49	8.26	7.23	7.00	0.95
	新聞紙	380.35	356.28	353.66	332.09	315.92	0.83
	雑誌・チラシ	532.09	502.91	497.37	504.53	470.90	0.89
	ミックス紙	59.49	64.34	66.75	67.82	68.56	1.15
	生ごみ(豊富地区)	61.54	55.92	50.21	43.69	40.50	0.66
	計	1,229.48	1,194.52	1,196.90	1,193.73	1,145.77	0.93

出典：環境課資料

② 生活排水処理の状況

生活排水処理は、下水道、農業集落排水設備、合併処理浄化槽などによりおこなわれています。本市の生活排水クリーン処理率（生活排水が処理施設により処理される人口の割合）は平成24年3月末現在で99.1%となっており、県全体の平均（77.2%）を約22ポイント上回っています。

本市で発生するし尿のうち下水道に入るものは、富士川町にある釜無川浄化センターにおいて、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、富士川町、昭和町、市川三郷町の汚水とともに一括処理されます。市内の下水処理人口（処理区域内水洗化人口）は、平成24年3月末現在、20,124人となっています。

■図表3-17 生活排水クリーン処理率 (単位:人、平成24年3月31日現在)

	総人口	下水道	農業集落排水処理施設	合併処理浄化槽	コミュニティプラント	小規模集合排水処理施設	衛生処理人口	生活排水クリーン処理率
中央市	29,980 (29,994)	20,124 (16,815)	3,466 (3,510)	2,786 (2,656)	3,344 (3,239)	—	29,720 (26,220)	99.1% (87.4%)
県	855,746 (871,481)	529,128 (501,174)	16,460 (16,664)	108,856 (112,566)	6,512 (7,241)	52 (59)	661,008 (637,704)	77.2% (73.2%)

備考：()内は平成20年3月31日現在の状況

出典：「生活排水クリーン処理率の実績」（山梨県）

浄化槽から発生する汚泥は、田富・玉穂地区のものが中巨摩地区広域事務組合衛生センターにおいて処理されます。豊富地区から発生するものは、ほとんどが豊富クリーンセンターにおいて堆肥化されますが、一部は富士河口湖町の大和田清掃センターにおいて処理されます。また、田富地区のリバーサイドタウンと流通団地においては、地区内のコミュニティプラント、よし原処理センターで処理されます。

し尿（浄化槽汚泥、くみ取りし尿）の処理状況は、次表のとおりです。

■図表3-18 汚泥処理状況（浄化槽汚泥＋くみ取りし尿） 単位:t

区分	H20	H21	H22	H23	H24
堆肥化	2,052	2,067	2,305	2,313	1,981
処理施設	6,061	5,919	5,672	5,622	5,588
計（し尿排出量）	8,113	7,986	7,977	7,935	7,569

出典：環境課資料

③ 不法投棄の状況

市内における不法投棄の現状として、山梨県中北林務環境事務所で把握・確認している状況は、図表 3-19 のとおりです。平成 20 年度当初の不法投棄残量は 3,679kg ですが、平成 24 年度末残量は 566kg と改善しています。

また、本市が独自に発見・撤去した不法投棄量の推移は、図表 3-20 のとおりです。

全般的に、山間部の林道沿いに多量に投棄されるケースや河川へのポイ捨てが多く見受けられます。

■図表 3-19 不法投棄の状況①

(投棄量:kg)

	H20		H21		H22		H23		H24	
	箇所数	投棄量	箇所数	投棄量	箇所数	投棄量	箇所数	投棄量	箇所数	投棄量
不法投棄残量	16	3,679	31	1,162	35	1,484	35	1,484	0	0
新規確認	39	1,291	21	40,862	17	936	8	204	6	877
撤去	24	3,808	17	40,540	17	936	43	1,688	5	311
年度末残量	31	1,162	35	1,484	35	1,484	0	0	1	566

出典：山梨県中北林務環境事務所調べ

■図表 3-20 不法投棄の状況②

(単位:t)

年 度	H20	H21	H22	H23	H24
不法投棄物撤去量	3.72	4.00	19.40	5.00	6.00

(7) 公園・緑地

本市には大小さまざまな公園・緑地があり、市民のいきい場となっています。

主要な公園としては、田富ふるさと公園、玉穂ふるさとふれあい広場、シルクの里公園などがあり、週末には家族連れの利用客などでにぎわいをみせています。また、イベントの開催に利用されることもあります。

また、豊富な緑地にも恵まれており、笛吹川の河川敷やのどかな田園風景といった、水と緑の織りなす景観は、市民にやすらぎを与えています。

■図表 3-2 1 市内の都市公園等と面積

公園名	面積(ha)
中巨摩地区公園	2.20
中巨摩地区第2公園	2.60
玉穂ふるさとふれあい広場	4.10
若宮公園(1, 2, 3号)	1.15
阿原2号公園	0.07
成島公園(1, 2号)	0.42
下河東公園(1, 2号)	0.49
山王川河川緑地	0.70
田富ふるさと公園	1.90
常永川河川緑地	0.95
鍛冶新居公園(1, 2号)	0.51
田富福祉公園	1.40
ひばり児童館公園	0.32
リバーサイド1号公園(田富北保育園西側)	0.17
リバーサイド2号公園(アピタ南)	0.07
リバーサイド水源公園	0.08
防災公園	0.16
豊富シルクの里公園	2.51
豊富農村公園	2.93
神明の丘眺望公園	0.29
浅利川農村公園	0.14
木原八王子公園(関原若宮公園)	2.33
計	25.49

出典：環境課資料

3. エネルギー消費状況と二酸化炭素（CO₂）排出量

中央市地域新エネルギービジョンに掲げる推計値（平成17年基準）によると、本市のエネルギー消費構造およびCO₂排出量は次のとおりです。

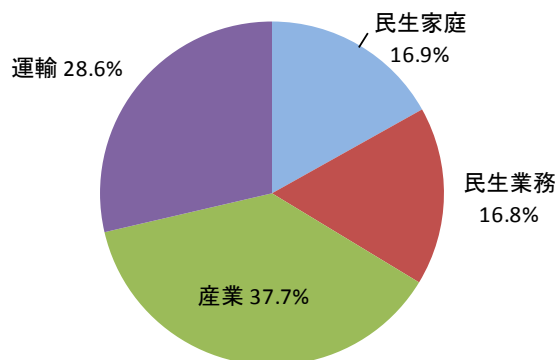
（1）エネルギー消費構造

消費部門別のエネルギー消費量（推計値）の構成比は図表3-22のとおりです。産業部門が37.7%と最も多く、次いで運輸部門の28.6%となっています。

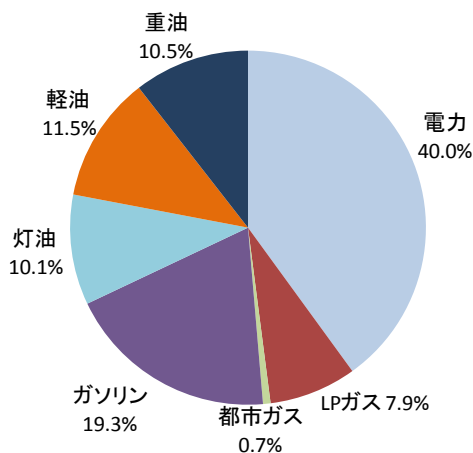
また、エネルギー源別の消費量の構成比は図表3-23のとおりです。電力が4割を占め最大となっており、次いでガソリン19.3%などとなっています。なお、最大の割合を占める電力について、その消費部門別の構成比をみると、図表3-24のとおりです。

以上のように、本市では産業部門中心・電力中心のエネルギー消費構造になっていることがわかります。

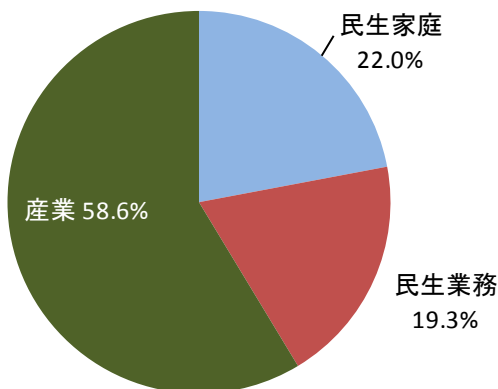
■図表3-22 消費部門別エネルギー消費量構成比



■図表3-23 エネルギー源別消費量構成比



■図表 3-2 4 消費部門別電力消費量構成比



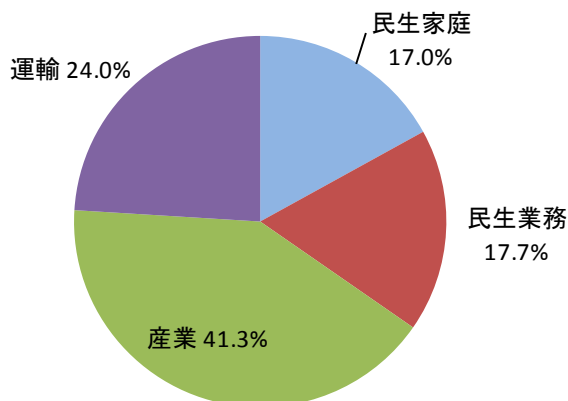
出典：中央市地域新エネルギービジョン

(2) CO₂排出量

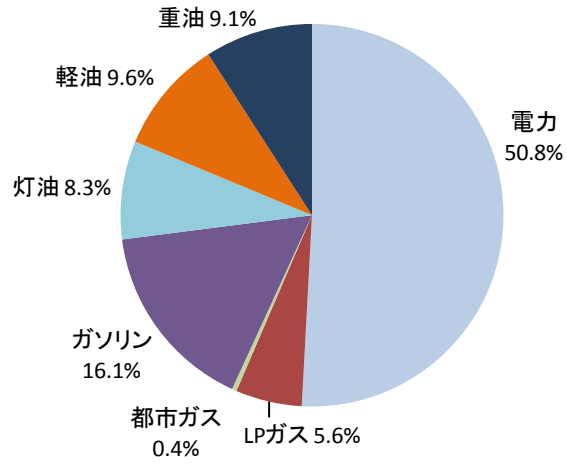
本市のCO₂の排出量（推計値）の構成比は、図表 3-25 のとおりです。産業部門が4割強と最も多くなっています。

また、エネルギー源別の構成比は図表 3-26 のとおりです。電力が約半分を占め、次いでガソリン 16.1%などとなっています。CO₂は、化石燃料（石油・石炭など）を燃やすことで発生しますが、電力については、発電時の燃料消費の際に多量のCO₂排出をもたらすため、その比率が高くなっています。電力を消費することは、間接的にCO₂排出量の増加を助長していることとなります。

■図表 3-2 5 消費部門別CO₂排出量構成比



■図表 3-2 6 エネルギー源別 CO₂ 排出量構成比



出典：中央市地域新エネルギービジョン

4. 環境活動の状況

(1) 事業者の取り組み

近年、ISO14001 環境マネジメントシステムなどの認証を取得し、事業活動において自主的に環境保全対策をおこなう事業者が増えてきました。平成 25 年 3 月現在、全国で 37,099、山梨県では 158 の組織が ISO14001 の認証を取得しており、市内では 9 件の登録があります。また、環境省策定のガイドライン「エコアクション 21」に沿って環境経営をおこない、認証を取得しているケースもあります。

(2) 市民の取り組み

地球温暖化対策の必要性に関する認知度向上や、東日本大震災を契機としたエネルギー問題への関心の高まりを背景に、日常生活において、省エネ・省資源などの環境保全活動や環境に配慮した生活スタイルの確立に取り組む市民、または今後取り組みたいと考える市民は、増加していると考えられます。

例として、住宅用太陽光発電システム設置補助件数の推移をみると、平成 22 年度 72 件、23 年度 141 件、24 年度 187 件と年々増加しています。

なお、本市では、市民が取り組みやすい身近な環境保全活動として、住民による一斉清掃活動がおこなわれています。この活動には、自治会、子供クラブ、老人クラブなどから多数の参加を得ており、その人数の推移は次表のとおりです。

■ 図表 3-2 7 環境美化活動参加人数の推移

年度	田富地区			玉穂地区			豊富地区			計		
	子供	大人	計	子供	大人	計	子供	大人	計	子供	大人	計
20	508	2,557	3,065	515	522	1,037	127	466	593	1,150	3,545	4,695
21	659	3,250	3,909	489	524	1,013	101	510	611	1,249	4,284	5,533
22	683	3,165	3,848	551	438	989	134	513	647	1,368	4,116	5,484
23	502	2,620	3,122	480	485	965	142	626	768	1,124	3,731	4,855
24	558	2,607	3,165	462	506	968	128	635	763	1,148	3,748	4,896

出典：環境課資料

5. 環境関連指標の推移

第1次中央市長期総合計画に掲げる環境関連の指標の推移をまとめると、図表 3-28 のとおりです。長期総合計画の目標年次（平成 29 年度）に向け、数値目標の達成を目指してさらなる取り組みを進めていく必要があります。

■図表 3-28 環境関連指標の推移

長期総合計画 掲載指標名	長期総合計画策定時		現況値		H29 目標値
	値	年度	値	年度	
公共下水道の普及率	63.8%	H19	67.8%	H24	85.0%
公共下水道の水洗化率	85.7%	H19	84.3%	H24	90.0%
市民1人当たりの公園面積	2.16㎡	H19	2.68㎡	H24	2.73㎡
不法投棄ごみの撤去量	3t	H18	6t	H24	1t
公害苦情件数	54件	H18	26件	H24	40件
自然環境・景観の保全に対する市民満足度	53.2%	H18	67.2%	H23	70.0%
ごみの排出量(1人1日あたり)	758g	H18	731g	H24	530g
ごみのリサイクル率	13.6%	H18	17.1%	H24	29.0%
生ごみのたい肥化率	0.9%	H18	0.7%	H24	1.4%
認定農業者数	157人	H19	134人	H24	165人
直売所の販売額	6.2億円	H18	4.1億円	H24	7.5億円
耕作放棄地面積	76ha	H17	79ha	H22	74ha
農林業の振興に対する市民満足度	53.0%	H18	59.2%	H23	70.0%
道の駅「とよとみ」の入り込み数	367,000人	H18	350,808人	H24	400,000人
「た・から」農産物直売所の入り込み数	143,000人	H18	150,150人	H24	200,000人

第4章 市民等の環境意識

1. 環境に関するアンケート結果（市民）

（1）アンケートの概要

① 調査目的

中央市環境基本計画の中間見直しに当たり、市民の環境に対する満足度や環境変化の認識、環境行動、市の環境施策への考え方などを把握し、現状に即した実効性のある計画づくりの基礎資料とするため実施しました。

なお、計画策定に当たり実施した前回調査（以下「平成20年調査」といいます。）との比較の観点から、今回調査では、平成20年調査の際の設問と選択肢の内容を極力維持しました。

② 調査期間

平成25年10月9日（水）～23日（水）

③ 調査対象

住民基本台帳をもとに、18歳以上の市民から無作為に抽出した1,000人

④ 調査方法

郵送配布・郵送回収方式

⑤ 回収結果

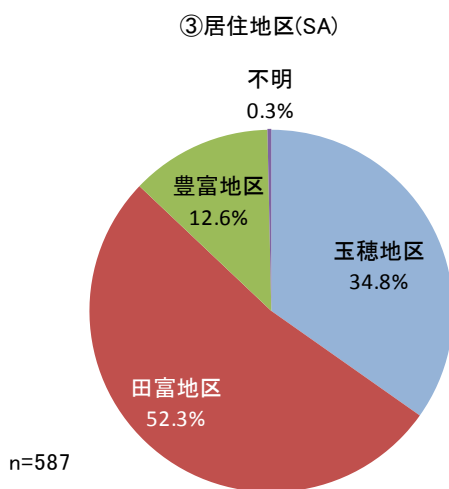
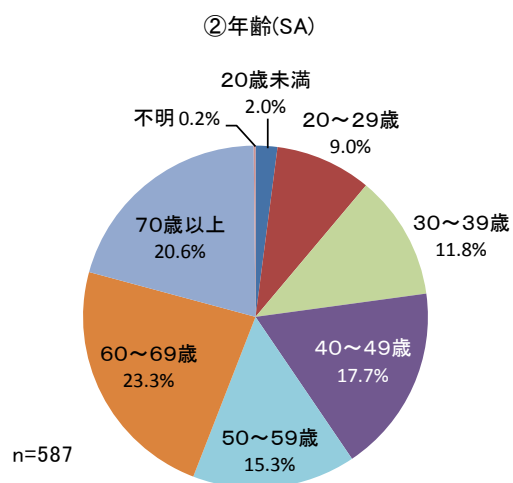
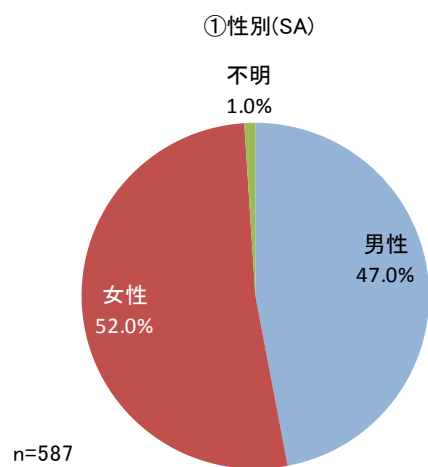
配布数：1,000

有効回収数：587 回収率：58.7%

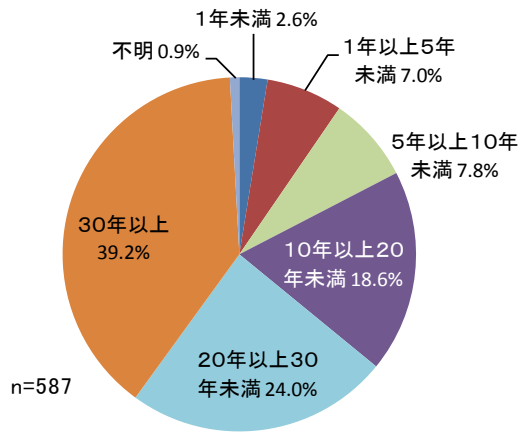
⑥ 留意点

- ・単一回答（Single Answer：SA）と複数選択回答（Multi Answer：MA）の設問があり、複数回答の場合は合計値が100%にならない場合があります。
- ・アンケート結果の数値は小数点第2位を四捨五入しており、単一回答であっても合計が100%にならない場合があります。
- ・グラフ中の「n=○○」の数字は、回答者数を表します。

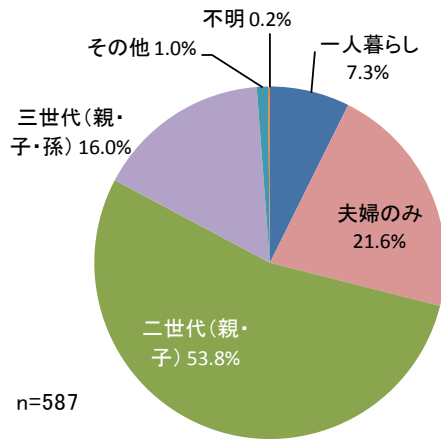
(2) 回答者の属性



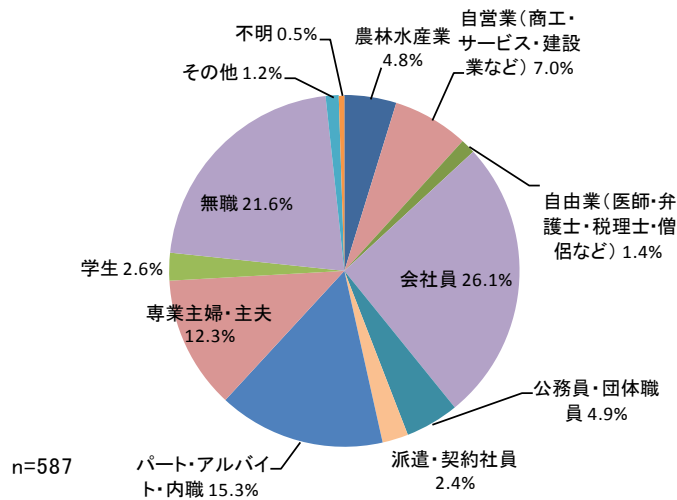
④居住年数(SA)



⑤家族構成(SA)

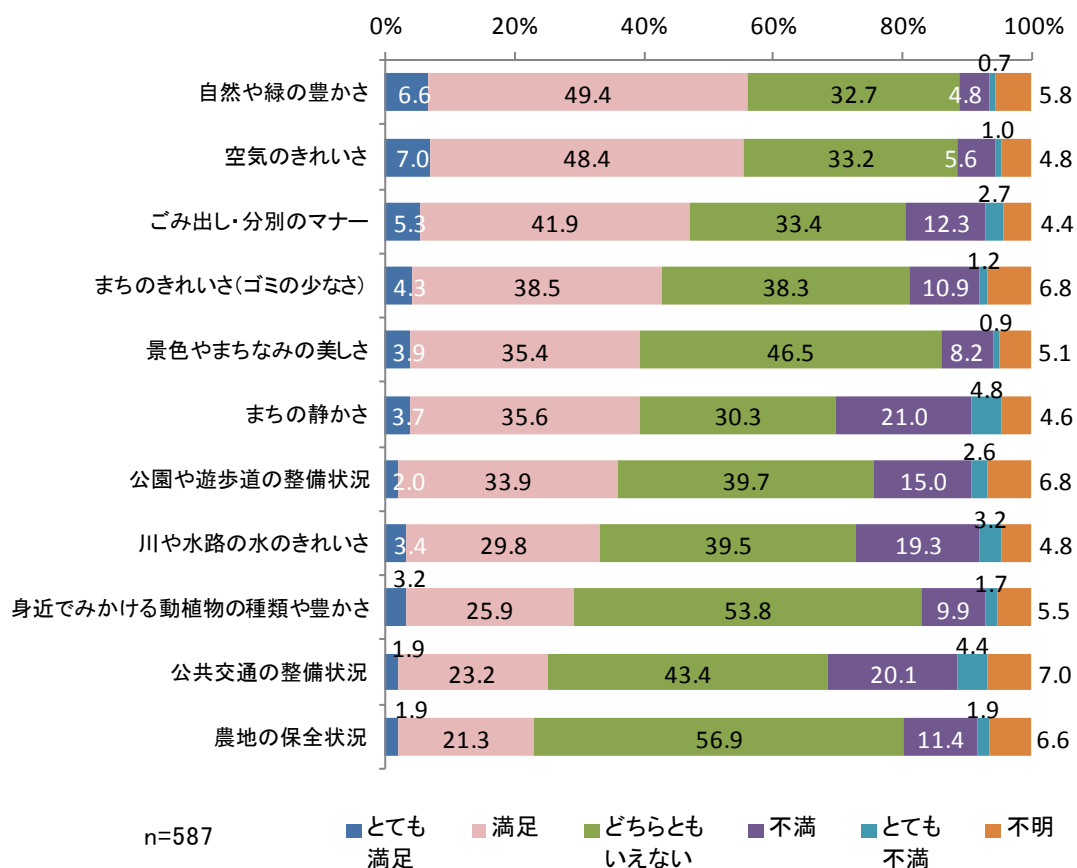


⑥職業(SA)



(3) 調査結果

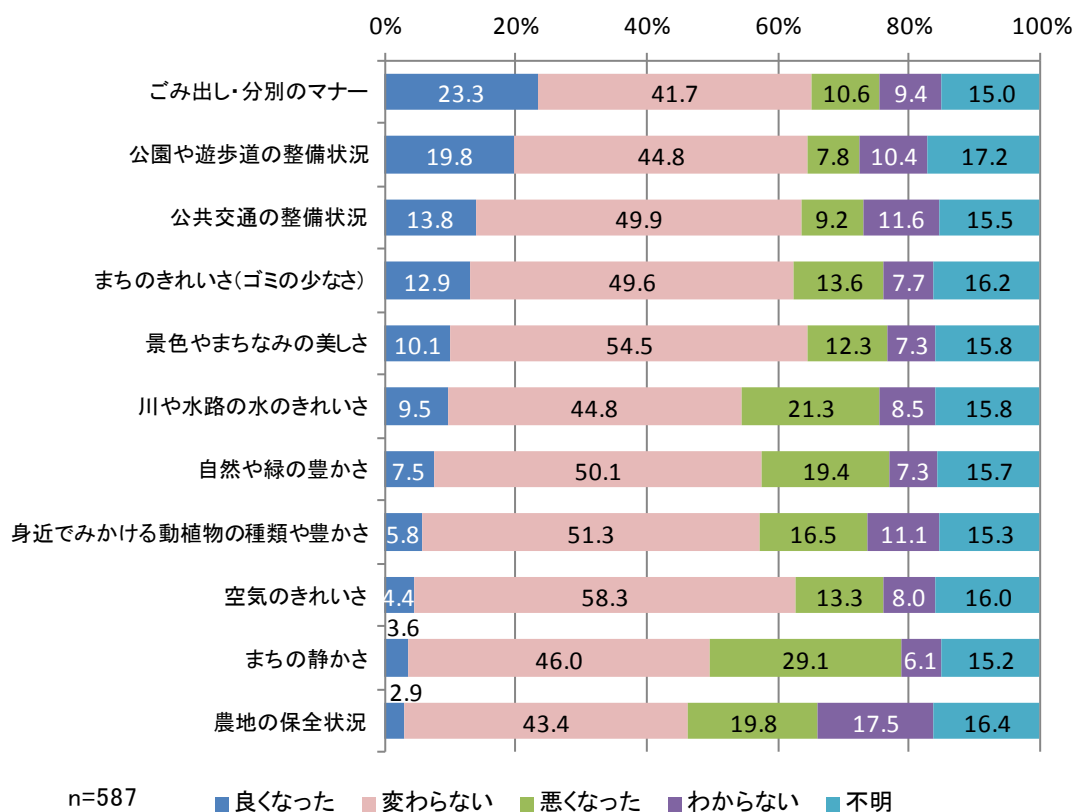
① 周辺環境に関する満足度（単一回答）



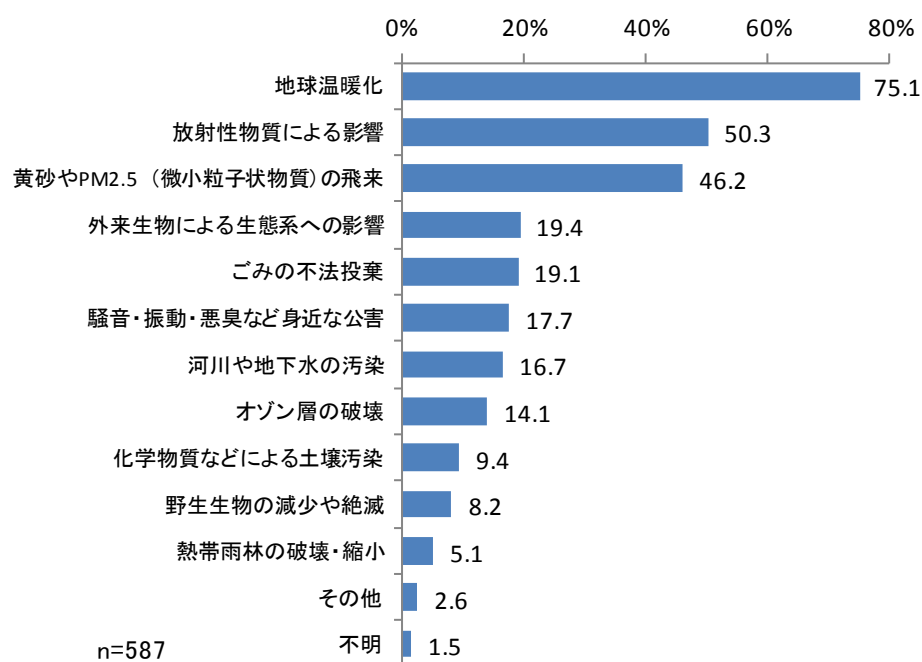
カテゴリ	調査年	(%)	
		満足回答	不満回答
自然や緑の豊かさ	H25	56.0	5.5
	H20	50.8	12.7
空気のきれいさ	H25	55.4	6.6
	H20	44.7	14.4
ごみ出し・分別のマナー	H25	47.2	15.0
	H20	38.5	25.0
まちのきれいさ(ゴミの少なさ)	H25	42.8	12.1
	H20	27.0	21.8
景色やまちなみの美しさ	H25	39.4	9.0
	H20	28.8	16.3
まちの静かさ	H25	39.4	25.7
	H20	32.5	31.2
公園や遊歩道の整備状況	H25	35.9	17.5
	H20	30.6	28.0
川や水路の水のきれいさ	H25	33.2	22.5
	H20	25.0	31.6
身近でみかける動植物の種類や豊かさ	H25	29.1	11.6
	H20	22.6	19.2
公共交通の整備状況	H25	25.0	24.5
	H20	16.6	34.6
農地の保全状況	H25	23.2	13.3
	H20	18.1	20.1

※ 満足回答は「とても満足」+「満足」の計、不満回答は「不満」+「とても不満」の計
 ※ 満足回答の網掛けは、10ポイント以上増加したものを示す。

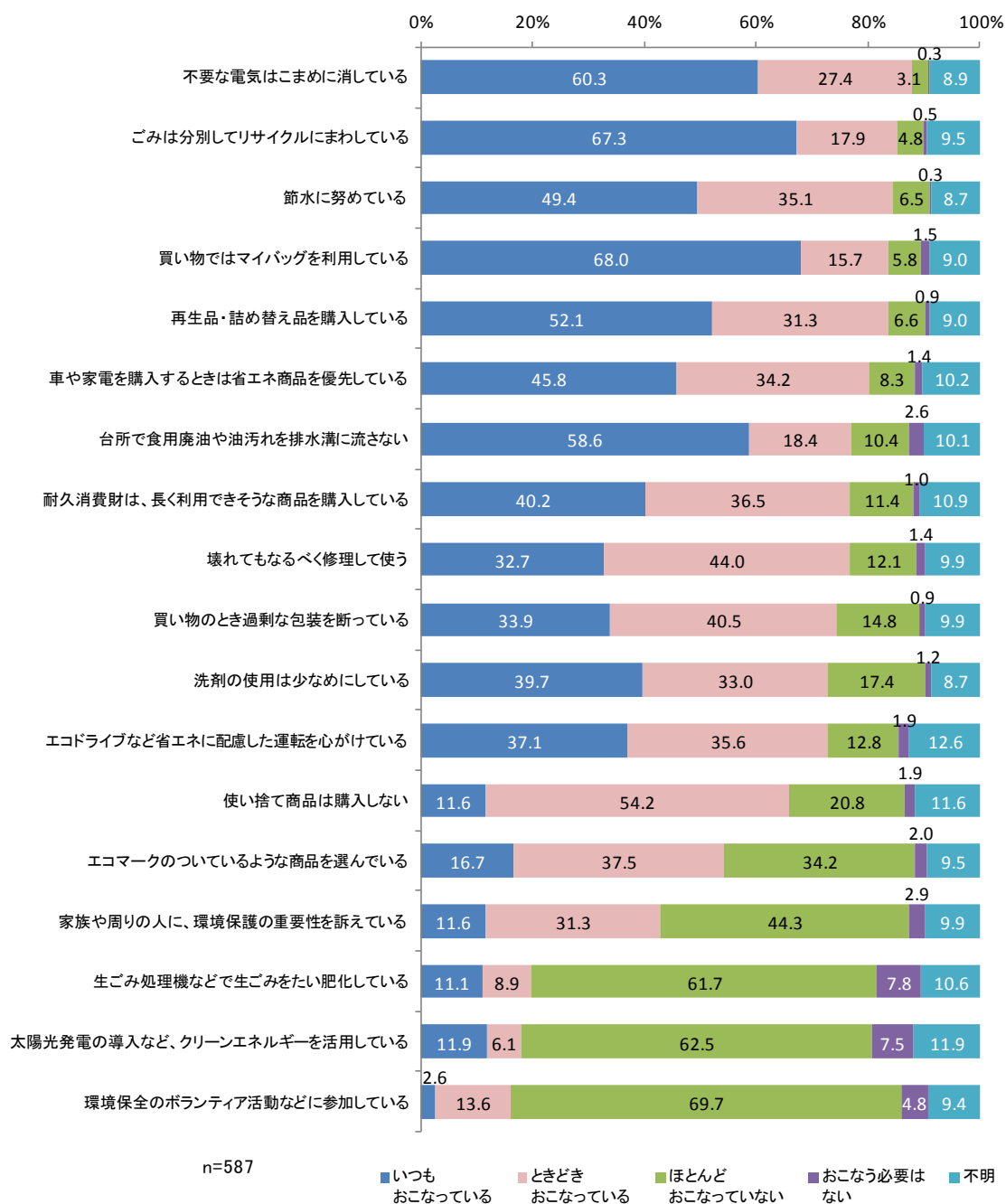
② 周辺環境の変化（単一回答）



③ 関心のある環境問題（複数回答:3 つまで）



④ 日常生活における環境配慮活動の取り組み状況（単一回答）



(%)

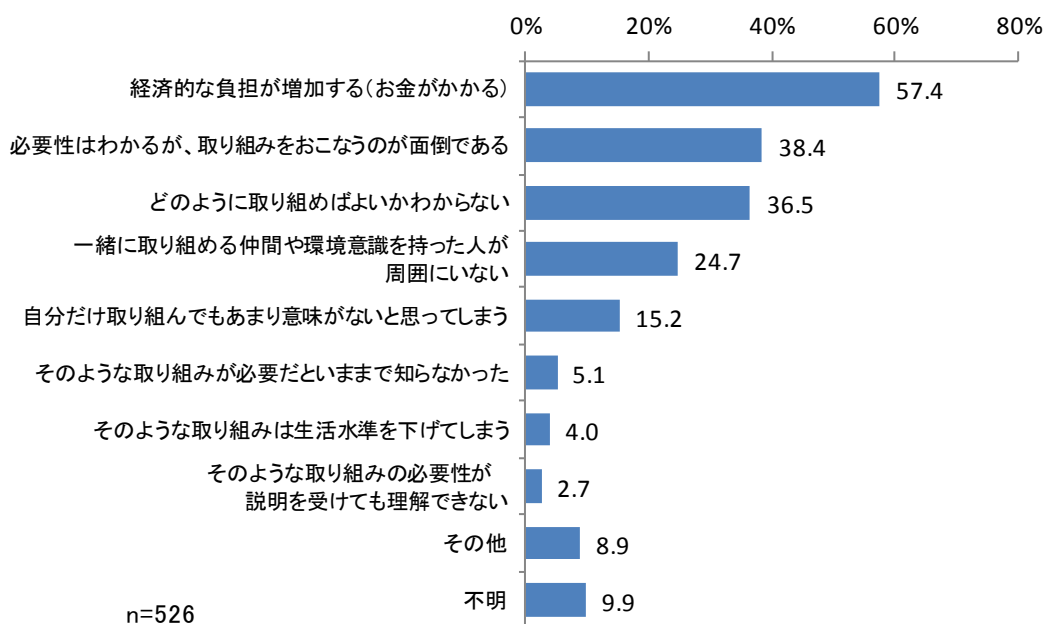
カテゴリ	調査年	積極回答	消極回答
不要な電気はこまめに消している	H25	87.7	3.4
	H20	90.4	5.3
ごみは分別してリサイクルにまわしている	H25	85.2	5.3
	H20	91.9	5.2
節水に努めている	H25	84.5	6.8
	H20	87.6	7.5
買い物ではマイバッグを利用している	H25	83.6	7.3
	H20	90.0	6.4
再生品・詰め替え品を購入している	H25	83.5	7.5
	H20	88.3	6.6
車や家電を購入するときは省エネ商品を優先している	H25	80.1	9.7
	H20	81.4	13.1
台所で食用廃油や油汚れを排水溝に流さない	H25	77.0	12.9
	H20	80.6	13.7
耐久消費財は、長く利用できそうな商品を購入している	H25	76.7	12.4
	H20	86.1	8.5
壊れてもなるべく修理して使う	H25	76.7	13.5
	H20	82.6	12.4
買い物のとき過剰な包装を断っている	H25	74.4	15.7
	H20	75.0	19.9
洗剤の使用は少なめにしている	H25	72.7	18.6
	H20	77.6	17.1
エコドライブなど省エネに配慮した運転を心がけている	H25	72.7	14.7
	H20	80.8	11.3
使い捨て商品は購入しない	H25	65.8	22.7
	H20	69.9	23.9
エコマークのついているような商品を選んでいる	H25	54.2	36.3
	H20	58.8	35.3
家族や周りの人に、環境保護の重要性を訴えている	H25	42.9	47.2
	H20	53.9	40.3
生ごみ処理機などで生ごみをたい肥化している	H25	19.9	69.5
	H20	25.9	68.8
太陽光発電の導入など、クリーンエネルギーを活用している	H25	18.1	70.0
	H20	-	-
環境保全のボランティア活動などに参加している	H25	16.2	74.4
	H20	18.8	75.3

※ 積極回答は「いつもおこなっている」+「ときどきおこなっている」の計

※ 消極回答は「ほとんどおこなっていない」+「おこなう必要はない」の計

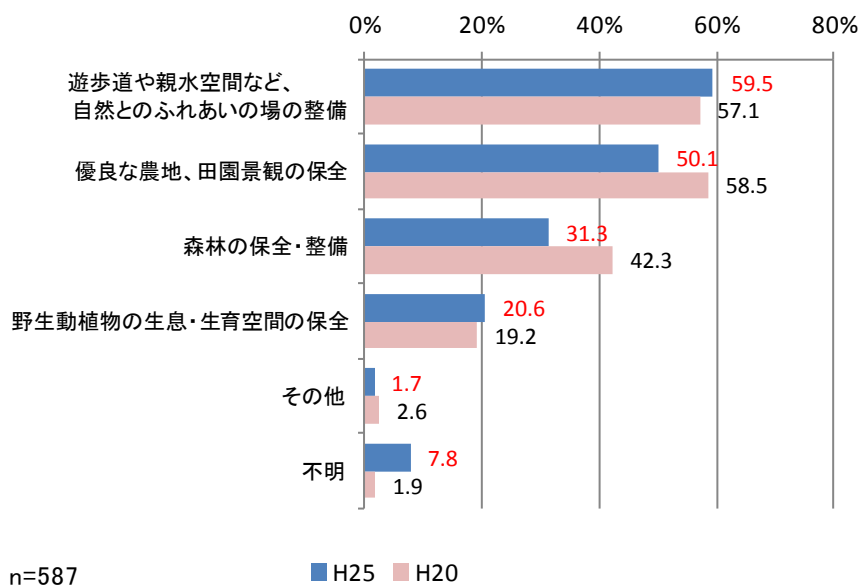
※ 積極回答の網掛けは、5ポイント以上減少したものの。

⑤ 環境配慮活動の妨げとなっている要因（複数回答：3つまで）

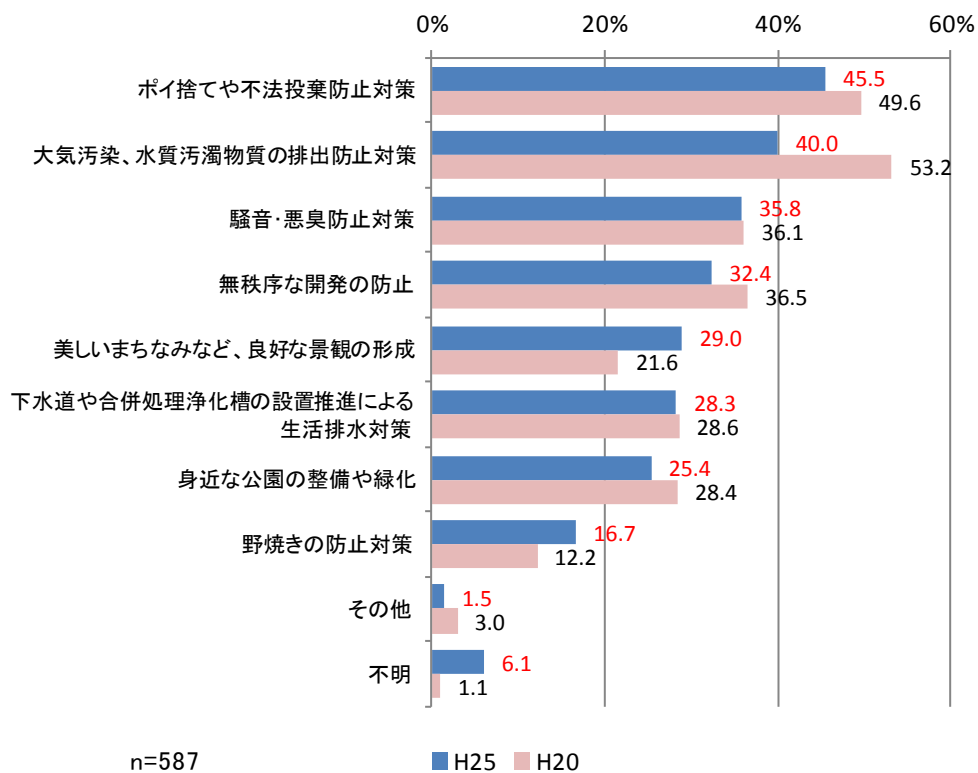


⑥ 市が重点的に進めるべき施策

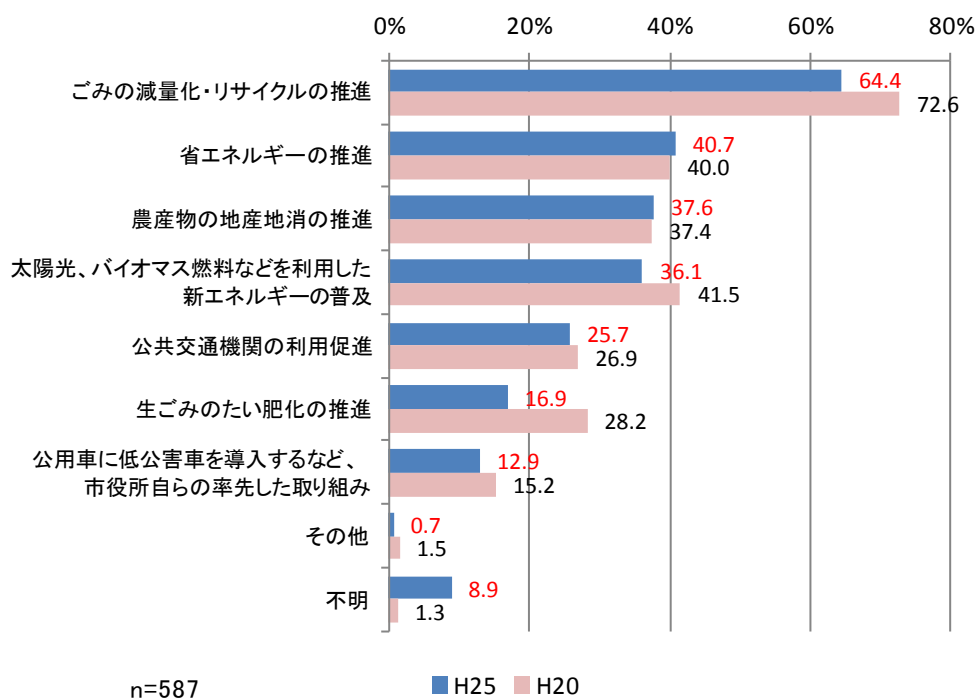
【自然環境分野】（複数回答:2 つまで）



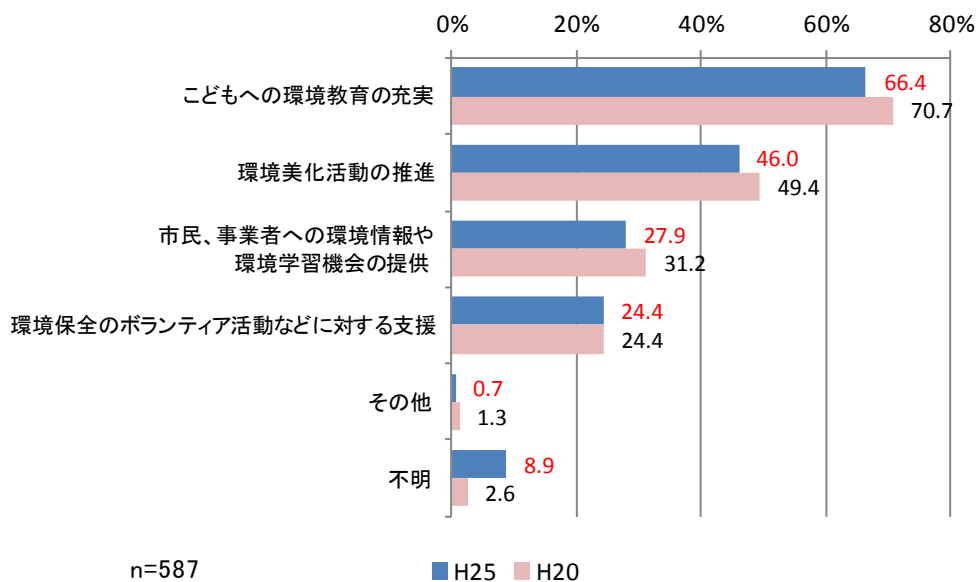
【生活・都市環境分野】（複数回答:3 つまで）



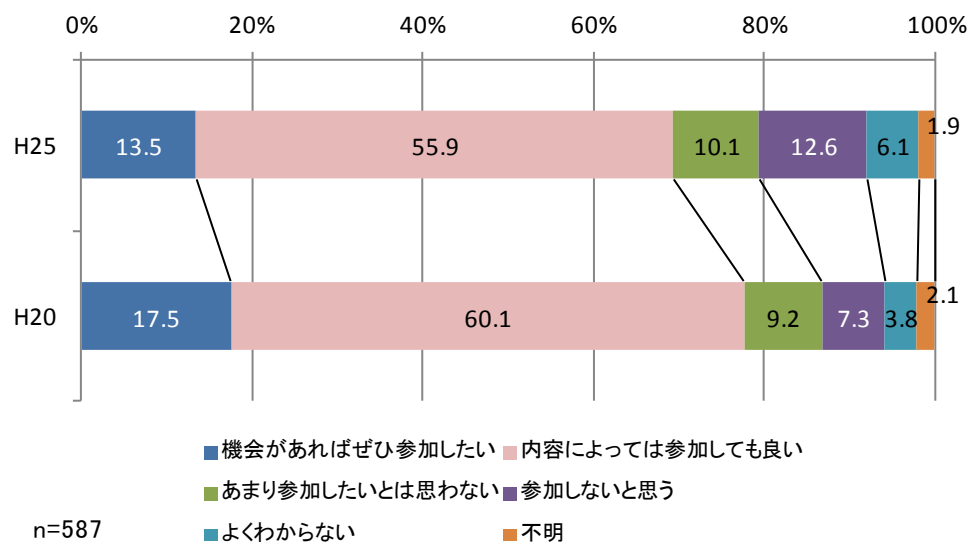
【地球環境分野】（複数回答:3 つまで）



【環境教育分野】（複数回答:2 つまで）



⑦ 地域や市の環境保全の取り組みへの参加意向（単一回答）



2. 環境に関するアンケート結果（事業者）

（1）アンケートの概要

① 調査目的

中央市環境基本計画の中間見直しに当たり、市内で操業する事業者の環境意識や環境行動、市の施策への要望などを把握し、現状に即した実効性のある計画づくりの基礎資料とするため実施しました。

なお、計画策定に当たり実施した前回調査（以下「平成 20 年調査」といいます。）との比較の観点から、今回調査では、平成 20 年調査の際の設問と選択肢の内容を極力維持しました。

② 調査期間

平成 25 年 10 月 9 日～23 日

③ 調査対象

市内事業所から抽出した 200 件

④ 調査方法

郵送配布・郵送回収方式

⑤ 回収結果

配布数：200

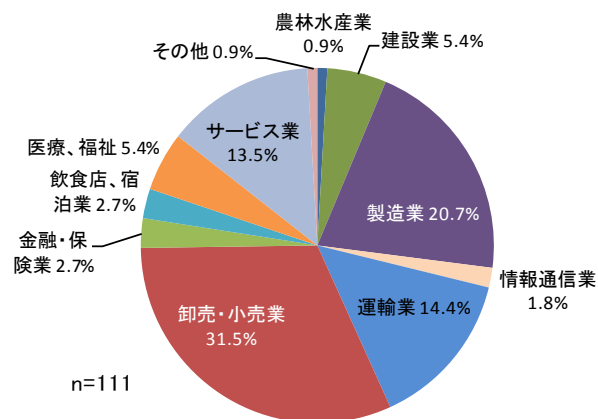
有効回収数：111 回収率：55.5%

⑥ 留意点

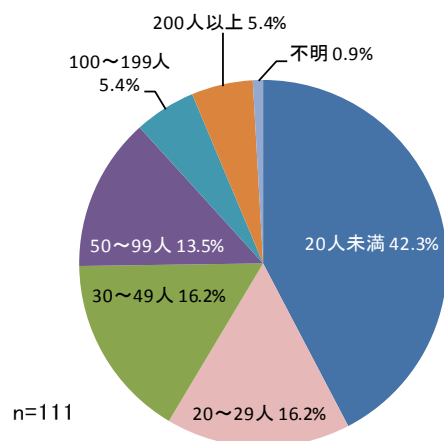
- ・単一回答（Single Answer：SA）と複数選択回答（Multi Answer：MA）の設問があり、複数回答の場合は合計値が 100%にならない場合があります。
- ・アンケート結果の数値は小数点第 2 位を四捨五入しており、単一回答であっても合計が 100%にならない場合があります。
- ・グラフ中の「n=〇〇」の数字は、対象件数を表します。

(2) 回答者の属性

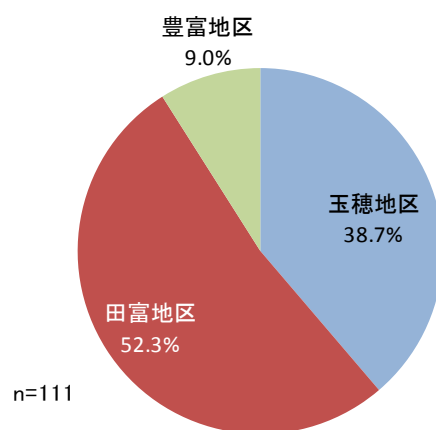
①業種(SA)



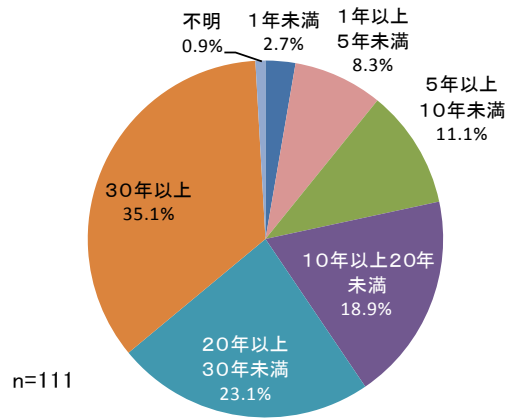
②従業員数(SA)



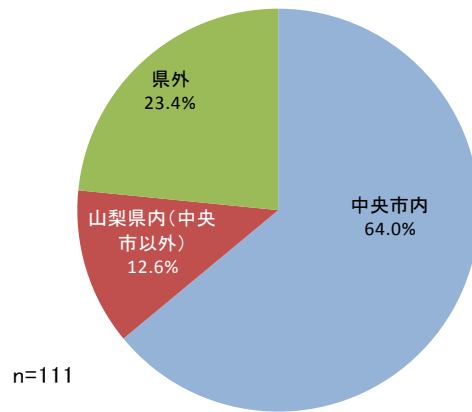
③主な所在地(SA)



④市内在所年数(SA)

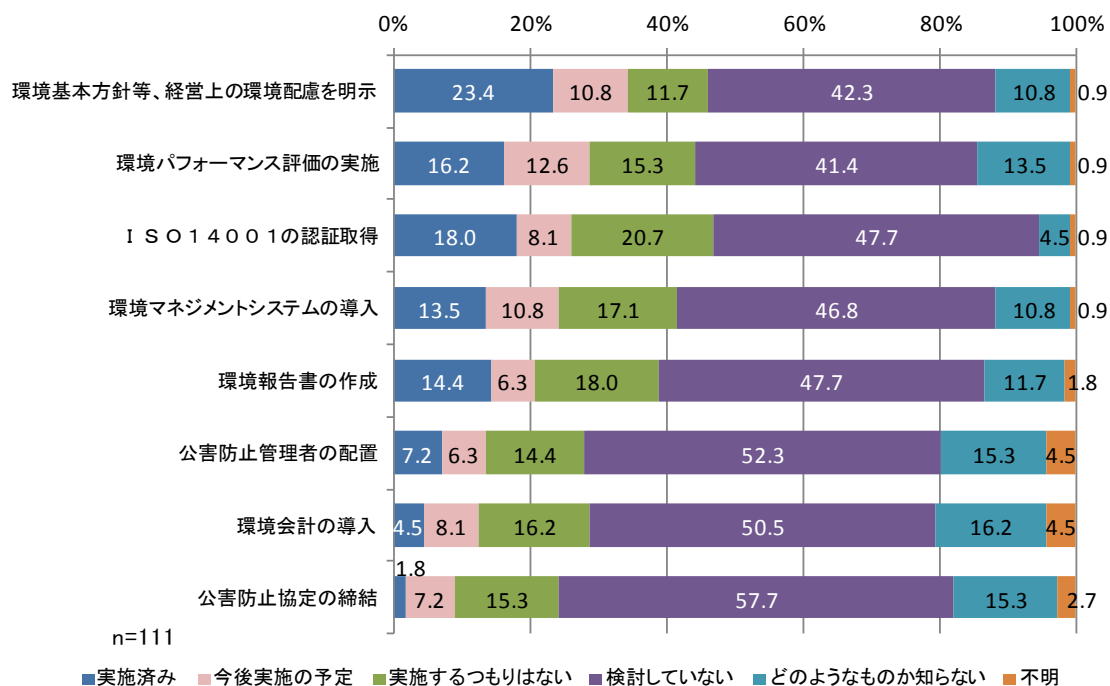


⑤本社としての機能の所在(SA)



(3) 調査結果

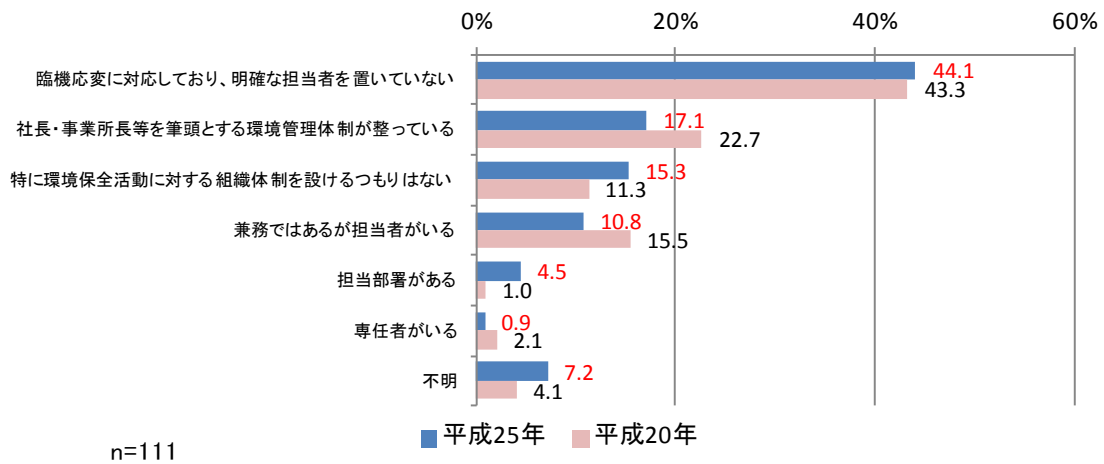
① 環境に配慮した経営手法の導入状況（単一回答）



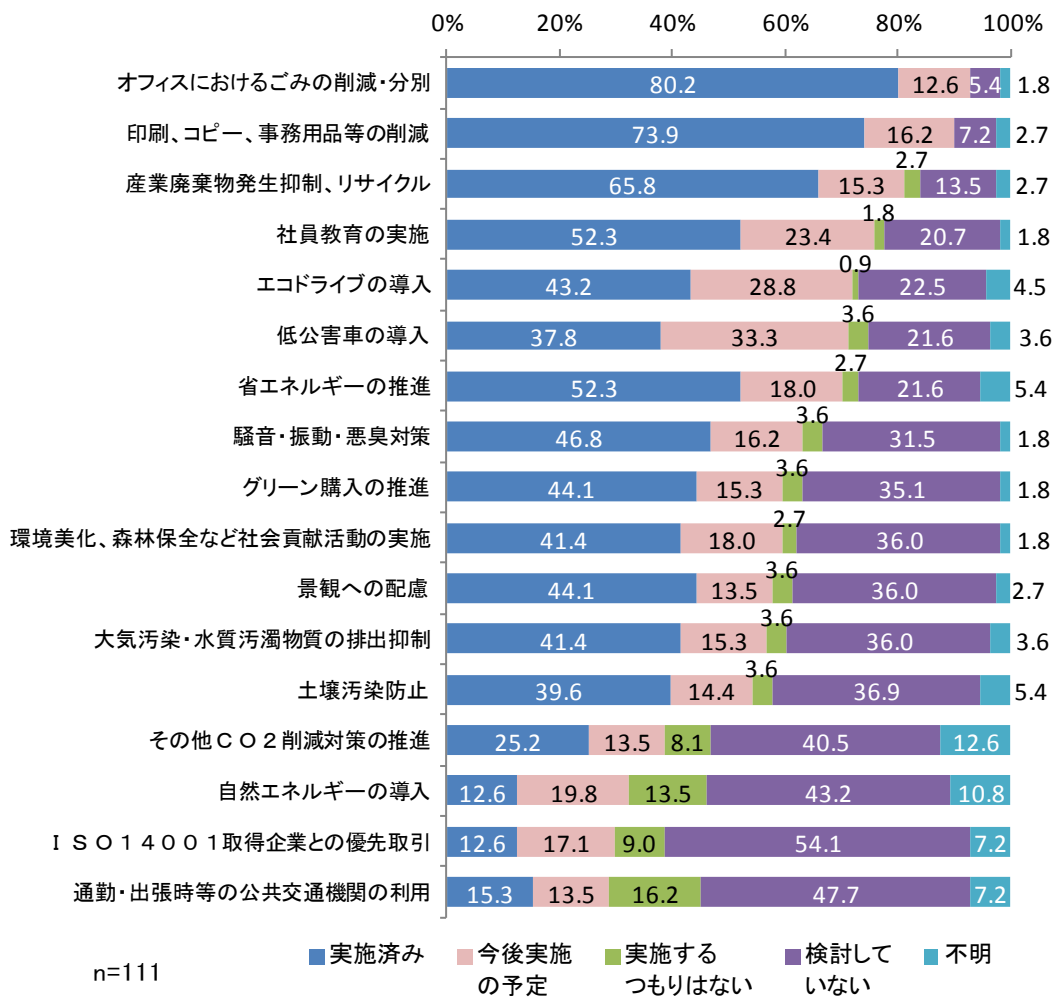
カテゴリ	積極回答			消極回答			不知		
	平成25年	平成20年	ポイント	平成25年	平成20年	ポイント	平成25年	平成20年	ポイント
環境基本方針等、経営上の環境配慮を明示	34.2	41.3	-7.1	54.1	44.3	+9.8	10.8	4.1	+6.7
環境パフォーマンス評価の実施	28.8	34.1	-5.3	56.8	50.5	+6.3	13.5	7.2	+6.3
ISO14001の認証取得	26.1	41.2	-15.1	68.5	48.5	+20.0	4.5	5.2	-0.7
環境マネジメントシステムの導入	24.3	30.9	-6.6	64.0	52.6	+11.4	10.8	4.1	+6.7
環境報告書の作成	20.7	29.9	-9.2	65.8	52.6	+13.2	11.7	8.2	+3.5
公害防止管理者の配置	13.5	26.8	-13.3	66.7	52.6	+14.1	15.3	8.2	+7.1
環境会計の導入	12.6	20.6	-8.0	66.7	59.8	+6.9	16.2	10.3	+5.9
公害防止協定の締結	9.0	21.7	-12.7	73.0	56.7	+16.3	15.3	10.3	+5.0

※ 積極回答は「実施済み」+「今後実施の予定」の計、消極回答は「実施するつもりはない」+「検討していない」の計、不知は「どのようなものか知らない」

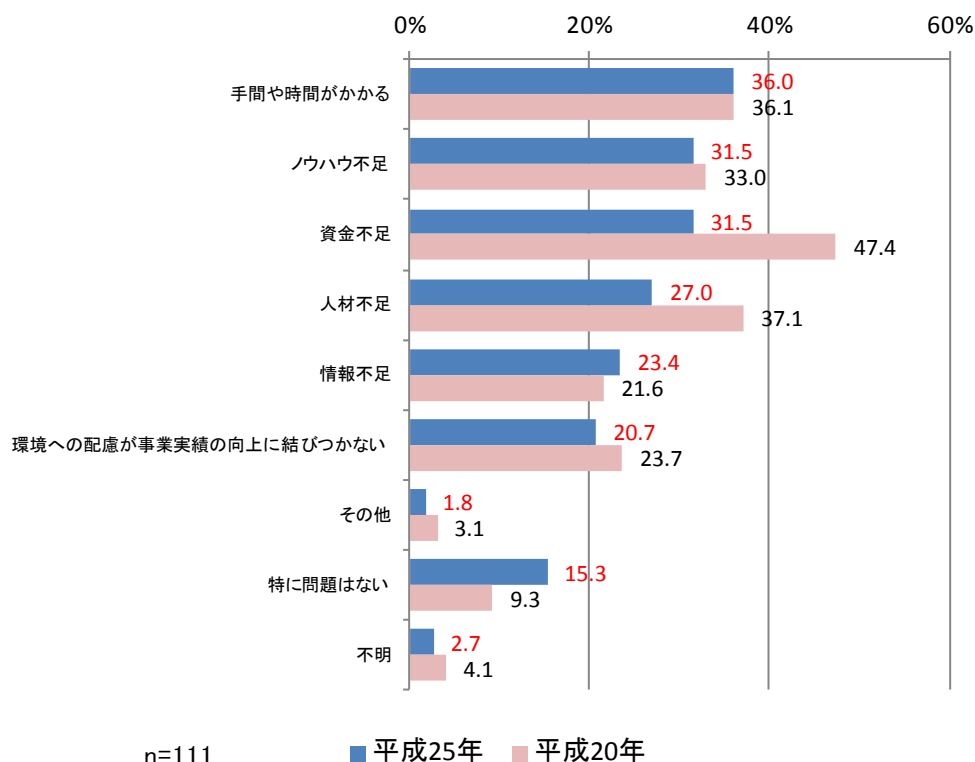
② 環境配慮活動に関わる組織体制（単一回答）



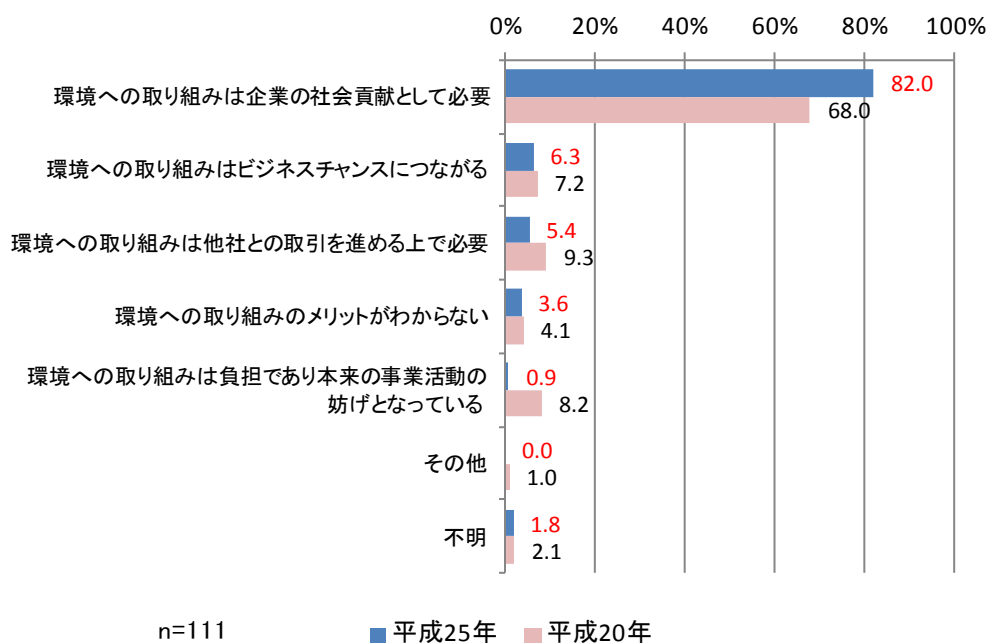
③ 環境保全のための取り組み状況（単一回答）



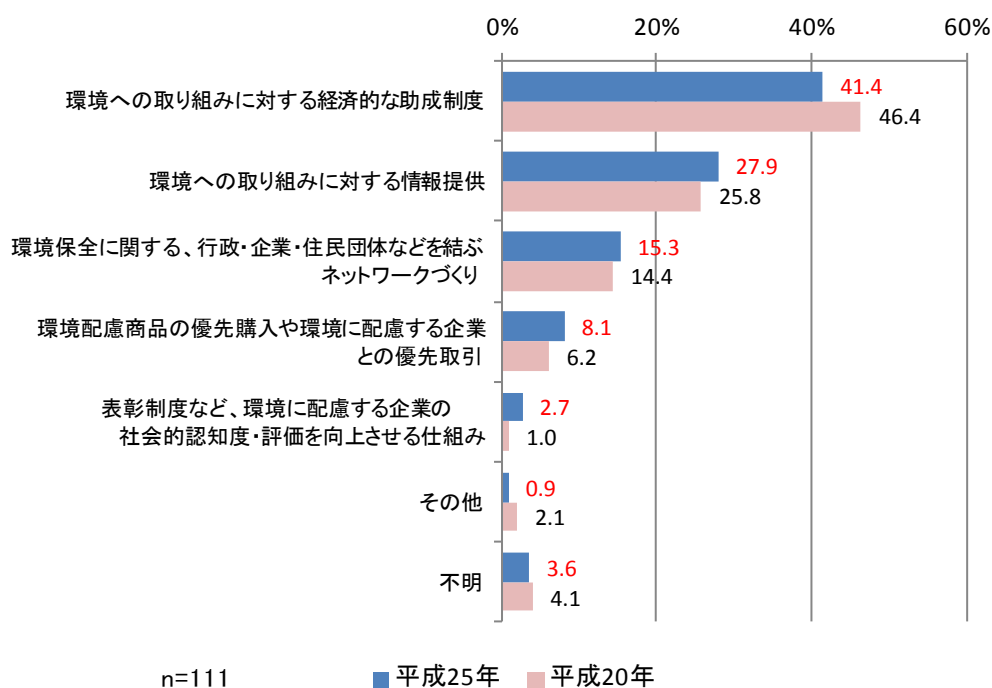
④ 環境保全の取り組みに際しての課題や困難なこと（複数回答）



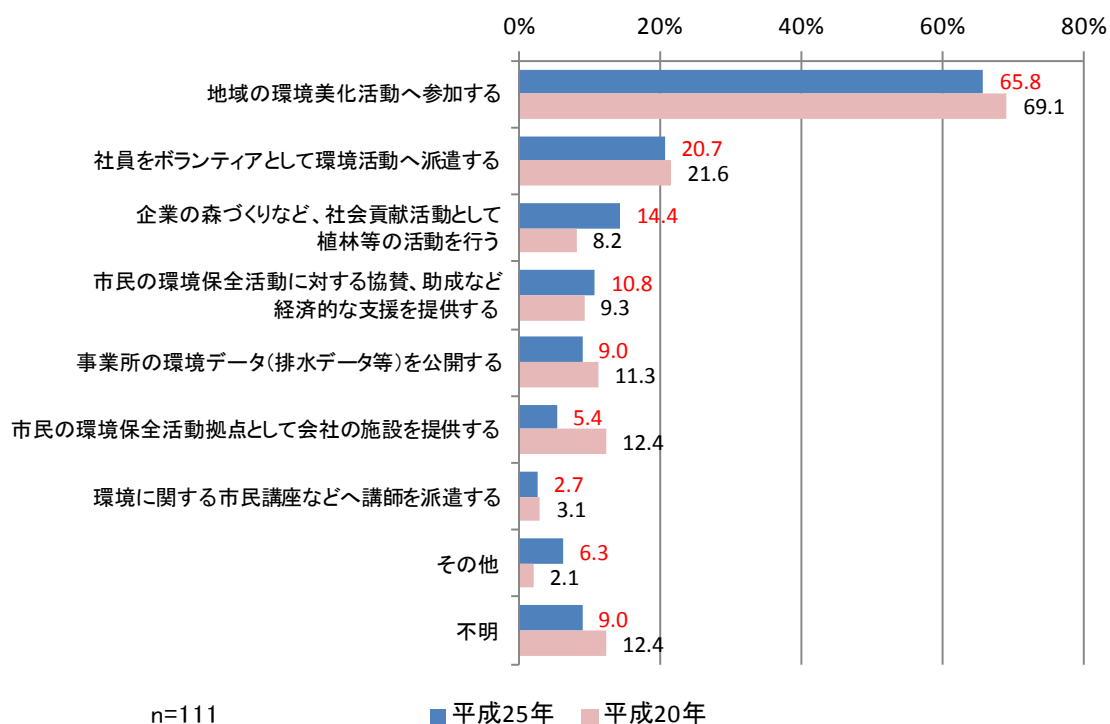
⑤ 企業の環境への取り組みと企業活動のあり方（単一回答）



⑥ 企業の環境保全活動をより活発にするため市に期待すること（単一回答）



⑦ 事業所として市民や市に協力できること（複数回答）



3. 環境に関するアンケート結果（児童・生徒）

（1）アンケートの概要

① 調査目的

中央市環境基本計画の中間見直しに当たり、市内の児童・生徒の環境意識や環境行動などを把握し、将来を見据えた計画づくりの基礎資料とするため実施しました。

なお、計画策定に当たり実施した前回調査（以下「平成 20 年調査」といいます。）との比較の観点から、今回調査では、平成 20 年調査の際の設問と選択肢の内容を極力維持しました。

② 調査期間

平成 25 年 10 月初旬～中旬

③ 調査対象

市内の小学校 6 年生及び中学校 2 年生（全員）

④ 調査方法

各学校に配布し、回収

⑤ 回収結果

配布数：609

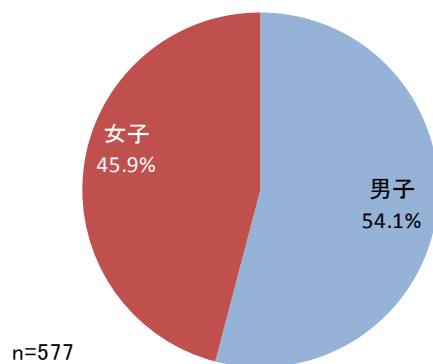
有効回収数：577 回収率：94.7%

⑥ 留意点

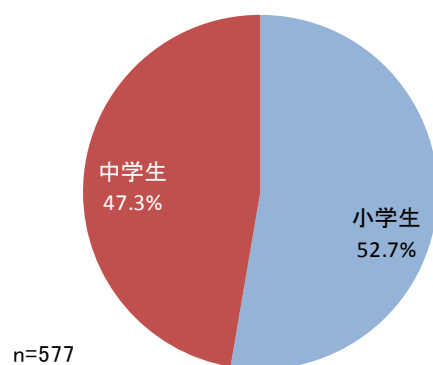
- ・単一回答（Single Answer：SA）と複数選択回答（Multi Answer：MA）の設問があり、複数回答の場合は合計値が 100%にならない場合があります。
- ・アンケート結果の数値は小数点第 2 位を四捨五入しており、単一回答であっても合計が 100%にならない場合があります。
- ・グラフ中の「n=〇〇」の数字は、対象件数を表します。

(2) 回答者の属性

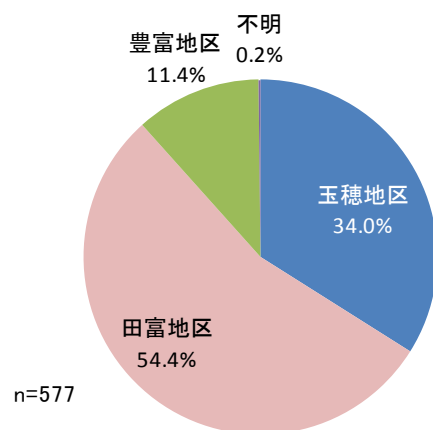
①性別(SA)



②年代(SA)

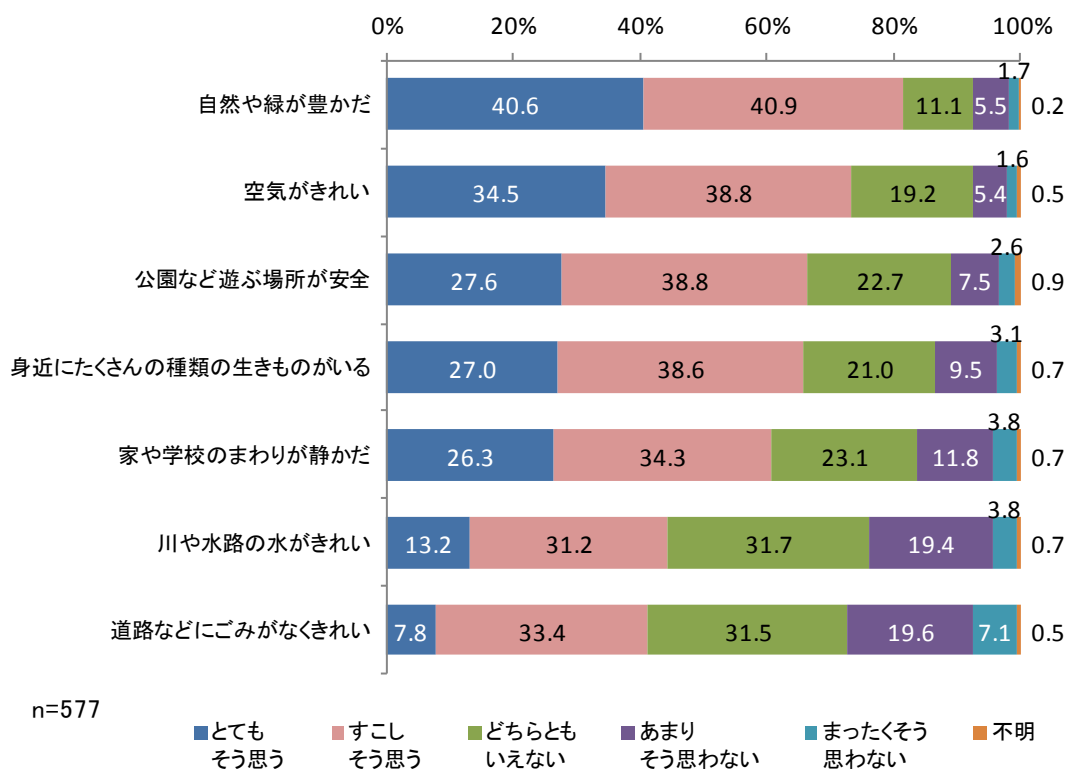


③居住地区(SA)



(3) 調査結果

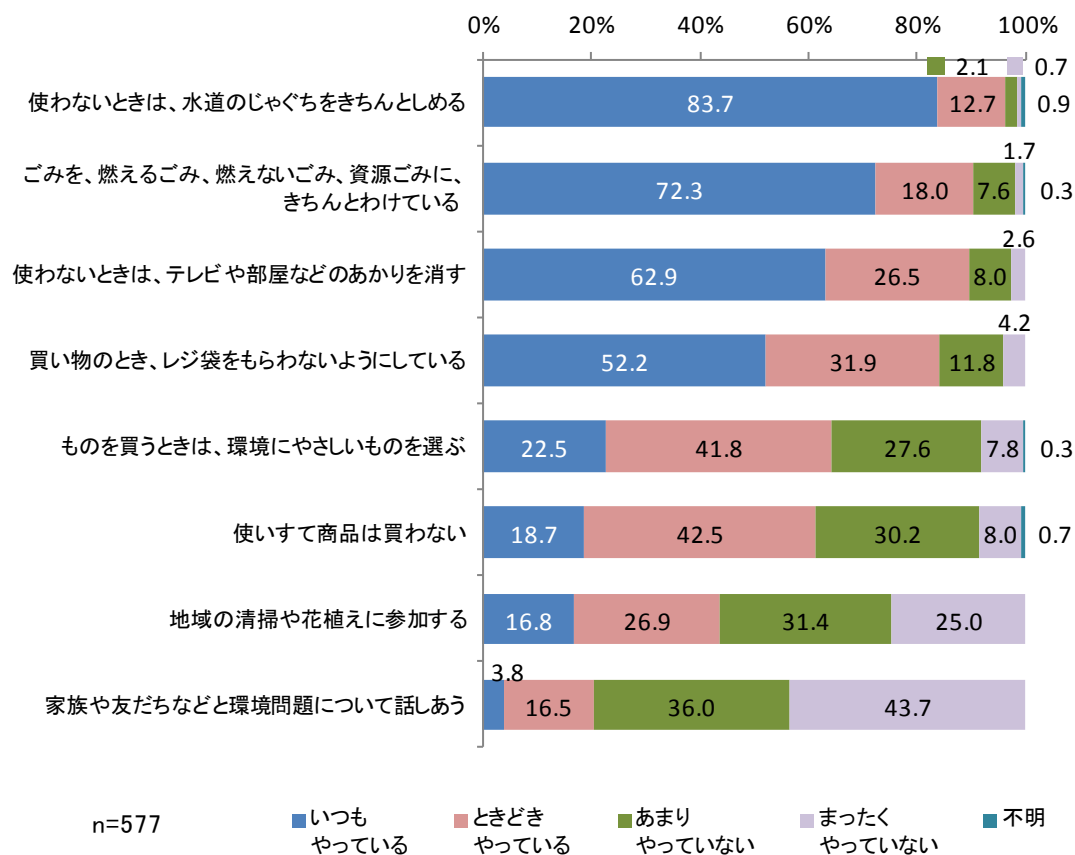
① 身のまわりの環境についてどう思っているか（単一回答）



カテゴリ	肯定的回答			否定的回答		
	平成25年調査	平成20年調査	ポイント差	平成25年調査	平成20年調査	ポイント差
自然や緑が豊かだ	81.5	69.1	+12.4	7.3	11.2	-3.9
空気がきれい	73.3	52.8	+20.5	6.9	13.2	-6.3
公園など遊ぶ場所が安全	66.4	57.4	+9.0	10.1	11.0	-0.9
身近にたくさんの種類の生きものがある	65.7	51.5	+14.2	12.7	17.3	-4.6
家や学校のまわりが静かだ	60.7	50.5	+10.2	15.6	24.4	-8.8
川や水路の水がきれい	44.4	32.2	+12.2	23.2	32.2	-9.0
道路などにごみがなくきれい	41.2	20.4	+20.8	26.7	46.6	-19.9

※ 肯定的回答は「そう思う」+「すこしそう思う」、否定的回答は「あまりそう思わない」+「まったくそう思わない」

② 日ごろ心がけていること（単一回答）

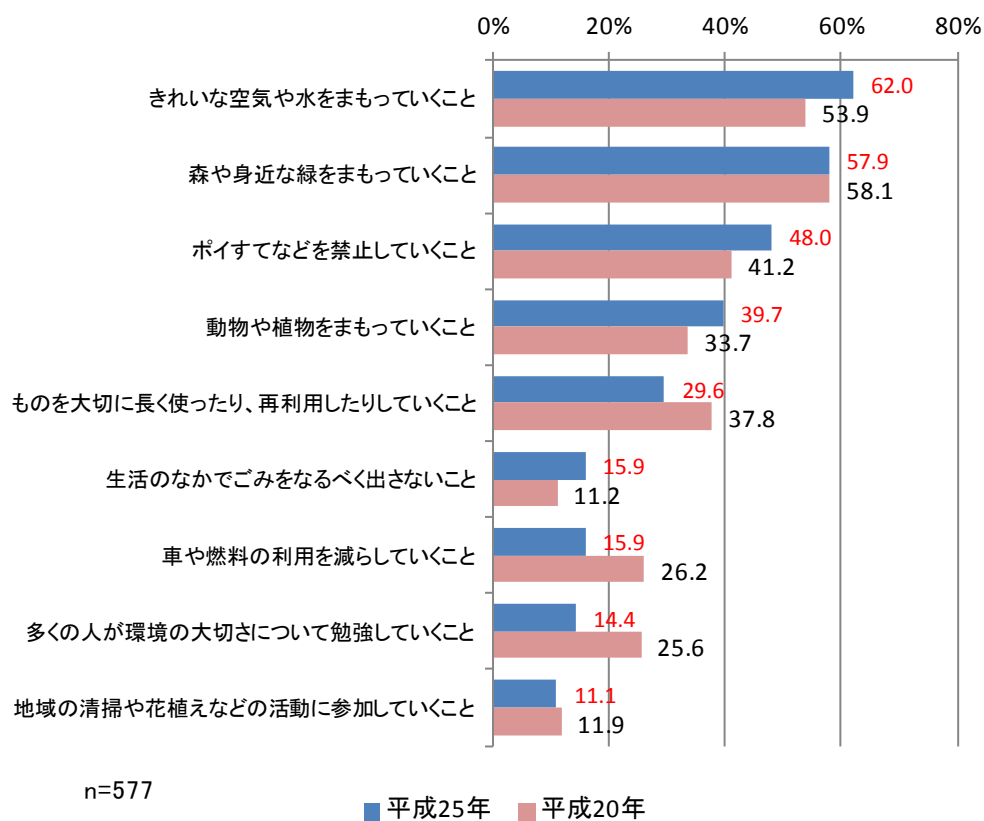


(%)

カテゴリ	積極回答			消極回答		
	平成25年調査	平成20年調査	ポイント差	平成25年調査	平成20年調査	ポイント差
使わないときは、水道のじゃぐちをきちんとしめる	96.4	92.8	+3.6	2.8	6.4	-3.6
燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみに、きちんとわけている	90.3	88.0	+2.3	9.4	12.1	-2.7
使わないときは、テレビや部屋などのあかりを消す	89.4	84.6	+4.8	10.6	15.0	-4.4
買い物のとき、レジ袋をもらわないようにしている	84.1	87.1	-3.0	15.9	12.4	3.5
ものを買うときは、環境にやさしいものを選ぶ	64.3	53.2	+11.1	35.4	46.6	-11.2
使いすて商品は買わない	61.2	53.4	+7.8	38.1	45.9	-7.8
地域の清掃や花植えに参加する	43.7	41.6	+2.1	56.3	58.0	-1.7
家族や友だちなどと環境問題について話しあう	20.3	22.0	-1.7	79.7	77.8	1.9

※ 積極回答は「いつもやっている」+「ときどきやっている」、消極回答は「あまりやっていない」+「まったくやっていない」

③ 環境をまもり、よくしていくために大切なこと（複数回答:3つまで）



第5章 計画の目標

1. 望ましい環境像

本市では、平成20年2月に「中央市環境基本条例」を施行しました。この条例では、良好な環境の保全と創造について、次の3つの基本理念を定めています。

- 良好な環境の保全及び創造は、すべての市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければなりません。
- 良好な環境の保全及び創造は、日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的に行わなければなりません。
- 良好な環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として行わなければなりません。

本計画は、この基本理念に基づき策定するものとします。その上で、本計画の上位計画である「中央市長期総合計画」で定める基本構想に基づき、本市の望ましい環境像を次のとおりとします。

《市の環境像》

快適で健やかに暮らせる生活文化都市

2. 目指すべき方向

環境基本条例に定める基本理念および望ましい環境像を踏まえ、市の環境施策が目指すべき方向は、次のとおりとします。

(1) 人と自然がふれあうまちづくり

自然とのふれあいは、人々の心に感動と安らぎを与え、環境を大切にする心を育みます。本市の自然環境を保全し、身近なところで自然とふれあえるまちづくりを進めます。

(2) 快適で健康な生活環境づくり

清浄な大気や良好な水質を維持し、公害の発生やごみのない快適で健康な生活をおくることができる環境づくりを進めます。

(3) 地球にやさしい暮らしの確立

地球規模の問題であっても、その解決には、それぞれの地域が足元から取り組んでいくことが重要です。市民生活や事業活動を環境負荷の少ないものにシフトしていきます。

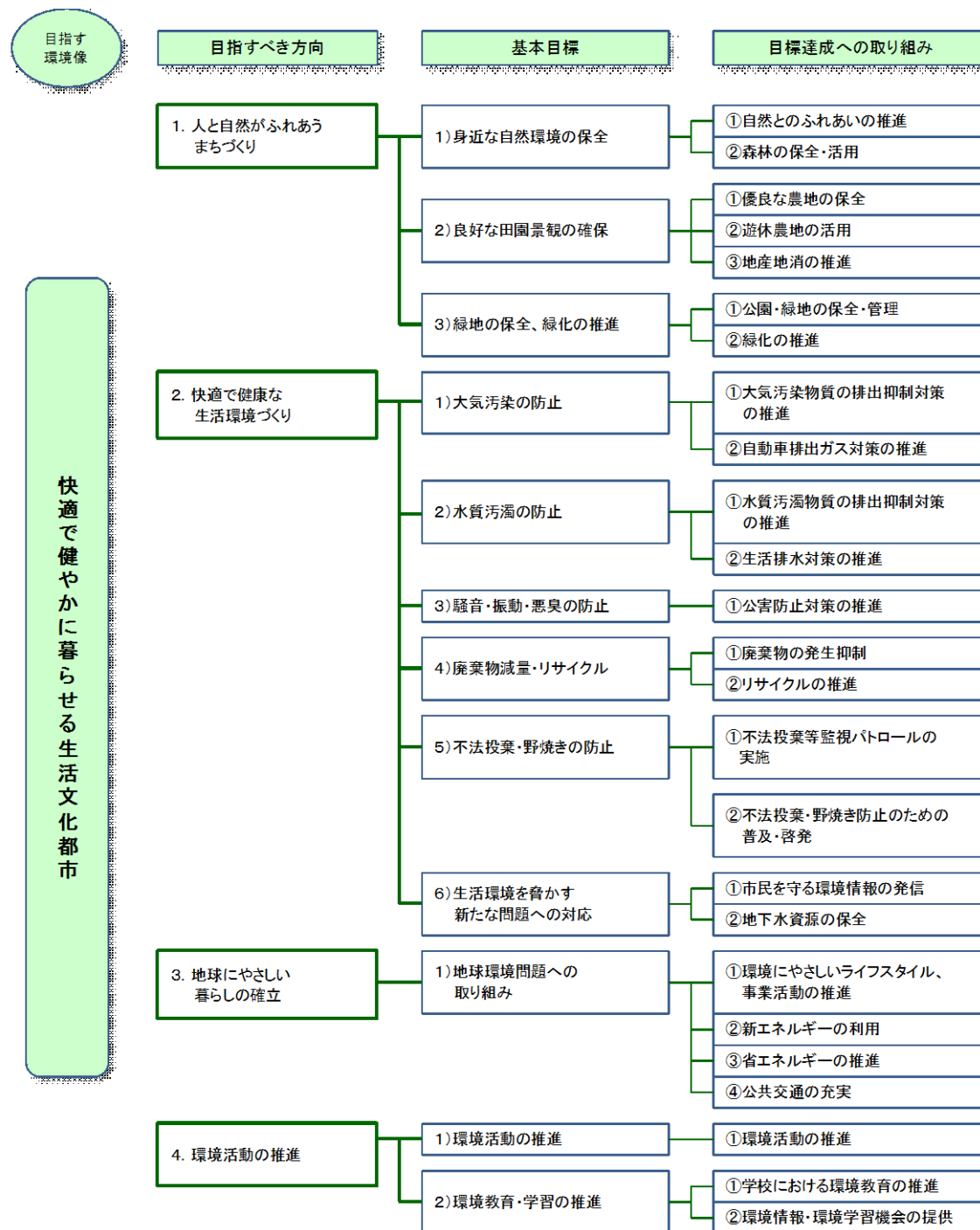
(4) 環境活動の推進

人々の環境保全に対する意識は、かつてない高まりを見せています。個々人の活動をさらにうながし、それらを結びつけていきます。

3. 施策の体系

望ましい環境像を実現するために、本市の地域特性や、前節に掲げた目指すべき方向を踏まえ、次に示す体系により環境施策に取り組んでいきます。

■図表 5-1 取り組みの体系



第6章 目標達成への取り組みと環境配慮指針

1. 人と自然がふれあうまちづくり

基本目標1 身近な自然環境の保全

(1) 取り組み状況と今後の課題

【取り組み状況】

- 小・中学生を対象とした自然体験教室（1泊2日）を実施し、豊かな自然の中での野外活動体験を通じて自然環境の大切さを学ぶ機会を提供しています。
- 医大南部土地区画整理地内において、新山王川から玉穂庁舎西側にかけて河川緑地（河川公園）を整備し、さくら並木沿いに遊歩道を併設するとともに、公園・遊歩道の機能が発揮されるよう適切に管理をおこなっています。
- 市内における工場立地が環境の保全を図りつつ適切におこなわれるよう、緑地の確保などが適切に実施されているかどうか監視しています。

【今後の課題】

- ◆ 市民アンケートの結果によると、周辺の環境のうち「自然や緑の豊かさ」について満足している市民の割合は56.0%を占めています（不満層5.5%）。また、児童・生徒アンケートの結果でも、身のまわりの環境のうち「自然や緑が豊かだ」と感じている割合は81.5%にのぼっています。身近な自然環境に対しては、市民からおおむね良好な評価がなされていることがうかがえます。
- ◆ 一方、近年は手入れの行き届かない森林や耕作放棄地の増加により、身近な自然にも荒廃が目立つようになってきました。平坦地の多い本市の自然は、その多くが人の生活と密接に係わる二次的自然[※]であり、人の手を加えることで良好な状態に保っていく必要があります。
- ◆ アンケート結果では、市に求める施策（自然環境分野）として「遊歩道や親水空間など自然とのふれあいの場の整備」（59.5%）を選択する市民が多く、児童・生徒からも「動物などの生き物が多い場所であってほしい」という意見が多数みられます。
- ◆ 以上から、本市の恵まれた自然環境の上にあぐらをかくことなく、市民一人ひとりが自然との共生への理解を深め、自然環境を守る担い手としての意識を高めることができるような機会を増やしていくことが重要となっています。

[※] 二次的自然とは、人の活動によって創出され、人が手を加えることで管理・維持されてきた自然環境のことをいいます。水田やため池、雑木林、採草放牧地などの草原がこれに当たります。近年、里地・里山などの放棄が進行し、以前は普通に見られたメダカやタガメも、絶滅危惧種とされるほど減少しました。

(2) 目標達成への取り組み

① 自然とのふれあいの推進

市の取り組み（施策）

- 市民参加による身近な野生生物経年調査 《環境課》
身近な生き物や外来種などについて、市民参加のもとに調査し、野生生物に対する理解を深める機会の創出を図ります。
- 樹木ネームプレートの整備 《環境課》
公園や遊歩道沿いの樹木などにネームプレートを設置し、実際の樹木を見て、触れて学べる場所を増やします。
- 学校教育における自然体験学習の充実 《教育委員会、農政課、環境課》
野外活動や農林業体験などを通じて、児童生徒が自然と触れあえる機会を設け、自然体験学習の充実に努めます。
- 環境教育指導者研修会の開催 《環境課》
自然とのふれあいの推進のための人材育成として、環境教育指導者研修会を開催します。大学などと連携し、研修内容の確立やメニューの充実に努めます。
研修修了者などを環境教育指導者として登録し、さまざまな事業の講師として活躍の場を提供するとともに、市民グループ単位などでおこなわれる環境出前講座(仮称)などに講師として派遣できるよう検討します。
- 遊歩道等の整備 《農政課、建設課、環境課》
森林や河川において安全に安心して散策できるような遊歩道を整備するとともに、自然について解説する案内板などの整備をおこないます。

市民の取り組み（環境配慮指針）

- 身近な自然や生物に意識を向け、自然とのふれあいに関する事業やイベントに参加するなど、自然に接する機会を増やします。
- 河川敷などの水辺空間や遊歩道を大切にし、ごみを捨てたりしないなど美化に努めます。また、河川清掃などのボランティア活動に機会をとらえて参加します。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- 事業所周辺の自然や生物に意識を向け、環境負荷の低減に努めます。また、河川清掃などの環境美化ボランティア活動への参加を従業員にうながします。

② 森林の保全・活用

市の取り組み（施策）

■ 企業の森推進事業 《農政課、商工観光課、環境課》

近年、企業の社会的責任に対する関心が高まっており、森づくりに主体的に取り組む企業も増えてきました。社有林の市民への開放、社員ボランティアによる下刈・除伐作業の実施などの取り組みもみられます。

市内においてもこうした活動が活発に展開されるよう情報提供に努め、社会貢献や森づくりに関心のある企業と地域とを結びつけるための方策を検討していきます。

■ 林業と観光の連携の推進 《農政課、商工観光課》

林業体験を観光プログラムの一つとして提供する方策を検討します。

市民の取り組み（環境配慮指針）

■ 森林の持つ公益的機能に対する理解を深めるとともに、自然観察会などへ機会をとらえて参加します。

■ 山林をはじめ、雑木林や川辺林などの身近な樹林地を大切にし、保全に協力します。

■ 民有林を所有または管理する人は、その適切な管理に努めます。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

■ 企業の社会貢献の一環として、森林整備事業などの取り組みを導入または積極的に検討します。

■ 新たな開発を伴う事業活動に際しては、森林・樹林地への負荷を少なくするように配慮します。

基本目標 2 良好な田園景観の確保

(1) 取り組み状況と今後の課題

【取り組み状況】

- 環境保全型の農業を推進するため、牛糞を利用した高品質肥料の製造施設・設備購入に対する経済的支援を提供しています。
- 市内で生産される農産物のブランド力向上を図るため、本市ブランド米（品種：ヒノヒカリ）のPRを「道の駅とよとみ」の収穫祭や稲穂祭りで実施するとともに、名称を募集し、商標登録を推進しています。
- 環境に配慮した農業に取り組む「エコファーマー[※]」の制度について周知を図るとともに、認定農業者の増加を推進しています（認定者 226 名（平成 25 年 9 月現在））。
- 農地の有効利用を図るため、農業経営の改善に取り組む認定農業者の更新や新規認定手続を推進しています。また、平成 24 年には市内に農地利用集積円滑化団体が設立されました。
- ジャガイモなどを素材とした農業体験や、宿泊を伴う滞在型農業に陶芸を組み合わせた体験機会を提供しました。
- 「道の駅とよとみ」「農産物直売所た・から」において新鮮な地元産野菜や畜産加工品を提供し、集客を推進しています。
- 市内の祭りやイベントなどにおいて特産品の無料配布によるPRをおこないました。また、県外でのイベントにおける出展や、県内イベント（県民の日記念行事、ヴァンフォーレ甲府サンクスデーなど）における特産品のPR活動にも取り組みました。
- 教育ファーム（園児と保護者による農業体験学習）を通じた、消費者と生産者をつなぐ取り組みを支援しました。
- 減農薬栽培による地元米など、安全安心な地元農産物を学校給食で活用しています。地産地消は生産地から食卓への距離が短い食料を食べた方が輸送に伴う環境の負荷が少ないというフードマイレージの考え方にも合致します。

【今後の課題】

- ◆ 本市は、土地利用の 26.9%が農用地であり、山梨県全体（5.5%）に比べ農地の割合が大きい地域となっています。うるおいある農村景観は、本市の特徴であり財産でもあります。また、洪水や土砂崩れを防いだり、多様な生きものを育んだりなど、農地は私たちの暮らしにさまざまな恵みをもたらしています。

[※] エコファーマーとは、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、環境に配慮した農業に取り組む農業者として県に認定された者をいいます。県で定めた栽培指針に基づき、土づくりや化学肥料・化学農薬の低減に関する技術を実践します。認定を受けると各種の経済的支援が受けられるほか、出荷箱への「エコファーマー」表示や農産物へのシール貼付などによる販売PRが可能となります。

- ◆ しかし、農業従事者の高齢化と担い手不足などから、耕作放棄率は増加傾向にあり、その割合は 12.6%（平成 22 年）を占めるまでになっています。
- ◆ 市民アンケートの結果によると、周辺の環境のうち「農地の保全状況」について満足している市民の割合は 23.2%にとどまり、環境変化として「農地の保全状況」が「良くなった」と回答した人はわずか 2.9%（「悪くなった」19.8%）となっています。また、市に求める施策（自然環境分野）として「優良な農地、田園景観の保全」の項目は上位を占めています。
- ◆ 耕作放棄地を解消し、優良な農地を守るためには、安全・安心志向といった消費者ニーズに配慮しつつ付加価値の高い本市ならではの農産物を生産し、販売を強化することや、中核的農家への農地集積などを通じた農業生産の効率化により、本市農業の産業としての魅力を高めていくことが必要です。
- ◆ 市内には「道の駅とよとみ」と「農産物直売所た・から」の二つの地場農産物直売所がありますが、近隣市町村の直売所との競合により来客数が伸び悩む状況があります。消費者のニーズにあった農産物の販売の促進や、特産物の周知方法の改善などの取り組みが必要となっています。
- ◆ 農業を基幹産業とする本市では、市民自らが本市農業の強力な支援者となって中央市産の農産物を積極的に消費する「地産地消」をより一層推進していく必要があります。なお、地産地消には、農産物の輸送距離短縮による燃料消費やガス排出量の削減につながる環境効果もあります。こうしたメリットを環境学習に関連づけながら、学校給食における地域農産物の利用拡大を図っていくことも必要です。
- ◆ こうした課題に取り組むことにより、農業の担い手の確保、農地の有効活用、ひいては、農村景観や農地の環境保全力の再生につながると考えられます。

（２）目標達成への取り組み

① 優良な農地の保全

市の取り組み（施策）

■ 環境保全型農業の推進 《農政課》

農業協同組合などと連携し、化学合成農薬や化学肥料の使用量を減らし、農業生産活動における環境負荷の低減を図ります。また、環境負荷の少ない農産物の生産技術の開発を進めるとともに、地域循環型農業の確立を進めます。

これらに加え、特別栽培農産物表示に基づき、環境保全型農業で生産された農産物の良さや環境保全上の効果などをPRしていきます。

■ 農産物のブランド化 《農政課、商工観光課》

市の特産品といえる農産物に照準を当て、地域ブランドの確立に努め、生産の奨励と販売の強化をおこないます。

■ エコファーマーの奨励 《農政課》

本市が持続的環境保全型農業の先進地として認識されるよう、エコファーマー制度の周知や、新規認定手続をおこなっていきます。

■ 有害鳥獣対策 《農政課》

有害鳥獣対策を講じながら、農作物の安定的な生産環境を整えます。

市民の取り組み（環境配慮指針）

■ 本市の農業の価値について理解を深め、農業振興に関するイベントや各種活動に機会をとらえて参加します。

■ クラインガルテン（市民農園）を積極的に活用します。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

■ 農地を適正に管理し、公益的機能の維持に努めます。また、農業用水路や農道などの保全・美化に努めます。

■ 農業生産活動において、環境に配慮した農地運用や、環境負荷の低い環境保全型農業の実践に努めます。

■ 地域で生じる食品廃棄物や家畜排せつ物などを農業生産に有効利用する地域循環型農業の確立に協力します。

■ エコファーマー制度に関心を持ち、認定取得を積極的に検討します。また、認定を活用した農産物の販売PRや情報発信を積極的におこない、本市農産物のイメージアップに貢献します。

■ 農産物の生産技術の開発を進めるとともに、付加価値の高い本市ならではの農産物の生産や品質保持に努めます。

② 遊休農地の活用

市の取り組み（施策）

■ 認定農業者等の育成・支援 《農政課》

プロフェッショナルな農業者を育成・支援するとともに、退職後に地域で農業に取り組もうとする人などさまざまな担い手の確保に努め、農地の有効利用を進めることで遊休農地の解消を図ります。

■ 地域農業を支える体制づくり 《農政課》

経営規模拡大を目指す意欲的な担い手が、大規模な農地で生産できるよう農地の集約化を図るとともに、地域のコミュニティと連携した活性化策を検討していきます。

■ クラインガルテンや体験農業等による農地の有効利用 《農政課、商工観光課》

休耕地や耕作放棄地のうち再耕作が困難な農地の所有者と連携し、クラインガルテン（市民農園）や体験農場に転用する農地を確保します。また、「道の駅とよとみ」や「農産物直売所た・から」と連携して、グリーンツーリズム（都市居住者による農村滞在型の余暇活動）の支援をおこない、農業体験をサポートする指導者を育成・確保します。

市民の取り組み（環境配慮指針）

- クラインガルテン（市民農園）を積極的に活用します。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- 農業生産に意欲を持つ人は、生産体制の効率化、設備や農地の効率的な利用など、遊休農地の有効活用について積極的に検討し、取り組みます。
- 農業への従事が困難になった農地所有者は、生産体制の効率化やクラインガルテンなどへの転用について積極的に協力します。
- グリーンツーリズムや農業体験をサポートする指導者として市民や市外居住者との交流を深めます。

③ 地産地消の推進

市の取り組み（施策）

- 「道の駅とよとみ」と「農産物直売所た・から」の体制強化 《農政課》
両直売所を運営している組合を支援するとともに、直売所の知名度向上に努めます。
- 観光との連携による特産品のPRと消費拡大 《農政課、商工観光課》
特色ある地域の農産物の収穫体験などを通じ、消費の拡大はもとより、地域住民や観光客に地域の農業の現状や歴史を認識してもらう機会を設けます。
- 学校給食における地域農産物の利用拡大 《農政課、教育委員会》
学校給食において地元農産物の利用を進めます。課題となっている安定供給については、地域農家との連携を強化し、改善を図ります。

市民の取り組み（環境配慮指針）

- 市内農産物直売所の利用頻度を高め、地元産農産物を優先的に購入します。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- 農産物の地元消費のしくみづくりやその拡充に協力します。
- 卸売・小売業や飲食業では、地元産食材の優先仕入れなど、地産地消の推進に協力します。



農産物直売所た・から



教育ファームの稲刈り

(写真:農産物直売所た・から日記ブログより)



道の駅とよとみ



スイートコーン収穫祭

(写真:道の駅とよとみ&シルクふれんどりいメールより)

基本目標3 緑地の保全、緑化の推進

(1) 取り組み状況と今後の課題

【取り組み状況】

- 樹木の消毒・剪定作業など街路樹の適正管理を、年度ごとに実施地区を定め、計画的におこなっています。
- 市民のいこいの場である公園の安全性・快適性を確保するため、日常的な維持管理（不具合箇所の修繕、再塗装等による耐用年数の延伸、公園内緑地の除草や剪定など）や、計画的な改修（老朽化遊具の更新など）を実施しています。
- 緑化意識の啓発を図るため、小学校入学時の児童に記念樹（桜・あじさい）を贈呈するとともに、お祭り時に樹木（ブルーベリー・イロハモミジ）を配布しました。
- 中央市緑化推進会議を設置し、運営しています。

【今後の課題】

- ◆ 地域が緑豊かであることは、うるおいのある生活環境を形成するうえで重要な要素です。
- ◆ 市民アンケートの結果によると、周辺の環境のうち「自然や緑の豊かさ」について満足している市民の割合は56.0%を占めており、不満層は5.5%にとどまっています。また、児童・生徒アンケートの結果でも、身のまわりの環境のうち「自然や緑が豊かだ」と感じている割合は81.5%にのぼっています。
- ◆ 一方、「公園や遊歩道の整備状況」の項目では満足層は35.9%にとどまります。市に求める施策（生活・都市環境分野）として「身近な公園の整備や緑化」を選択する市民も多数存在します。
- ◆ 市内の緑化には事業所も重要な役割を担いますが、特に小規模企業においては景気の低迷や経費面での課題もあって緑化への取り組みが遅れている現状があります。
- ◆ 身近な緑地や公園は、市民生活に豊かさをもたらす大切な空間であり、整備や管理の一層の充実が望まれています。このため、街路や公園などの公共的な緑地を計画的に整備し、市が率先して緑地の保全に取り組むことが求められます。
- ◆ また、市が直接的に関与できない私有地も市の景観を支える重要な資産であることから、事業所や一般家庭における緑化もうながし、市全体として緑地の保全、緑化を実現していく必要があります。
- ◆ 緑化は、市民や団体が身近で取り組みやすい環境活動のひとつといえます。緑化の意義、方法などに関する普及啓発とともに、緑化ボランティア活動が市内で活発に展開されるよう支援を提供していくことが必要です。また、学校教育においても、緑の大切さについて理解を深められるよう、校内における緑化活動の導入推進に取り組んでいく必要があります。

(2) 目標達成への取り組み

① 公園・緑地の保全・管理

市の取り組み（施策）

■ 街路樹の管理・整備 《建設課》

街路樹の定期的な剪定や除草などの管理をおこないます。また、街路樹の整備にあたっては、在来種など地域にあった樹種を選定するなどして、特色ある地域の景観づくりを図ります。

■ 公園等の管理 《管財課》

公園等の緑地については、引き続き必要に応じて剪定や除草などの管理をおこない、園内の明るさを保つなどして、市民が安全で快適に利用できるようにします。

市民の取り組み（環境配慮指針）

- 公園内の樹木や植生を大切にし、ごみを散らかさないなど、みんなの公園を快適な場所として守っていきます。また、地域の公園や街路などの清掃活動に機会をとらえて参加し、まちの美化に努めます。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- 事業所が所在する地域の公園や街路などの清掃活動に機会をとらえて参加するよう従業員にうながし、または自主的な美化活動による地域貢献に取り組みます。

② 緑化の推進

市の取り組み（施策）

■ 緑化運動、花いっぱい運動の推進 《農政課、環境課》

市民がおこなう緑化運動や花いっぱい運動を支援します。

■ 記念樹プレゼント事業の推進 《農政課》

市民の手による植樹活動が新たに始められるきっかけづくりとして、引き続き入学記念時などに市民に記念樹をプレゼントする取り組みをおこなっていきます。

■ 緑化推進会議の運営 《農政課、環境課》

市民、事業者、行政が連携して市内の緑化を推進するため、中央市緑化推進会議を適切に運営していきます。

市民の取り組み（環境配慮指針）

- 植樹や花壇への植栽など、宅地の中に緑を増やします。
- 地域での緑化活動や、緑化推進のためのイベントに機会をとらえて参加します。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- 事業所の敷地内の適切な緑化に努めます。
- 事業所の拡大や新たな土地開発などをおこなう際は、自然の緑を残すため最大限に配慮します。また、緑地帯を十分に設けるよう努めます。
- 地域での緑化活動や、緑化推進のためのイベントに機会をとらえて参加するよう従業員にうながします。

2. 快適で健康な生活環境づくり

基本目標 1 大気汚染の防止

(1) 取り組み状況と今後の課題

【取り組み状況】

- 大気汚染に関する事業所指導事務を所管する県と連携し、情報提供や違反事例に対する事後処理などの面で協力・対処してきました。
- ダイオキシン類について、県と連携して監視の取り組みをおこなってきました。
- 光化学オキシダントについて、県と連携して、光化学スモッグの発生状況や被害発生時の処置に関する情報の提供を受けた後、防災無線で市民に周知を図る体制を整備してきました。
- 県が主導して推進する「エコドライブ運動」について、制度の周知に協力し、普及を図りました。
- 自動車の使用に伴う大気環境の負荷の低減に努めることを目的に、環境配慮型公用車の導入を進めました。平成 25 年度現在は、BDF（バイオディーゼル）燃料装着車 2 台、ハイブリッド車 2 台、電気自動車 1 台を有しています。

【今後の課題】

- ◆ 大気汚染状況常時監視（南アルプス測定局）の平成 23 年度結果では、浮遊粒子状物質（SPM）と二酸化窒素（NO₂）が環境基準を超えたことはなく、濃度の経年変化をみても年平均値は低下しています。光化学オキシダントについては基準値を超えた日・時間帯がみられましたが、その日数・時間数は改善しており、濃度の年平均値も低下傾向にあります。
- ◆ また、市民アンケートの結果によると、周辺環境のうち「空気のきれいさ」について満足している市民の割合は 55.4%と比較的高い割合を占めています（不満層 6.6%）。児童・生徒アンケート結果でも「空気がきれい」と肯定的に感じる人の割合は 73.3%であり、平成 20 年調査結果（52.8%）から大幅に改善しています。
- ◆ 一方、市に求める施策（生活・都市環境分野）として「大気汚染、水質汚濁物質の排出防止対策」を選択する市民や、「きれいな空気や水をまもっていくこと」を大切と考える児童・生徒は多く、生活環境の最も基礎的な要素である大気・水を今後とも良好に保っていくことが切実に求められています。
- ◆ 事業所による大気汚染物質排出については、県との連携協力体制のもと、市内において大気汚染防止に係る法規制が適切に運用されるよう配慮するとともに、事業所の順守状況を継続的に監視していく必要があります。

- ◆ 自動車は、窒素酸化物や浮遊粒子状物質などを排出し、大気汚染の原因となるとともに、地球温暖化原因物質である CO₂ の排出源でもあります。環境への負荷の少ない自動車の普及や、環境に配慮した適切な使用方法の周知・啓発が求められています。

(2) 目標達成への取り組み

① 大気汚染物質の排出抑制対策の推進

市の取り組み（施策）

- 工場、事業場における大気汚染物質排出抑制指導 《環境課》
工場、事業場におけるばい煙等の排出基準や特定粉じん排出等作業の作業基準の遵守状況を県と連携して監視し、指導をおこなっていきます。
- ダイオキシン類対策 《環境課》
廃棄物焼却炉については、廃棄物処理法の改正（平成 14 年）による構造基準の強化に伴い、基準に対応できない施設は使用できなくなっています。また、年 1 回ダイオキシン類の測定が義務づけられています。こうした規制について県と連携した監視などの取り組みを継続していきます。
- 光化学オキシダント対策 《環境課》
県や関係機関と密接に連携して、光化学スモッグの発生や被害発生時の処置に関する的確な情報提供をおこなっていきます。

市民の取り組み（環境配慮指針）

- ごみなどを野外で焼却する「野焼き」をおこなってはならないことを守ります。
- 自動車の利用は必要最小限とし、可能な限り公共交通機関や自転車、徒歩での移動に努めます。
- 自動車を運転する際は、エコドライブに取り組みます。また、自家用車を購入するときは、なるべく環境負荷の少ない車種を選びます。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- 大気汚染物質の排出基準など、法令を守って環境にやさしい事業活動を展開します。
- 基準を満たさない焼却炉は使用しないようにします。

- 従業員の通勤におけるパークアンドライドの推奨やノーマイカーデーの設定など、自家用車の利用を減らす取り組みをおこないます。
- 業務で自動車を使用する際には、エコドライブの実践に努めます。また、業務用自動車を購入するときは、なるべく環境負荷の少ない車種を選びます。

《コラム》 廃棄物焼却炉の法定基準

▶ 次の基準を満たさない焼却炉は法令により使用できなくなっています。（一般家庭の簡易なゴミ焼却炉も対象です。）

1. 焼却設備の構造

- ① 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること（ガス化燃焼方式その他構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合を除く。）
- ② 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく、廃棄物を焼却できるものであること。
- ③ 燃焼室ガスの温度が摂氏800度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
- ④ 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- ⑤ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- ⑥ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

（注）：廃棄物処理法の許可対象施設には、さらに厳しい基準が適用されます。

2. 焼却の方法

- ① 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
- ② 煙突の先端から火炎又は日本工業規格D8004に定める汚染度が25%を超える黒煙が排出されないように焼却すること。
- ③ 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。

② 自動車排出ガス対策の推進

市の取り組み（施策）

■ 市役所における低公害車の積極的導入 《管財課》

市が率先して自動車排出ガス対策、地球温暖化対策を実践するため、引き続き公用車への計画的な低公害車導入に努めていきます。

■ エコドライブ運動の普及 《環境課》

県では、環境にやさしい運転方法を普及させることで自動車から排出される二酸化炭素の削減を図り、地球温暖化を防止する「エコドライブ運動」を推進しています。本市においても、広報活動などの普及・啓発に積極的に協力し、本市における運動の普及を図ります。

市民の取り組み（環境配慮指針）

- 自動車の利用は必要最小限とし、可能な限り公共交通機関や自転車の利用、徒歩での移動に努めます。
- 自動車を運転する際は、エコドライブに取り組みます。また、自家用車を購入するときは、なるべく環境負荷の少ない車種を選びます。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- 事業所で使用する車両については、低公害車の導入に努めます。また、排出ガスに係る規制適合トラック等を導入し、所有する車両の適切な整備をおこないます。
- 従業員に対して「エコドライブ宣言」を推奨し、職場ぐるみでエコドライブ運動を実践するよう努めます。
- 従業員の通勤におけるパークアンドライドの推奨やノーマイカーデーの設定など、自家用車の利用を減らす取り組みをおこないます。

《コラム》 エコドライブ運動

- エコドライブのポイントは、次に掲げる「エコドライブ 10 のすすめ」のとおりです。「エコドライブ宣言」は、こうした運転方法に積極的に取り組むことを宣言し、実行するもので、宣言者にはステッカーが配布されます。

【エコドライブ 10 のすすめ】

- ① ふんわりアクセル『eスタート』でやさしい発進を心がけましょう。
- ② 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転を心がけましょう。
- ③ 減速時は早めにアクセルを離し、エンジンプレーキを活用しましょう。
- ④ エアコンの使用は適切に。冷房は冷やし過ぎないように、暖房のみはエアコンスイッチをオフにしましょう。
- ⑤ ムダなアイドリングはやめましょう。
- ⑥ 渋滞を避け、余裕をもって出発しましょう。
- ⑦ タイヤの空気圧チェックを習慣づけましょう。
- ⑧ 不要な荷物は車からおろして走行しましょう。
- ⑨ 走行の妨げとなる駐車はやめましょう。
- ⑩ 自分の車の燃費を把握しましょう。

（出典：山梨県ホームページ）

基本目標 2 水質汚濁の防止

(1) 取り組み状況と今後の課題

【取り組み状況】

- 水質汚濁に関する事業所指導事務を所管する県と連携し、情報提供や違反事例に対する事後処理などの面で協力・対処してきました。
- 市内の河川水質検査(生活環境項目 12 項目、環境基準健康項目 27 項目)を実施し、検査結果の経年経過を観測しています。
 - ・測定地点：玉穂地区 9 地点、田富地区 15 地点、豊富地区 2 地点
 - ・測定回数：年 1 回
- 県がおこなう井戸水の水質検査に協力し、水質の安全を確認しています。
- 市広報紙に、河川水質検査の結果とあわせて、生活排水による河川への環境負荷の低減を呼びかける記事を掲載し、良好な水質の維持に向けた啓発に努めています。
- 公共下水道事業については、管渠の敷設工事を市街化区域内で進めており、5 か年で排水処理面積約 43ha の工事を完了させるとともに、普及率の向上に努めています。
- 合併処理浄化槽の適正管理の促進では、県主催の浄化槽設置者講習会の周知協力により、浄化槽の管理や点検を推進しました。
- 農業集落排水処理施設については、管渠新設工事はほぼ完了し、近年は施設の維持管理を中心に、新規宅地への公共枡の設置をおこなっています。
- コミュニティプラントについては、使用 3 企業からの事業移管の検討協議を重ねており、施設老朽化の対策を順次おこないつつ事業を継続しています。

【今後の課題】

- ◆ 市内の小河川が流れ込む鎌田川の水質は改善傾向にあり、近年では環境基準が達成されています。市内の小河川・水路の水質については、全体としては維持されていると推測されますが、個別の河川や測定年度によっては高い BOD 値が観測されており、注視が必要です。
- ◆ 一方、市民アンケートの結果によると、周辺環境のうち「川や水路の水のきれいさ」について満足している市民の割合は 33.2%にとどまっており、不満層が 22.5%存在することに留意する必要があります。児童・生徒アンケート結果でも「川や水路の水がきれい」と肯定的に感じる人の割合は 44.4%と比較的小さくなっています(否定的回答 23.2%)。
- ◆ また、市に求める施策(生活・都市環境分野)として「大気汚染、水質汚濁物質の排出防止対策」を選択する市民や、「きれいな空気や水をまもっていくこと」を大切と考える児童・生徒は多く、生活環境の最も基礎的な要素である大気・水を良好に保っていくことが切実に求められています。

- ◆ 水質汚濁の原因の7割近くは、人々の日常生活から排出される生活排水だと言われています。市民アンケートの結果、日ごろの取り組みとして「台所で食用廃油や油汚れを排水溝に流さない」をいつもおこなっている人の割合は58.6%、「洗剤の使用は少なめにしている」では39.7%となっており、改善の余地があるとみられます。暮らしの中での身近な取り組みを、市民の間にさらに普及していく必要があります。
- ◆ 事業所による排水については、県との連携協力体制のもと、市内において水質汚濁防止に係る法規制が適切に運用されるよう配慮するとともに、事業所の順守状況を継続的に監視していく必要があります。
- ◆ 本市では、公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽の普及などにより生活排水処理対策を進めており、生活排水クリーン処理率（生活排水が処理施設により処理される人口の割合）は、平成24年3月現在99.1%に達しています。
- ◆ 一方、公共下水道事業に対する市民意識は高まりをみせており、行政に対しては、下水道の普及推進体制の整備や未加入地域への支援の拡充への要請が強まっています。このため、引き続き市街化区域内における事業の推進が必要であり、さらには、新たに市街化調整区域内の地域における事業推進に向けた施策の充実が課題となってきました。
- ◆ また、農業集落排水処理施設・コミュニティプラントについては、施設の老朽化への対応などが今後の課題となっており、計画的かつ適切に維持管理を遂行していくことが必要とされています。

（2）目標達成への取り組み

① 水質汚濁物質の排出抑制対策の推進

市の取り組み（施策）

- 工場、事業場における水質汚濁物質排出抑制指導 《環境課》
水質汚濁防止法では、汚水を排出する施設を特定施設として定め、特定施設を設置する場合、事業者へ届出を義務づけるとともに、排水基準を定めています。県ではさらに、条例により厳しい基準（上乘せ基準）を定めて排水規制を強化しています。このような排水基準の遵守状況を県と連携して監視し、指導をおこなっていきます。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- 法令に基づく届出を適切におこなうとともに、排水基準を遵守します。
- 事業所から排出される排水（化学物質、農薬、雑排水等）の環境負荷低減に取り組みます。

② 生活排水対策の推進

市の取り組み（施策）

- 公共下水道事業の推進 《下水道課》
市街化区域内の未設置地域において公共下水道の普及を進めます。
- 合併処理浄化槽の適正な管理の促進 《環境課》
合併処理浄化槽の適正な管理を促進するための啓発をおこないます。
- 農業集落排水処理施設 《下水道課》
豊富地区の農業集落排水事業については、地域の利便性向上の観点から必要性について集落分布や財政状況を踏まえ検討し、推進します。
- コミュニティプラント 《下水道課》
田富よし原処理センターについて、施設の老朽化への対応として適度に改修した上で当面は稼働させ、公共下水道への認可変更を行い接続の対応を検討します。
- 公共用水域水質の測定 《環境課》
市内の河川について、BOD 値等を測定し、その経年変化を観測します。
 - ・測定地点：玉穂地区 9 地点、田富地区 13 地点、豊富地区 4 地点（平成 25 年度）
 - ・測定回数：年 1 回
- 地下水水質測定 《環境課》
県などがおこなう市内の井戸の水質検査について協力して、pH、大腸菌群数、塩素イオン濃度等を測定し、その経年変化を観測します。
- 水生生物による水質調査 《教育委員会、環境課》
県は、児童や一般市民の参加を得て、河川にすむさまざまな生物（カワゲラ、サワガニ等 30 種の水生生物）の生息状況を調査し、その結果から河川の水質の状態を調査する事業をおこなっています。身近な河川の水質保全の必要性や河川愛護精神の重要性を再認識する機会として教育・啓発効果が高いと考えられるため、この事業への市内からの積極的な参加をうながします。
市内では、市民グループの主催により、一般の児童も参加できる自然観察会等を通して水質を調査する活動がおこなわれています。こうした民間の活動に対しても継続して支援をおこなっていきます。
また、市内には、ホタルが生息する河川もあり、水質悪化を招かないよう地域住民と連携を図り、ホタルの保護にも配慮した河川の水質保全の周知を図ります。

■ 生活排水の環境負荷低減に関する啓発 《環境課》

広報紙等を通じ、生活排水による河川への環境負荷の低減に関する啓発をおこないます。

市民の取り組み（環境配慮指針）

- 使用済みの食用油は凝固させてごみに出す、洗剤やシャンプーなどの使用量は控えめにするなど、日常生活の中で身近に取り組める環境配慮行動を習慣的におこないます。
- 公共下水道や農業集落排水が接続可能な地域では、すみやかに接続するよう努めます。これら以外の地域では、合併処理浄化槽の導入により適切な排水処理に努めます。また、設置済みの浄化槽の維持管理を適切におこないます。
- 地域の河川清掃などの機会をとらえて積極的に参加します。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- 事業活動に伴う排水（化学物質、農薬、雑排水等）の適正処理及び環境負荷の低減に取り組み、水質汚濁の未然防止に努めます。
- 浄化槽を使用する場合は、その維持管理を適切におこないます。
- 水の循環利用など、排水が少なくなるよう工程や業務プロセスの改善に努めます。
- 地域の河川清掃などの機会をとらえて従業員に積極的な参加をうながします。

基本目標 3 騒音、振動、悪臭の防止

(1) 取り組み状況と今後の課題

【取り組み状況】

- 平成 24 年度から自動車騒音の常時監視事務が市に移譲されたことを受け、市内主要幹線道路の騒音測定を実施し、環境基準の達成状況を確認しました。また、騒音規制法に基づく規制地域を市全域で設定するとともに、土地の利用形態等に応じ規制基準を定め、騒音に関する工場・事業所等の監視・指導をおこない改善を図ってきました。
- 騒音に関する苦情への対応として、原因の把握に努め、当事者への指導をおこなって改善を図ってきました。
- 振動規制法に基づく規制地域を市全域で設定するとともに、土地の利用形態等に応じ規制基準を定め、振動に関する工場・事業所等の監視・指導をおこない改善を図ってきました。
- 悪臭防止法に基づく規制地域を市全域で設定するとともに、土地の利用形態等に応じ規制基準を定め、臭気に関する工場・事業所等の監視・指導をおこない改善を図ってきました。
- ごみ処理や野焼きにおける煙の悪臭、畜産関係に起因する悪臭について多くの苦情が寄せられたため、監視・指導をおこなって改善を図ってきました。

【今後の課題】

- ◆ 市民アンケートの結果によると、環境変化のうち「まちの静かさ」について「悪くなった」と回答した市民の割合は 29.1%で、選択項目中で最大となっています。自由回答の内容から、夜間のオートバイの暴走行為に起因するものも多いとみられ、また、生活習慣の異なる外国籍住民による夜間の近隣騒音への意見も目立っています。
- ◆ また、将来的にリニア中央新幹線が本市をルートとして整備される見込みであることから、工事や開通後の操業に伴う騒音・振動が懸念されてきており、本市への環境影響を注視しつつ適切な対応が必要となってきます。
- ◆ 悪臭については、畜産関係や野焼きに起因する悪臭への意見がきわめて多くみられます。原因が近隣にあるものがほとんどであり、近所づきあいへの配慮から直接苦情をいうことができず、不満が蓄積しているケースも多いと推察されます。
- ◆ これらを背景に、市民アンケートでは市に求める施策（生活・都市環境分野）として「騒音・悪臭防止対策」を選択する市民が多くなっています。
- ◆ 以上を踏まえ、市民が互いに快適に暮らしていくためのルールやマナーの徹底を図るため、普及啓発を推進し、発生した事案については原因者の監視・指導など迅速・的確に取り組むことが求められています。また、暴走行為その他騒音を伴う迷惑行為については、警察などの関係機関とも連携して対処していく必要があります。

(2) 目標達成への取り組み

① 公害防止対策の推進

市の取り組み（施策）

■ 騒音に対する監視、指導 《環境課》

一般環境騒音、自動車交通騒音、また、リニア中央新幹線整備などの各種開発行為に伴う騒音に対しては、地域の土地利用状況や時間帯に応じて環境基準が定められています。それぞれの環境基準を維持、達成するために県と連携して指導や監視を効果的にこなっていきます。

■ 生活騒音防止に関する普及・啓発 《環境課》

市民が互いに気持ちよく生活していけるためのマナーやモラルに関する啓発をおこなうとともに、必要に応じて指導をおこなっていきます。

■ 振動に対する監視、指導 《環境課》

振動については、規制地域が指定され、土地の利用形態等により、規制基準が定められています。この規制に基づき工場・事業場等の監視、指導を実施していきます。

■ 悪臭防止のための監視、指導 《環境課》

悪臭については、人の嗅覚を用いて測定する方法を取り入れた「臭気指数規制」が導入され、規制地域が指定されています。本市に多くみられる畜産関係に起因する悪臭などについて、発生源への未然防止指導等をおこなっていきます。

■ 悪臭防止のための普及・啓発 《環境課》

ごみ処理やペット飼育など、家庭生活に伴う悪臭への苦情が増加傾向にあるため、市民のマナーやモラル向上のための普及・啓発を実施していきます。

市民の取り組み（環境配慮指針）

■ 日常生活の騒音、振動、悪臭で近隣に迷惑をかけないように配慮します。

■ 自治会などで、暮らしのルールづくりとその浸透、住民相互のコミュニケーションの活性化を図ります。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

■ 法規制を遵守し、公害の発生を未然に防止します。また、事業所の近隣住民の生活に配慮しながら事業活動をおこないます。

基本目標 4 廃棄物減量、リサイクル

(1) 取り組み状況と今後の課題

【取り組み状況】

- ごみ出しに係る啓蒙活動として、ごみの出し方に関するパンフレットを年 1 回市内全戸に配布するとともに、必要に応じ広報紙に掲載して周知しました。また、環境衛生委員とエコライフ推進員に対して、年 1 回以上、説明会を兼ねた会議を開催しています。
- 豊富地区でおこなわれている生ごみの分別回収について、市民の理解を深めるため、広報紙への掲載や説明会の開催などを実施しています。

また、生ごみ専用袋への助成などにより、販売価格を安定させ収集率の向上を図っています。
- ごみの有料化については、指定袋の有償販売を導入し定着させています。
- 平成 19 年策定の「一般廃棄物処理基本計画」において、ごみの排出抑制・再資源化の計画の中で「ごみの減量化（発生抑制・排出抑制）の推進」および「リサイクル（再資源化・再生利用）の推進」を目標の一部に掲げています。

近年、国においては、循環型社会の構築に係る推進テーマとして「3R」を提唱しており、本市においても平成 24 年度の一般廃棄物処理基本計画見直し後は、リデュース (Reduce) = 「減らす」・リユース (Reuse) = 「再利用」・リサイクル (Recycle) = 「再資源化」の「3R」として推進しています。
- 市の物品調達において、再生紙や再生樹脂等の再生材を使用している物を積極的に取り入れてきました。

また、廃棄、リサイクル段階での環境配慮として、素材別に分解できるものや、回収、リサイクルシステムが確立しているものは、分別して還元できるよう職員意識の高揚にも努めてきており、このため、物品の購入量と排出ごみの減量化に成果をあげてきています。
- 資源ごみの分別収集を月 1 回各自治会の回収拠点で実施（豊富地区では各地区のリサイクルステーションで常時実施）し、収集量に応じて 5 円/kg の報奨金を自治会へ交付しています。
- 中央市役所の各庁舎に 24 時間のリサイクルステーションを設置し、資源ごみの回収・再資源化に取り組んでいます。なお、平成 21 年度からは廃食油と廃蛍光管の回収も開始しています。

【今後の課題】

- ◆ 市民アンケートの結果によると、周辺環境のうち「ごみ出し・分別のマナー」について満足している市民の割合は 47.2%（不満層 15.0%）となっており、選択項目の中では上位に位置しています。また、環境変化として「ごみ出し・分別のマナー」が「良

くなくなった」と回答した割合は 23.3%で、選択項目中トップとなっています。

- ◆ 一方、近年、一般ごみと粗大ごみを合わせた廃棄物量は、1人1日当たりベースで微増の傾向にあり、逆にリサイクル量はわずかながら減少してきています。

家庭から排出される一般廃棄物のうち容器包装リサイクルおよび古紙などの再生資源を除く廃棄物の総量は、かつて順調に減少していましたが、平成 23 年度初めて増加に転じました。また、容器包装リサイクルは順調に伸びていますが、新聞・雑誌などは情報の電子化に伴い減少しており、再生資源の総量は頭打ちになっています。

- ◆ アンケート結果によれば、市に求める施策（地球環境分野）として「ごみの減量化・リサイクルの推進」は他の項目を引き離して最大の支持を集めています。施策テーマとしての重要度の認識は市民の間に浸透しているといえますが、身近ですぐに取り組めるごみの減量化には結びついていない状況が見てとれますので、意識を具体的な行動につなげるための後押しが必要と考えられます。
- ◆ ごみの減量化は市民の日ごろの心がけに負うところが大きく、今後とも広報・啓発活動をたゆまずおこなっていく必要があります。特に、取り組み事例の紹介など、市民の具体的な取り組みに結びつけるためのわかりやすい広報・啓発が重要と考えられます。あわせて、ごみの排出量削減・再資源化に取り組みやすい環境整備、経済的な動機づけも継続的におこなっていく必要があります。「生かせば資源」の循環型社会を実現するため、市民・事業者・行政が一体となって取り組んでいかなければなりません。

（２）目標達成への取り組み

① 廃棄物の発生抑制

市の取り組み（施策）

■ ごみ出しに関するパンフレット配布、説明会の開催 《環境課》

広報誌、チラシ、5ヶ国語パンフレットの配布や各地区説明会の開催などを通じて、ごみ出しのルール、マナー、分別方法の普及・啓発を進めるとともに、リサイクルやごみの減量化をさらに徹底するための具体的な取り組み事例の紹介など、よりわかりやすい広報・啓発活動に努めます。

■ 生ごみの堆肥化の推進 《環境課》

生ごみ処理機器の普及による生ごみの堆肥化を推進します。豊富地区においては、生ごみの個別収集・堆肥化により循環型社会の構築を推進します。

■ ごみの有料化の検討 《環境課》

本市では平成 18 年から指定袋の有料化を導入しています。最近では、さまざまな手法により有料化を導入する自治体が増えてきており、その効果を検証しつつ本市に合った手法について検討します。

■ 3 Rの推進 《環境課》

市民を中心に3 Rの推進への協力を求め、環境にやさしい生活スタイルの普及・定着をめざします。また、ごみの減量を促進するため、生ごみは水切りして捨てるといった、手段や対策についての普及啓発に努めます。

■ グリーン購入の推進 《総務課、管財課》

市の必要物品の購入に際しては、引き続き積極的にグリーン購入を進め、その活動を市民へPRしていくことで、市民や事業者へのグリーン購入の普及に努めます。

市民の取り組み（環境配慮指針）

- 日常の生活の中で、3 R（ごみを減らす・使えるものは再利用する・再資源化できるようにしっかり分別して出す）に取り組みます。
 - ・買い物時にマイバッグを持参する、お店では過剰包装を断る、使い捨て製品の購入を控える、詰め替え型の製品を優先購入するなど、物を購入する段階でごみの減量につながるような配慮をします。
 - ・物を大切にしているべく長く使うようにします。また、リサイクルショップやフリーマーケットなどを活用し、不用品がごみとならず再利用されるよう配慮します。
 - ・生ごみは水気を切ってから出すなど減量を心がけます。また、肥料として活用することを検討し、実践に努めます。豊富地区では、個別収集に協力します。
 - ・資源として生かせるものは所定の日時・場所に出すなど、資源物収集に積極的に協力します。
- ごみ出しのルールやマナーを守ります。また、市からの情報提供にそって正しい分別方法を取り、適切な回収に協力します。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- 事業活動に伴って生じた廃棄物は、自らの責任において適正に処理します。また、分別やリサイクル、再利用などを積極的におこない、廃棄物の排出抑制に努めます。
- 取り扱う製品や商品について、過剰な包装・梱包をせず、できるだけ簡素化するよう努めます。
- 再使用・再資源化しやすい製品や商品の開発・販売に努めます。また、自社・自店で販売した製品や容器包装類などは回収し、再資源化に努めます。
- 製品やサービスを購入する際には、環境にやさしいエコ製品を優先するグリーン購

入を推進します。

- 廃棄物の排出削減やリサイクルの推進に関する目標設定をおこない、従業員に周知徹底して進行管理するよう努めます。

② リサイクルの推進

市の取り組み（施策）

- 資源ごみ回収システムの充実 《環境課》
空き缶、空きびん、ペットボトル、紙パックなどを自主回収するスーパーや小売店の取り組みと市のリサイクル事業を組み合わせ、体系化することで、資源ごみの回収システムの充実を図ります。
- リサイクルステーションの運営 《環境課》
各庁舎に設置している 24 時間リサイクルステーションの機能の拡充を推進します。
- 小型家電リサイクルの推進 《環境課》
小型家電リサイクル法の施行（平成 25 年 4 月）により、市町村には使用済み小型電子機器の分別収集や認定事業者への引き渡しの責務が与えられたことから、早期の実施により資源の有効利用を図ります。
- 3 R の推進 《環境課》（再掲）

市民の取り組み（環境配慮指針）

- 日常の生活の中で、3 R（ごみを減らす・使えるものは再利用する・再資源化できるようにしっかり分別して出す）に取り組みます。
- ごみ出しのルールやマナーを守ります。また、市からの情報提供にそって正しい分別方法を取り、適切な回収に協力します。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- 事業活動に伴って生じた不用物は、分別やリサイクル、再利用などを積極的におこない、廃棄物の排出抑制に努めます。
- 再使用・再資源化しやすい製品や商品の開発・販売に努めます。また、自社・自店で販売した製品や容器包装類などは回収し、再資源化に努めます。

- 廃棄物の排出削減やリサイクルの推進に関する目標設定をおこない、従業員に周知徹底して進行管理するよう努めます。

基本目標 5 不法投棄、野焼きの防止

(1) 取り組み状況と今後の課題

【取り組み状況】

- 環境パトロールとして、環境監視員が市内を巡回して、不法投棄や野焼きなどの監視と早期発見に努めてきました。
- 環境監視員や地域住民、警察との協力による監視体制のもと、不法投棄事案に対処してきました。特に、地域住民の監視・通報行動により、早期発見、再発防止に効果があげられました。
- 不法投棄がおこなわれた場所に看板を設置して不法投棄防止を呼びかけました。
- 広報紙などを通じ野焼きの禁止について啓発してきました。また、住宅地での家庭ごみ焼却などの事案に関する通報・苦情について、迅速・的確に対処してきました。
- 広報紙などを通じてポイ捨て防止や飼い犬のふんの適切な処理についての啓発に努めてきました。

【今後の課題】

- ◆ 市民アンケートの結果によると、市に求める施策（生活・都市環境分野）で「ポイ捨てや不法投棄防止対策」を選択する市民は多く、選択項目の中で回答割合がトップとなっています。
- ◆ 市内の不法投棄の状況を統計的にみると、撤去努力により年度末の残量は改善していますが、新規確認量は年度によりさまざまであり、改善傾向にあるとはいえません。不法投棄物を回収し、周辺環境を回復するためには多額の費用がかかります。このため、不法投棄については事前に防止することが重要になります。
- ◆ 本市では、環境パトロールにより不法投棄などの監視・早期発見に取り組んでいますが、万能ではありません。パトロール強化ももとより必要ですが、不法投棄防止には地域住民による監視の目がきわめて重要な役割を果たします。また、悪質な事案への対処には警察などの関係機関との連携も欠かせません。このため、引き続き地域や関係機関との連携協力関係を密にし、総合的な監視体制の強化を図る必要があります。
- ◆ ごみの野焼きは、不法投棄と同様に廃棄物の違法処理に当たりますが、いまだに市民の間で徹底されていない面があります。市民アンケートの自由記述でも、野焼きの防止に関する意見や要望が多数みられ、さらなる普及・啓発が求められています。
- ◆ 野焼きと同様、市民アンケートの自由記述での多数意見に「ごみのポイ捨てや犬のふん害の防止」があります。本市では、「ごみのないきれいなまちにする条例（平成20年7月施行）」に、ごみのポイ捨てや飼い犬のふん害の防止について明記し、散乱ごみのない快適な生活環境の形成をめざすことをうたっています。この条例に基づき、市民、事業者、行政がそれぞれの責務を果たしていくことが必要です。

(2) 目標達成への取り組み

① 不法投棄等監視パトロールの実施

市の取り組み（施策）

■ 環境パトロールの実施 《環境課》

環境パトロールを継続して実施するとともに、有効な方法や体制の確立について検討します。

■ 監視体制の強化 《環境課》

警察や地域住民と連携し、監視体制の強化に努めていきます。

市民の取り組み（環境配慮指針）

■ 不法投棄の現場を発見したり情報を得たりしたら、すぐに市の担当部署に連絡します。

■ 地域の清掃、美化活動などに機会をとらえて参加します。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

■ 従業員に、不法投棄の現場を発見したり情報を得たりしたら適切に通報するよう周知するなど、地域の不法投棄監視体制の強化に協力します。

② 不法投棄・野焼き防止のための普及・啓発

市の取り組み（施策）

■ 不法投棄防止に関する普及・啓発 《環境課》

不法投棄防止を呼びかけるポスター、チラシなどを作成、配布、看板を設置するなどして、地域ぐるみで監視の目を強化します。

■ 野焼き防止に関する普及・啓発 《環境課》

ポスター、チラシなどの作成・配布や、広報紙などを通じ、野焼き防止に関する啓発をおこないます。

■ ポイ捨て防止、飼い犬のふんの処理に関する普及・啓発 《環境課》

条例によりポイ捨てが禁止され、飼い犬のふんの処理が義務づけられていることの周知・徹底を図ります。

市民の取り組み（環境配慮指針）

- ごみ出しはルールを守っておこない、生活ごみの不法な投棄やポイ捨てはけっしておこなわないようにします。
- ごみを庭などで燃やす「野焼き」は環境汚染や近隣の迷惑になることを十分認識し、おこなわないようにします。
- 散歩時などのペットのふんは必ず持ち帰るようにします。
- 地域の清掃、美化活動などに機会をとらえて参加します。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- 事業活動に伴って発生する廃棄物は、自己の責任において適正に処理します。
- 従業員に、ポイ捨ての防止や野焼きの禁止に関する意識啓発を図ります。

《コラム》 なぜ野焼きをしてはいけないのか

- 低温で物が燃やされると、ダイオキシン類が発生しやすくなります。素ぼりの穴や簡易な焼却炉等でごみを燃やすのは、低温での焼却となりやすく、また、不完全燃焼を起こしやすいため、ダイオキシン類のほか、煙や臭いの発生源となります。大気汚染の原因となるばかりでなく、近隣の迷惑にもなりやすい行為です。
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、野焼きは原則的に禁止され、違反すると罰則が適用されます。「ちょっとだから」、「昔からやっているから」と庭先などでごみを燃やすことは、この法律に違反することになります。

※ なお、ごみ焼却禁止の例外としては、次のような行為があります。

- ・ 農業・林業、または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却（焼き畑など）
- ・ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの（暖をとるためのたき火など）

基本目標 6 生活環境を脅かす新たな問題への対応

(1) 今後の課題

- ◆ 東日本大震災（平成 23 年 3 月）およびこれに伴う原子力発電所事故は、国民の防災意識や環境意識を一変させるほどの大きな影響をもつ出来事でした。市民アンケートの結果でも、関心のある環境問題として「放射性物質による影響」を選択した市民の割合は「地球温暖化」に次いで第 2 位の上位を占めています。
- ◆ また、中国大陸から飛来する「黄砂や PM2.5（微小粒子状物質）」についても、健康への影響に対する懸念から、近年高い関心を集めています。
- ◆ 外部からもたらされるこうした脅威は、空気や水など生活環境全般に影響を及ぼしかねないことから、適時の情報提供や対処方法の周知など、市民の環境不安に配慮した取り組みが重要となっています。県においても、放射性物質や PM2.5 の監視・測定と情報提供の強化・充実に取り組んでおり、本市としても、県との連携強化により市民の生活環境・健康を守る手立てを講じていく必要があります。
- ◆ また、将来的にリニア中央新幹線が本市をルートとして整備される見込みであることから、工事や開通後の操業に伴う騒音・振動、自然破壊、景観悪化、電磁波による影響などを幅広く懸念する声もあがってきています。整備計画の進捗に応じ、本市への環境影響を注視しつつ適切に対応していく必要があります。
- ◆ 以上のような新たな環境問題は、本市がこれまでに経験したことのない事象であり、また、放射性物質や PM2.5 のように市や市民の努力によってただちに削減を図ることが不可能なものも含まれるため、単独での対応が難しい面があります。このため、国、県などの関係機関や周辺自治体との連携・協力関係を強めながら情報の収集に努め、市民に有益な情報へと整理して発信するとともに、問題発生源への働きかけをおこなっていくことが必要となります。
- ◆ さらに、近年、健全な水循環を維持・保全する観点などから、地下水の保全に関する条例制定の動きが広がっており、山梨県においては「地下水及び水源地域の保全に関する条例」を制定・施行（平成 25 年 4 月）しています。本市においても、地下水の保全と、大量採取による地盤沈下の未然防止を目的として「地下水資源の保全及び採取適正化に関する条例（以下「市地下水保全条例」といいます。）」を制定し、平成 25 年 4 月 1 日に施行しました。今後は、市条例の適切な運用をはじめ、県条例運用への協力もあわせ、豊かな水資源の保持を通じた住みよい生活環境の確保を図っていく必要があります。

(2) 目標達成への取り組み

① 市民を守る環境情報の発信

市の取り組み（施策）

■ 放射性物質対策 《環境課》

国や県などの関係機関と密接に連携して、環境放射線の測定状況や流通食品等の放射性物質検査結果などについて、迅速・的確に情報提供をおこなっていきます。

■ 微小粒子状物質（PM2.5）対策 《環境課》

県や関係機関と密接に連携して、PM2.5の発生や被害発生時の処置に関する迅速・的確な情報提供をおこなっていきます。

■ リニア中央新幹線整備対策 《総務課、環境課》

県や近隣自治体など関係機関と密接に連携して、リニア中央新幹線の整備・操業が市内にもたらす環境影響について情報収集をおこない、市民に提供するとともに、必要に応じ事業主体などへの意見提出その他の働きかけをおこないます。

② 地下水資源の保全

市の取り組み（施策）

■ 井戸設置者に対する規制・指導等 《環境課》

市地下水保全条例の定めるところにより、地下水計画を策定するとともに、井戸設置者に対して地下水資源の保護と採取量の適正化に向けた規制・指導を推進します。

市民の取り組み（環境配慮指針）

■ 井戸を設置する人については、市地下水保全条例の趣旨を十分理解し、条例による規制・指導にしたがいます。

■ 市民は、地下水の節水に協力するとともに、地下水保護対策に協力します。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

■ 井戸設置者となる場合は、市地下水保全条例の趣旨を十分理解し、条例による規制・指導にしたがいます。

■ 地下水の節水に協力するとともに、地下水保護対策に協力します。

3. 地球にやさしい暮らしの確立

基本目標 1 地球環境問題への取り組み

(1) 取り組み状況と今後の課題

【取り組み状況】

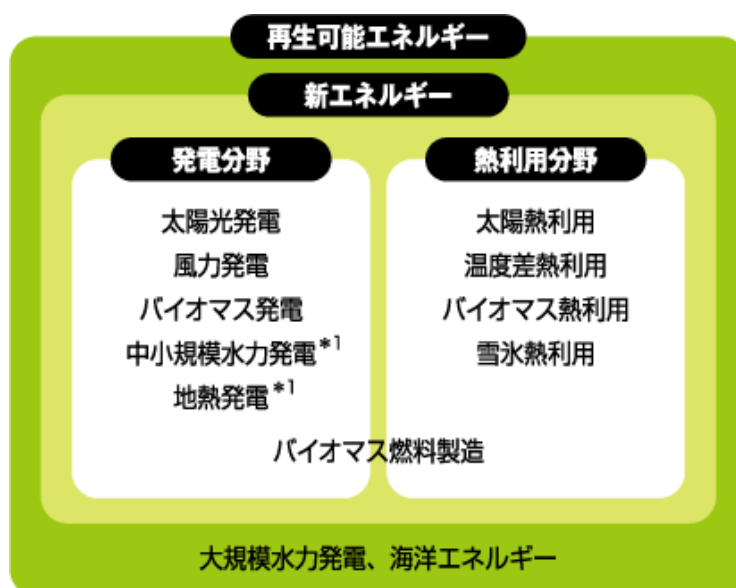
- 二酸化炭素（CO₂）の排出量や地球温暖化に関する情報、新エネルギーや省エネルギーに関する情報を、随時、広報紙や市ホームページを通じて発信しています。
- 小中学校で、総合的学習の時間などを利用してリサイクルについての社会学習会をおこなうとともに、省エネルギーなどに関する親子参加型の講座を開催しています。
- 市庁舎内において、職員共通の「紙、ごみ、電気の削減」等のエコオフィス活動に関する意識の向上が図られてきました。また、庁舎などの公共施設では、電力使用量の節減対策を講じており、経費の節減効果もあげています。
- 公共施設では、市内小学校に太陽光発電設備の設置が進められました。また、田富北保育園には太陽光発電による市民共同発電所が設置され、田富福祉センターでは自噴の井水を利用した地中熱ヒートポンプが活用されています。
- 家庭用太陽光発電システムを設置する市民に補助金を交付するなどにより、新エネルギーの導入を推進してきました。
- 省エネルギー行動のさらなる普及に向け、広報紙などを通じて啓発に努めました。
- コミュニティバスの導入については、平成 21 年 7 月から平成 23 年 3 月まで実証運行を重ね、利用者のニーズにあった使いやすい市民の足として平成 24 年 4 月から本格運行を開始しています。
- 公共交通機関の利用をうながすため、より一層の公共交通の充実を図るべく利用者のニーズ調査をおこない、利便性向上を図っています。また、市役所内でノーマイカーデーの設定などにより職員が率先して公共交通を利用するよう努めています。

【今後の課題】

- ◆ 経済の成長や生活の利便性向上が追求された結果、エネルギー消費や二酸化炭素（CO₂）の排出量は大幅に増加しました。CO₂の増加は地球温暖化の主な原因の一つといわれており、海面上昇や異常気象など、生態系に深刻な影響をおよぼす地球規模の問題となっています。このため、「低炭素社会」への転換が求められています。
- ◆ 市民アンケートの結果によると、関心のある環境問題として「地球温暖化」を選択した市民の割合は特に多く、突出してトップ項目となっています。市に求める施策（地球環境分野）でも、「省エネルギーの推進」や「新エネルギーの普及」が多数の市民から選択されています。

- ◆ 環境にやさしい持続可能な地域社会をつくるためには、地球温暖化の現状と私たちの社会生活との関わりについて一人ひとりが十分理解し、環境意識を高め、ライフスタイルや事業活動のあり方を見直す必要があります。こうした意識転換や行動変化をうながすための手だてが必要とされています。
- ◆ 地球温暖化の進行や資源枯渇の懸念から、化石燃料を主としたエネルギー需給構造からの転換が求められています。石油代替エネルギーの中でも、新エネルギーは持続可能な再生可能エネルギーとして特に期待されています。本市では、平成 20 年度策定の「地域新エネルギービジョン」において、地域の自然特性を活かした新エネルギーの普及、啓発、導入を進めることとしており、その着実な推進が必要です。
- ◆ なお、東日本大震災とこれに伴う福島第一原子力発電所事故により、国民のエネルギー問題への関心は高まりをみせています。新エネルギーを活用した地域分散型のエネルギー供給構造へと転換を図り、エネルギーの外部依存度をなるべく減らして地域の自立性を高める方向での検討が課題となっています。こうした観点からも、新たなエネルギーの確保と省エネルギーへの取り組みが求められています。
- ◆ 移動にマイカーを利用するライフスタイルが主流となる中、自動車利用と燃料消費を減らし、地球温暖化の防止や省エネルギーにつなげることが課題となっており、代替移動手段としてバスなどの公共交通の重要度は増しています。しかし、一般に公共交通事業は厳しい経営を迫られており、その維持・充実には利用者の増加が不可欠であるため、利用の促進と、そのための利便性向上が必要となっています。

■ 図表 6 - 1 新エネルギーの概念整理図



出典：資源エネルギー庁ホームページ

(2) 目標達成への取り組み

① 環境にやさしいライフスタイル、事業活動の推進

市の取り組み（施策）

■ 環境情報の提供 《環境課》

CO₂の排出量や地球温暖化に関する情報、新エネルギー、省エネルギーに関する情報提供を充実します。

■ 3Rの推進 《環境課》（再掲）

市民を中心に3Rの推進への協力を求め、環境にやさしい生活スタイルの定着をめざします。

①リデュース（Reduce）：「発生抑制」

必要のないものは買わない、使い捨てのものなどは使用しないなど、ごみの“発生を抑制”します。

②リユース（Reuse）：「再使用」

いらなくなったものを“捨ててしまう”のではなく、洗浄や修理して“再使用”します。

③リサイクル（Recycle）：「再生利用」

いらなくなったものを“捨ててしまう”のではなく、分類して集め“再生利用”します。

■ 環境学習の推進 《教育委員会、環境課》

小中学校における総合的学習の時間等を利用したエネルギー環境講座や一般向け、あるいは親子参加型のエネルギー環境講座を開催します。

■ 公共施設のエコオフィス化の推進 《管財課》

本市の公共施設から率先して、省エネルギー・省資源などに積極的に取り組み、環境にやさしいエコオフィス化を推進し、市民・事業者への啓発に寄与します。

■ 環境に関する公開レポートの作成の推進 《管財課、環境課》

公共施設や事業所などにおいて、CO₂の排出量や環境に関する取り組み状況などに関する公開レポートの作成を促進します。

■ ISO14001の取得の推進 《管財課、商工観光課、環境課》

環境マネジメントシステムに関する国際規格であるISO14001について、事業所での導入を促進します。また、市役所のISO取得について、庁舎管理の観点などから多角的に検討します。

市民の取り組み（環境配慮指針）

- 地球環境問題に関心をもち、理解を深め、市や地域の環境関連事業に機会をとらえて参加・協力します。
- 温室効果ガスの排出削減につながるライフスタイルについて情報を収集し、実践します。また、日常の生活の中で、3R（ごみを減らす・使えるものは再利用する・再資源化できるようしっかり分別して出す）に取り組みます。
- 二酸化炭素を吸収する緑を大切にし、増やすように努めます。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- 地球環境問題に関心をもち、理解を深め、市や地域の環境関連事業に機会をとらえて参加・協力します。
- 事業活動に伴って排出されるCO₂の排出量の把握・削減に努め、積極的に情報公開をおこなうよう努めます。

② 新エネルギーの利用

市の取り組み（施策）

- 新エネルギーに関する普及・啓発活動の推進 《環境課》
新エネルギーの利用などに関して、市民の取り組みに役立つ情報を提供し、普及・啓発活動を積極的におこないます。
- 新エネルギー導入の推進 《環境課、全庁》
市内の保育園・小中学校や公共施設への太陽光発電、太陽光熱利用、温度差エネルギーなどの設備の導入を推進するとともに、市民や事業者による太陽光発電や太陽光熱利用設備の導入を支援します。また、設置可能な空地等への太陽光パネルの設置を推進します。
- 新エネルギービジョンの実現に向けた取り組み 《環境課、全庁》
中央市新エネルギービジョンに基づき、段階的に新エネルギー導入推進の取り組みを進めます。

市民の取り組み（環境配慮指針）

- 新エネルギーに関する理解を深め、太陽光・太陽熱を利用する設備（太陽光発電パネルなど）の住宅への設置・活用を検討します。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- 太陽光エネルギーを利用した設備の事業所への導入など、新エネルギーの利用を推進します。
- 事業活動に伴い生ずる排熱など、未利用となっているエネルギーの活用（工場排熱の事務所暖房への活用など）について検討します。

■ 図表6-2 新エネルギービジョンに掲げる重点プロジェクト

◆◇◆重点的に進める新エネルギー導入の取組の4つの柱（プロジェクト）です◆◇◆



太陽のちからプロジェクト

- 市民・事業者の太陽光発電導入とそのサポート
- 公共施設への太陽光発電の導入
- 公共施設への太陽熱ソーラーシステムの導入



水のぬくもりプロジェクト

- 公共施設への地下水利用ヒートポンプの導入
- 事業者による地下水利用ヒートポンプ導入とそのサポート



緑のめぐみプロジェクト

- 未利用農産物からのバイオ燃料製造に関する研究の推進



地球にやさしい暮らしプロジェクト

- 中央市地球温暖化対策実行計画の策定
- 小中学校への太陽光発電・小型風車・マイクロ水力発電機の導入
- 市民・事業者のエコアクションポイントへの参加
- エネルギー環境学習教室の開催



③ 省エネルギーの推進

市の取り組み（施策）

- 省エネルギーに関する普及・啓発活動の推進 《環境課》
省エネルギーに関して、市民の取り組みに役立つ実用的な情報提供をおこない、普及・啓発活動を積極的におこないます。
- 公共施設における省エネルギーの取り組みの推進 《環境課、全庁》
市職員一人ひとりが率先して高い環境意識を持ち、身近なところから省エネルギーに取り組み、達成度を評価しながら成果の確保を図ります。
- 市民・事業者のエコ・アクション・ポイントプログラムへの参加推奨 《環境課》
日々の生活の中で楽しみながら温室効果ガスの削減に取り組める「エコアクション・ポイントのしくみ」への参加を推奨します。

《コラム》 エコ・アクション・ポイント

- 「エコ・アクション・ポイント」は、環境配慮型の商品の購入やサービスの利用などの環境配慮行動をすともらえる、さまざまな商品などと交換できるポイントです。
- 環境省によるモデル事業を経て、平成23年度からは民間事業者が運営しています。
- 所定のホームページから会員登録（個人または法人）し、エコアクションを実践するとポイントが付与されるとともに、そのエコアクションによる環境負荷低減効果が情報として明示されるため、自分の貢献度合いが確認できます。獲得したポイントは、交換商品提供事業者が提供する商品などに交換することができます
- エコ・アクション・ポイントの目的は、次のとおりです。
 - ①消費者や事業者等によるエコアクションの普及拡大
 - ②温室効果ガスの削減もくひょうなど、国の環境目標の達成への貢献
 - ③環境と経済が両立（=Win-Win）

（環境省ホームページを参考に作成）

市民の取り組み（環境配慮指針）

- 冷暖房機器など家庭内での電気機器のこまめな調節・電源オフや、省エネ家電の導入などにより、節電を心がけます。
- 自動車の利用は必要最小限とし、可能な限り公共交通機関や自転車の利用、徒歩での移動に努めます。

- 自動車を運転する際は、エコドライブに取り組みます。また、自家用車を購入するときは、なるべく燃費にすぐれた車種を選びます。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- 冷暖房機器など事業所内での電気機器のこまめな調節・電源オフや、クールビズ・ウォームビズの取り組みなど、省エネルギーの取り組みを事業所ぐるみで展開します。
- 事業所で使用する車両については、なるべく燃費にすぐれた車種を選びます。また、従業員に対して「エコドライブ宣言」を推奨し、職場ぐるみでエコドライブ運動を実践するよう努めます。
- 従業員の通勤におけるパークアンドライドの推奨やノーマイカーデーの設定など、自家用車の利用を減らす取り組みをおこないます。

④ 公共交通の充実

市の取り組み（施策）

- 公共交通機関の利用促進 《総務課》

市内の公共交通機関（コミュニティバスなど）に関する情報発信・PR や利用をうながす意識啓発などにより、なるべく公共交通機関を利用するライフスタイルへの転換を図り、事業所や市役所内におけるノーマイカーデーの設定を促進し、公共交通を使った環境にやさしい生活・事業活動の浸透を図ります。

市民の取り組み（環境配慮指針）

- マイカー利用を控え、公共交通機関の利用に努めます。
- コミュニティバスを市民の足として愛用し、支えるよう努めます。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- ノーマイカーデーの設定など、従業員に公共交通を使った通勤を奨励します。

4. 環境活動の推進

基本目標 1 環境活動の推進

(1) 取り組み状況と今後の課題

【取り組み状況】

- 11月第3日曜日を環境美化運動の一斉活動日と定め、環境衛生員、エコライフ推進員が中心となり、市内各自治会、小中学校の児童生徒や子どもクラブ、ことぶき倶楽部などに呼びかけて、全市一斉継続して実施しています。また、団体や事業者がおこなう清掃活動などに対し、直接的・間接的に支援しています。
- 自治会による有価物回収を支援するとともに、24時間リサイクルステーションの運営を強化し、リサイクル品目の拡充やより効果的なシステムの構築を推進しています。

【今後の課題】

- ◆ 市民アンケートの結果では、「地域や市がおこなう環境保全の取り組みへの参加意向」について、「機会があればぜひ参加したい」または「内容によっては参加しても良い」と回答した市民の割合は合わせて69.4%となっています。これは、前回の平成20年調査時と比べると8.2ポイントの減であり、消極的な回答は逆に増加していることから、環境活動への参加意欲は全体として停滞気味といえます。
- ◆ 身近な生活環境の問題から地球環境問題に至るまで、その多くは私たちの日常生活や事業活動に起因しています。問題を改善していくためには、一人ひとりが環境保全について関心と理解を深めていくことが不可欠です。それぞれの主体が日常生活や事業活動のあり方を問い直し、環境を守る具体的な行動を起こしていくことが必要です。
- ◆ このため、環境問題に関する正しい理解を広め、市民・事業者に期待されている行動や、その意義・効果について、継続的に訴えていく必要があります。
- ◆ 個々の家庭での取り組みももちろん重要ですが、環境を守り、良くしていく活動については、地域や団体の力を発揮し、市民が結集して面的に活動することが効果的かつ大切です。

市民アンケートで環境活動の妨げとなっていることをたずねたところ、「一緒に取り組める仲間や環境意識を持った人が周囲にいない」との回答が相当の割合を占めました。本市では、自主的に環境保全活動を行っている地域や団体がありますが、そうした活動は市民が他者とつながりながら充実感をもって環境保全に取り組める貴重な機会を提供するものです。市としても、環境保全活動の市民参加の機会を確保するよう努めるとともに、意欲ある市民や団体、事業者の活動をうながし、それらを結びつけていく取り組みが求められています。

(2) 目標達成への取り組み

① 環境活動の推進

市の取り組み（施策）

- 緑化運動、花いっぱい運動の推進 《農政課、環境課》
市民がおこなう緑化運動や花いっぱい運動を支援します。
- 環境美化運動の推進 《環境課》
市全域の一斉清掃活動を実施します。また、団体や事業者がおこなう清掃活動などに対してごみ処理費用を減免するなどの支援をおこないます。
- 資源ごみ回収運動の推進 《環境課》
資源ごみの回収事業はリサイクル意識の定着に効果的です。自治会ごとの回収や24時間リサイクルステーションの運営を引き続き実施し、より効果的なシステムの構築について検討します。
- 環境ボランティア活動の推進 《環境課》
市内事業者や団体等による地域の清掃や環境保全等のボランティア活動を広報等を通じて紹介し、支援をおこなうことで、市民の環境美化の意識向上を図ります。

市民の取り組み（環境配慮指針）

- 市が実施する環境保全活動や地域で取り組まれる清掃・美化活動には、機会をとらえて参加します。
- 資源ごみの回収事業に積極的に協力します。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- 事業所敷地内や敷地周辺の清掃を定期的におこなうとともに、植樹・花植えなどの美化活動を積極的におこないます。
- 市が実施する環境保全活動や地域で取り組まれる清掃・美化活動には、機会をとらえて参加します。
- 地域や団体が主体的におこなう環境保全に関するイベントなどの事業について、趣旨に賛同できるものについては協力・支援を提供するよう努めます。

基本目標 2 環境教育・学習の推進

(1) 取り組み状況と今後の課題

【取り組み状況】

- 小・中学生を対象とした自然体験教室（1泊2日）を実施し、豊かな自然の中での野外活動体験を通じて自然環境の大切さを学ぶ機会を提供しています。
- 社会人講師を活用して市内保育園で環境教室を開催し、太陽熱を利用した料理や簡単な自家発電を体験する機会を提供し、子どもたちの環境意識の向上を図りました。
- 市内の小学校5年生に対し、「キッズISO14000プログラム」を実施して二酸化炭素排出削減に取り組み、環境マネジメントについて学ぶ機会としました。
- 甲府地区広域行政事務組合にて管理・運営しているライブラリーを活用し、環境学習資料の貸出対応をおこなっています。

【今後の課題】

- ◆ 環境を守る意識を育むうえで学校教育を受ける時期はきわめて重要です。市民アンケートの結果でも、市に求める施策（環境教育分野）で「こどもへの環境教育の充実」が最大の割合で選択されており、市内の小中学校における環境教育や校外での環境学習機会の充実を図る必要があります。
- ◆ 環境問題の正しい理解や自主的な取組の推進のためには、正確な情報や十分な学習機会を提供していくことが求められます。さまざまな機会をとらえて環境に関する情報を広く提供するとともに、児童・生徒のみならず市民や事業者のための学習機会も充実させていく必要があります。

(2) 目標達成への取り組み

① 学校における環境教育の推進

市の取り組み（施策）

- 自然体験教育の充実 《農政課、教育委員会、環境課》
理科や総合的な学習の時間などを活用し、野外活動や農林業体験などを通じて児童生徒が自然とふれあう機会を設け、発達段階に応じた自然体験教育の充実を図ります。
- 環境出前授業（仮称）の実施 《環境課》
幅広い分野に対応するため社会人講師の活用、市担当職員の派遣、大学等との連携による、環境出前授業を実施します。

■ 職場体験、施設見学の実施 《環境課》

環境課の仕事の紹介や、廃棄物処理施設、新エネルギー導入施設などの見学を実施します。

■ 環境保全学習の実施 《環境課》

「キッズ ISO14000 プログラム」などの体験型環境教育プログラムの活用などにより、環境保全に関する知識や実践の力を身につけられる環境教育の充実を図ります。

■ 環境教育指導力の向上 《教育委員会、環境課》

大学等と連携し、小中学校教職員の環境教育指導力の向上を図ります。

市民の取り組み（環境配慮指針）

■ 子どもが受ける環境教育に家族ぐるみで興味を持ち、積極的に支えます。また、日ごろから家族で身近な自然に親しむとともに、校外での環境学習機会があるときは自主的に子どもを参加させ、またはともに参加するよう努めます。

■ 家庭で環境について話し合ったり、緑のカーテンなど家庭生活の中で取り組める環境保全活動を実践したりして、環境意識の高い家庭づくりに努めます。

■ 資源ごみの回収事業に積極的に協力します。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

■ 市などがおこなう環境学習関係事業に対して、社会人講師やボランティアの派遣といった人材の提供を中心に、支援・協力を努めます。

② 環境情報、環境学習機会の提供

市の取り組み（施策）

■ 環境教育副読本の作成 《教育委員会、環境課》

地域の素材を活かした環境副読本等の教材を作成し、学校教育、社会教育などの場で活用します。

■ 環境ライブラリーの整備充実 《教育委員会、環境課》

環境学習資料を収集・整理し、学校や団体、事業者への貸し出しをおこないます。

■ 環境教育指導者研修会の実施 《環境課》

大学などと連携し、環境教育指導者養成のための研修会の実施を検討します。

市民の取り組み（環境配慮指針）

- 環境学習講座や自然観察会などの積極的に参加し、環境に関する知識を深めます。
- 私たちを取り巻く環境問題について、自ら情報を集め、正しい知識を深めます。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- 市民、団体、行政などと連携し、環境学習の機会、場所、人材などの提供に協力します。
- 従業員が家族ぐるみで環境学習や環境保全活動の実践に取り組めるよう奨励し、配慮します。

第7章 推進体制と進行管理

1. 推進体制

この計画を着実に推進し、実効性を確保していくためには、市民、事業者、行政などの主体がそれぞれの役割を果たしつつ、連携・協働していくことが重要です。また、この計画が対象とする環境の範囲は幅広く、施策の分野もさまざまにおよぶため、市役所の関係各課が横断的な体制のもとに連携して施策を進めていくことが必要となります。

このため、本市においては、次のような組織体制により計画の推進を図ります。組織の整備に当たっては、既存組織の活用・強化と、必要に応じた新たな組織づくりにより、効率的な体制を整えていくこととします。

(1) **中央市環境審議会**（設置根拠：中央市環境審議会条例）

本市の環境保全対策の基本方針に関して調査・審議します。

(2) **中央市環境調整会議**（設置根拠：中央市環境基本条例第21条）

本市の環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、庁内各課の環境関連施策の調整や環境基本計画の検討などをおこないます。

(3) **中央市環境会議**（仮称）

市民、事業者、行政、各種団体などがそれぞれの立場から意見を交換し、連携・協働した取り組みを進めるための組織として想定します。

(4) **広域的な連携、協力**

環境問題を解決し、良好な環境づくりをおこなうためには、本市の枠を超えた、広域的、地域横断的な取り組みが求められます。国、県や周辺市町村などとの連携・協力体制を強化していきます。

2. 進行管理

この計画の進行管理に当たっては、目標の達成状況や施策事業の実施状況について、定期的に点検・評価していきます。その上で、環境問題をめぐる状況や社会的動向などを踏まえて見直し、新たな課題に対応していくものとします。

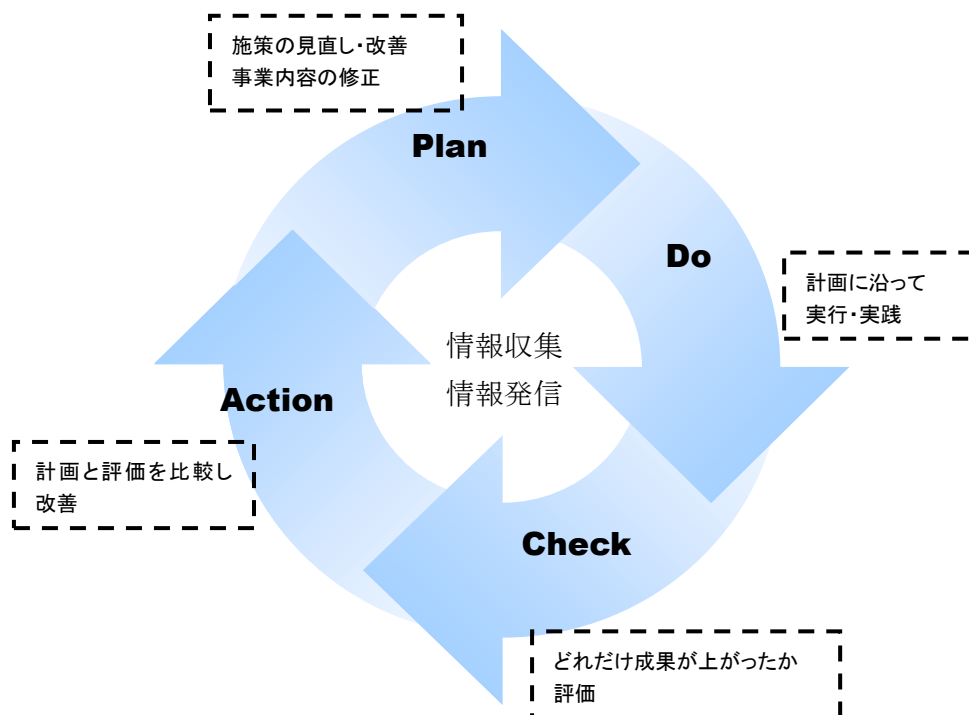
(1) 環境の状況、施策事業の実施状況の公表

本市の環境の状況や本計画に定めた施策事業の実施状況について、広報紙などを通じて公表し、環境と共生する意識の普及啓発を図ります。

(2) 進行管理

図表7-1に示すPDCAサイクルの考え方に基づき、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action(見直し)による改善と進行管理に取り組みます。

■図表7-1 PDCAサイクル



資料編

1. アンケート票.....	111
2. 中央市環境基本条例.....	124
3. 中央市ごみのないきれいなまちにする条例.....	128
4. 中央市環境審議会条例.....	131

1. アンケート票

中央市環境基本計画見直しについての市民アンケート

- 最初に、あなたご自身のことについておうかがいします。
すべての項目について、いずれか1つを選び、○印で囲んでください。

①あなたの性別をお答えください。

- | | |
|--------|-------|
| 1.. 男性 | 2. 女性 |
|--------|-------|

②あなたの年齢をお答えください。

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1.. 20歳未満 | 2. 20～29歳 | 3. 30～39歳 | 4. 40～49歳 |
| 5. 50～59歳 | 6. 60～69歳 | 7. 70歳以上 | |

③あなたのお住まいをお答えください。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1. 玉穂地区 | 2. 田富地区 | 3. 豊富地区 |
|---------|---------|---------|

④あなたは、中央市内（旧3町村を含めて）に住んで通算何年になりますか。

なお、一時期中央市を離れていた場合には、離れていた期間を除いて、合計年数をお答えください。

- | | | |
|---------------|---------------|--------------|
| 1. 1年未満 | 2. 1年以上5年未満 | 3. 5年以上10年未満 |
| 4. 10年以上20年未満 | 5. 20年以上30年未満 | 6. 30年以上 |

⑤あなたの家族構成をお答えください。

- | | | |
|---------------|---------|-------------|
| 1. 一人暮らし | 2. 夫婦のみ | 3. 二世帯（親・子） |
| 4. 三世帯（親・子・孫） | 5. その他（ | ） |

⑥あなたの職業（兼業の方は主な職業）をお答えください。

- | | | | |
|-------------------------|-----------------------|---------------|---|
| 1. 農林水産業 | 2. 自営業（商工・サービス・建設業など） | | |
| 3. 自由業（医師・弁護士・税理士・僧侶など） | 4. 会社員 | 5. 公務員・団体職員 | |
| 6. 派遣・契約社員 | 7. パート・アルバイト・内職 | 8. 専業主婦・主夫 | |
| 9. 学生 | 10. 無職 | 11. その他（具体的に： | ） |

■次に、中央市の環境や、あなたの環境配慮行動などについておうかがいします。

問1 あなたは、お住まいの周辺の環境について、どのくらい満足していますか。また、以前（10年程度前）に比べて、どのように変化してきたと思いますか。下の項目すべてについて、「満足度」と「環境の変化」それぞれの欄のあてはまる番号に1つだけ○印を付けてください。

	満足度					環境の変化			
	とても満足	満足	どちらともいえない	不満	とても不満	良くなったと思う	変わらない	悪くなったと思う	わからない
自然や緑の豊かさ	1	2	3	4	5	1	2	3	4
川や水路の水のきれいさ	1	2	3	4	5	1	2	3	4
空気のきれいさ	1	2	3	4	5	1	2	3	4
まちのきれいさ（ごみの少なさ）	1	2	3	4	5	1	2	3	4
まちの静かさ（騒音、振動などが気にならない）	1	2	3	4	5	1	2	3	4
景色やまちなみの美しさ	1	2	3	4	5	1	2	3	4
農地の保全状況	1	2	3	4	5	1	2	3	4
公園や遊歩道の整備状況	1	2	3	4	5	1	2	3	4
ごみ出し・分別のマナー	1	2	3	4	5	1	2	3	4
公共交通の整備状況	1	2	3	4	5	1	2	3	4
身近でみかける動・植物の種類や豊かさ	1	2	3	4	5	1	2	3	4

問2 あなたが最近の報道や行政からの情報提供などで見聞きして、特に関心をもつようになった環境問題は何ですか。次の中から3つまで選んで○印を付けてください。

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| 1. 地球温暖化 | 2. オゾン層の破壊 |
| 3. 熱帯雨林の破壊・縮小 | 4. 黄砂やPM2.5（微小粒子状物質）の飛来 |
| 5. 放射性物質による影響 | 6. 外来生物による生態系への影響 |
| 7. 野生生物の減少や絶滅 | 8. 河川や地下水の汚染 |
| 9. 化学物質などによる土壌汚染 | 10. ごみの不法投棄 |
| 11. 騒音・振動・悪臭など身近な公害 | |
| 12. その他（具体的にお書きください） | |

問3 あなたは、日ごろの生活の中で、環境に配慮した取り組みをおこなっていますか。次の項目すべてについて、その取り組みの状況を1つだけ選んで○印を付けてください。

	いつも おこなっている	ときどき おこなっている	ほとんど おこなっていない	おこなう必要は ない
買い物ではマイバッグを利用している	1	2	3	4
台所で食用廃油や油污れを排水溝に流さない	1	2	3	4
生ごみ処理機などで生ごみをたい肥化している	1	2	3	4
ごみは分別してリサイクルにまわしている	1	2	3	4
節水に努めている	1	2	3	4
洗剤の使用は少なめにしている	1	2	3	4
エコマークのついているような商品を選んでいる	1	2	3	4
再生品・詰め替え品を購入している	1	2	3	4
使い捨て商品は購入しない	1	2	3	4
買い物のとき過剰な包装を断っている	1	2	3	4
不要な電気はこまめに消している	1	2	3	4
車や家電を購入するときは省エネ商品を優先している	1	2	3	4
エコドライブなど省エネに配慮した運転を心がけている	1	2	3	4
太陽光発電の導入など、クリーンエネルギーを活用している	1	2	3	4
耐久消費財は、長く利用できそうな商品を購入している	1	2	3	4
壊れてもなるべく修理して使う	1	2	3	4
家族や周りの人に、環境保護の重要性を訴えている	1	2	3	4
環境保全のボランティア活動などに参加している	1	2	3	4

問4 問3で、1つでも「ほとんどおこなっていない」または「おこなう必要はない」に○印をつけた方におうかがいします。あなたにとって、その○印のついた取り組みのさまたげとなっていることは何ですか。主な理由を3つまで選んで○印を付けてください。

1. どのように取り組めばよいかわからない
2. 経済的な負担が増加する（お金がかかる）
3. そのような取り組みは生活水準を下げってしまう
4. 一緒に取り組める仲間や環境意識を持った人が周囲にいない
5. 自分だけ取り組んでもあまり意味がないと思ってしまう
6. 化学物質などによる土壌汚染
7. そのような取り組みが必要だといままで知らなかった
8. そのような取り組みの必要性が説明を受けても理解できない
9. その他（具体的にお書きください）

問5 環境を守り、より良くしていくために、今後、中央市はどのような施策を重点的に進めていくべきだと思いますか。特に重要だと思うものを、「自然環境分野」と「環境教育分野」からは2つまで、その他の分野からは3つまで選び、○印を付けてください。

【自然環境分野】（○は2つまで）

1. 森林の保全・整備
2. 野生動植物の生息・生育空間の保全
3. 優良な農地、田園景観の保全
4. 遊歩道や親水空間など、自然とのふれあいの場の整備
5. その他（具体的にお書きください）

【生活・都市環境分野】（○は3つまで）

1. 大気汚染、水質汚濁物質の排出防止対策
2. 騒音・悪臭防止対策
3. 下水道や合併処理浄化槽の設置推進による生活排水対策
4. 野焼きの防止対策
5. ポイ捨てや不法投棄防止対策
6. 身近な公園の整備や緑化
7. 美しいまちなみなど、良好な景観の形成
8. 無秩序な開発の防止
9. その他（具体的にお書きください）

【地球環境分野】（○は3つまで）

1. ごみの減量化・リサイクルの推進
2. 省エネルギーの推進
3. 太陽光、バイオマス燃料*などを利用した新エネルギーの普及
4. 公共交通機関の利用促進
5. 公用車に低公害車を導入するなど、市役所自らの率先した取り組み
6. 生ごみのたい肥化の推進
7. 農産物の地産地消の推進
8. その他（具体的にお書きください）

※バイオマス燃料:木材や廃植物油など生物由来の燃料

【環境教育分野】（○は2つまで）

1. こどもへの環境教育の充実
2. 市民、事業者への環境情報や環境学習機会の提供
3. 環境美化活動の推進
4. 環境保全のボランティア活動などに対する支援
5. その他（具体的にお書きください）

問6 あなたは、地域や市がおこなう環境保全のための取り組みに参加したいと思いますか。
あてはまるものを1つだけ選んで○印を付けてください。

1. 機会があればぜひ参加したい
2. 内容によっては参加しても良い
3. あまり参加したいとは思わない
4. 参加しないと思う
5. よくわからない

問7 中央市の環境について、身近なところでお気づきの点や、市に対するご意見・ご要望などがございましたら、以下にご記入ください。

中央市環境基本計画見直しについての事業所アンケート

■ 最初に、貴事業所についておうかがいします。

すべての項目について、いずれか1つを選び○印で囲んでください。

① 貴事業所の業種は、次のうちどれですか。あてはまる番号1つを選んで○印を付けてください。(複数の業種を展開している場合は、主なものを1つお選びください。)

- | | | | |
|-----------------|----------|-------------|-----------|
| 1. 農林水産業 | 2. 鉱業 | 3. 建設業 | 4. 製造業 |
| 5. 電気・ガス熱供給・水道業 | 6. 情報通信業 | 7. 運輸業 | 8. 卸売・小売業 |
| 9. 金融・保険業 | 10. 不動産業 | 11. 飲食店、宿泊業 | 12. 医療、福祉 |
| 13. サービス業 | | | |
| 14. その他 (| | |) |

② 貴事業所の従業員の数は、次のうちどれですか。あてはまる番号1つを選んで○印を付けてください。

※ 従業員数は、このアンケート票の送付先にある敷地内の事業所を対象とし、パート、アルバイト等すべての従業者を含んだ数としてください。

※ 同じ市内でも他の場所にある関連事業所は含めません。

- | | | | |
|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 20人未満 | 2. 20～29人 | 3. 30～49人 | 4. 50～99人 |
| 5. 100～199人 | 6. 200人以上 | | |

③ 貴事業所の主な所在地は次のうちどれですか。あてはまる番号1つを選んで○印を付けてください。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1. 玉穂地区 | 2. 田富地区 | 3. 豊富地区 |
|---------|---------|---------|

④ 貴事業所の中央市における在所(事業)年数は何年ですか。あてはまる番号1つを選んで○印を付けてください。

- | | | |
|---------------|---------------|--------------|
| 1. 1年未満 | 2. 1年以上5年未満 | 3. 5年以上10年未満 |
| 4. 10年以上20年未満 | 5. 20年以上30年未満 | 6. 30年以上 |

⑤ 貴事業所の本社としての機能はどこにありますか。あてはまる番号1つを選んで○印を付けてください。

- | | | |
|---------|-----------------|-------|
| 1. 中央市内 | 2. 山梨県内(中央市以外の) | 3. 県外 |
|---------|-----------------|-------|

■ 次に、貴事業所の環境配慮活動などについておうかがいします。

問1 貴事業所では、環境に配慮した経営手法を用いていますか。次のすべての項目について、あてはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。

	実施済み	今後実施の予定	ない	実施するつもりはない	検討していない	知らない	どのようなものか
ア ISO14001 ^{※1} の認証取得	1	2	3	4	5		
イ その他の環境マネジメントシステム ^{※2} の導入	1	2	3	4	5		
ウ 環境パフォーマンス評価 ^{※3} の実施	1	2	3	4	5		
エ 環境報告書 ^{※4} の作成	1	2	3	4	5		
オ 環境会計 ^{※5} の導入	1	2	3	4	5		
カ 公害防止管理者 ^{※6} の配置	1	2	3	4	5		
キ 公害防止協定の締結	1	2	3	4	5		
ク 環境基本方針等、経営上の環境配慮を明示	1	2	3	4	5		

(用語の解説)

※1：ISO14001

国際規格認証機構（ISO）が1996年に発効させた国際統一規格としての環境マネジメント規格。環境マネジメントシステムを経営システムの中に取り入れていることを意味し、環境に配慮した経営を自主的に行っている証明になる。

※2：環境マネジメントシステム

事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的・積極的に環境保全のためにとる行動を計画・実行・評価すること。①環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、②これを実行、記録し、③その実行状況を点検して、方針等を見直す、という一連の手続き。ISO以外では、ISO14001を発展させた環境経営システム「エコステージ」や環境省が策定したガイドラインに基づく「エコアクション21」などがある。

※3：環境パフォーマンス評価

企業などが環境に配慮した結果、どれだけ環境負荷を減らしたかを示す指標。汚染物質の削減、省エネルギー、リサイクルなどの程度で示される。

※4：環境報告書

企業などが環境に配慮して行った内容を環境業績としてまとめて公表する報告書。環境省がガイドラインを公表している。

※5：環境会計

環境業績を挙げるのに要した費用を明確にするため、会計として計算しようとするもの。環境省は「環境会計ガイドライン」を公表している。

※6：公害防止管理者

工場における公害防止体制を整備するため、「特定工場における公害防止の整備に関する法律」に基づき選任されるもの。資格取得のための国家試験及び資格講習が行われている。

問2 貴事業所の環境配慮活動に関わる組織体制として、次の中からあてはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。

1. 社長・事業所長等を筆頭とする環境管理体制が整っている
2. 担当部署がある
3. 専任者がいる
4. 兼務ではあるが担当者がいる
5. 臨機応変に対応しており、明確な担当者を置いていない
6. 特に環境保全活動に対する組織体制を設けるつもりはない

問3 貴事業所では、環境保全のためにどのような取り組みをしていますか。次のすべての項目について、該当する番号を1つ選び、その番号に○をつけてください。

	実施済み	今後実施の予定	ない 実施するつもりは	検討していない
自然エネルギーの導入	1	2	3	4
省エネルギーの推進	1	2	3	4
低公害車の導入	1	2	3	4
エコドライブの導入	1	2	3	4
通勤・出張時等の公共交通機関の利用	1	2	3	4
その他CO2削減対策の推進 (具体的に)	1	2	3	4
オフィスにおけるごみの削減・分別	1	2	3	4
印刷、コピー、事務用品等の削減	1	2	3	4
産業廃棄物発生抑制、リサイクル	1	2	3	4
ISO14001取得企業との優先取引	1	2	3	4
社員教育の実施	1	2	3	4
グリーン購入*の推進	1	2	3	4
大気汚染・水質汚濁物質の排出抑制	1	2	3	4
騒音・振動・悪臭対策	1	2	3	4
土壌汚染防止	1	2	3	4
環境美化、森林保全など社会貢献活動の実施	1	2	3	4
景観への配慮	1	2	3	4

※グリーン購入：再生紙、省エネ製品など、環境にやさしい製品の優先購入

問8 中央市の環境について、身近なところでお気づきの点や、市に対するご意見・ご要望などがございましたら、以下にご記入ください。



中央市の環境についての児童・生徒アンケート

■ はじめに、あなた自身のことについて教えてください。

あてはまるものを一つ選んで、番号を○でかこんでください。

①あなたの性別は？

1. 男	2. 女
------	------

②あなたは小学生それとも中学生？

1 . 小学生	2 . 中学生
---------	---------

③お住まいは次のうちどこですか？

1. 玉穂地区	2. 田富地区	3. 豊富地区
---------	---------	---------

■ 次に、^{かんきょう}環境について思うことやあなたの生活について教えてください。

1. あなたは、身のまわりの環境について、どう思っていますか？

次のすべてについて、それぞれ1から5までのどれか1つに○をつけてください。

	とても そう思う	すこし そう思う	どちら ともい えない	あまり そう思 わない	まっ たく そう思 わない
自然や緑が豊かだ	1	2	3	4	5
川や水路の水がきれい	1	2	3	4	5
空気がきれい	1	2	3	4	5
道路などにごみがなくきれい	1	2	3	4	5
家や学校のまわりが静かだ	1	2	3	4	5
公園など遊ぶ場所が安全	1	2	3	4	5
身近にたくさんの種類の生きものがある	1	2	3	4	5

2. あなたは、日ごろから、次のようなことをしていますか。すべてについてそれぞれ1から5までのどれか1つに○をつけてください。

	いつもやっている	ときどきやっている	あまりやっていない	まったくやっていない
買い物のとき、レジ袋 <small>ぶくろ</small> をもらわないようにしている	1	2	3	4
ごみを、燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみ（あきかん、ペットボトル、古新聞など）に、きちんとわけている	1	2	3	4
使わないときは、水道のじゃぐちをきちんとしめる	1	2	3	4
ものを買うときは、環境 <small>かんきょう</small> にやさしいものを選ぶ	1	2	3	4
使いすて商品は買わない	1	2	3	4
使わないときは、テレビや部屋などのあかりを消す	1	2	3	4
地域の清掃 <small>せいそう</small> や花植えに参加する	1	2	3	4
家族や友だちなどと環境問題について話しあう	1	2	3	4

3. 中央市の環境かんきょうをまもり、よくしていくために、どんなことが必要だと思いますか。次の中から特に大切だと思うことを3つ選び○をつけてください。（○は3つ）

1. 森や身近な緑をまもっていくこと
2. 動物や植物をまもっていくこと
3. きれいな空気や水をまもっていくこと
4. 生活のなかでごみをなるべく出さないようにしていくこと
5. ポイすてなどを禁止していくこと
6. ものを大切に長く使ったり、再利用したりしていくこと
7. 車や燃料の利用を減らしていくこと
8. 多くの人が環境の大切さについて勉強していくこと
9. 地域の清掃せいそうや花植えなどの活動に参加していくこと

2. 中央市環境基本条例

平成18年2月20日

条例第122号

目次

前文

第1章 総則(第1条-第6条)

第2章 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策(第7条-第19条)

第3章 環境行政の総合的調整(第20条・第21条)

第4章 補則(第22条)

附則

中央市は、豊かな緑と自然の下に、先人の努力により今日の発展を遂げてきた。

しかし、近年の社会経済の進展は、生活の利便性を高める一方で、資源やエネルギーの大量消費をもたらし、自然の生態系の微妙な均衡の下に成り立つ環境に多大な影響を与え、私たちの生活そのものを脅かす要因となっている。

更に今日の環境問題は地域の環境にとどまらず、地球規模の広がりを見せ、ますます複雑多様化してきている。

このため、私たちはこれまで以上に自然との対話と交流を図りながら、良好な環境の保全及び創造に努める新しい価値観に支えられたまちづくりを総合的に推進していかなければならない。

また、すべての市民は、健康で文化的な生活環境を享受する権利を有しているが、良好な環境を将来の世代に継承する使命をも有している。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害を生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 良好な環境の保全及び創造は、すべての市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

2 良好な環境の保全及び創造は、日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的に行わなければならない。

3 良好な環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める良好な環境の保全及び創造に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、良好な環境の保全及び創造に関し、市の区域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる煤煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他のものが廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は基本理念にのっとり、環境の保全上支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他のものが使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資する原材料等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これらに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減及び環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の策定等に係る基本方針)

第7条 良好な環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、緑地、水辺等における多様な自然環境が市の区域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、良好な環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱並びに良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を

定めるものとする。

- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を尊重し、反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、中央市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、市の環境の現況、良好な環境の保全及び創造に関する施策並びにその実施状況について年次報告書を作成し、公表するものとする。

(施策の策定に当たっての措置)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第11条 市は、良好な環境の保全及び創造を図るため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(誘導的措置)

第12条 市は、市民が自らの行為に係る環境への負荷の低減その他良好な環境の保全及び創造に資する活動を誘導するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(良好な環境の保全及び創造に関する施設の整備その他の事業の推進)

第13条 市は、環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつ、絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障の防止のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、人と自然とが触れ合う緑豊かな大地の形成を図るため、緑地の保全、緑化の推進等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用に努めるものとする。
- 4 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(良好な環境の保全及び創造に関する教育学習等)

第14条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに良好な環境の保全及び創造に関する広報活動の充実により、事業者及び市民が良好な環境の保全及び創造について理解を深めるとともに、これらの者の良好な環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動を促進するための措置)

第15条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の良好な環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第16条 市は、第14条の良好な環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う良好な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利、利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の良好な環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査、監視及び測定等)

第17条 市は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の良好な環境の保全及び創造のための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、並びに良好な環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等に努めるものとする。

(公害等に関する苦情処理)

第18条 市は、環境への負荷又は公害に係る苦情について、他の行政機関と連携し、適正な処理に努めるものとする。

(協力)

第19条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を実施するに当たり、広域的な取組を必要とする場合は、他の地方公共団体と協力し、当該施策の推進に努めるものとする。

2 市は、良好な環境の保全及び創造に関する情報等の収集及び提供を行い、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 環境行政の総合的調整

(総合的調整)

第20条 市は、環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、次に掲げる事項について、必要な総合的調整を行う。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 良好な環境の保全及び創造のための施策に関すること。
- (3) その他環境行政の総合的推進に関すること。

(環境調整会議)

第21条 前条に規定する総合的調整を行うため、中央市環境調整会議(以下「調整会議」という。)を置く。

2 調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第4章 補則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

3. 中央市ごみのないきれいなまちにする条例

平成 20 年 3 月 25 日
中央市条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、散乱ごみのない快適な生活環境の形成を目指すため、市民等、事業者、土地所有者等及び市の責務を明らかにするとともに、ごみ等のポイ捨て及びふん害の防止に関し、必要な事項を定めることにより、地域の環境美化を推進し、清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ等 空き缶、空き瓶、その他の容器及びたばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙その他投げ捨てによる散乱性の高いごみをいう。
- (2) ポイ捨て 道路、公園、広場、河川、学校その他の公共の用に供する場所並びに自己が所有し、又は管理する土地、建物等以外の場所（以下「公共の場所等」という。）にごみ等をみだりに捨てることをいう。
- (3) 町民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行うすべての者をいう。
- (5) 土地所有者等 土地を所有し、若しくは占有し、又は管理する者をいう。
- (6) 回収容器 ごみ等を回収するための容器をいう。
- (7) 販売事業者 事業者のうち、容器若しくは包装紙に収納した飲食物、たばこ、チューインガム等の飲食後又は使用後において散乱性の高いごみを生ずる物品を製造し、又は販売する者をいう。
- (8) 飼い主 飼い犬（所有者のある犬をいう。以下同じ。）の所有者（所有権以外の者が飼養し、又は管理する場合は、その者を含む。）をいう。
- (9) ふん害 飼い犬のふんにより、公共の場所等を汚すことをいう。

(市民等の責務)

第 3 条 市民等は、家庭の外で自ら生じさせたごみ等は、家に持ち帰り、又は回収容器へ収納するなど、ごみ等の散乱を防止するよう努めなければならない。

- 2 市内に居住する者は、その居住する周辺地域においてごみ等の散乱を防止するため、相互に協力して意識の醸成を図るとともに、自らごみ等の清掃に努力しなければならない。
- 3 市民等は、市長が実施する第 6 条に規定する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、ポイ捨ての防止に関して、従業員等に対し意識の啓発を図るとともに、事業所及びその周辺地域において清掃活動の充実に努め、ごみの再資源化に協力しなければならない。

- 2 販売事業者は、ポイ捨てを防止するため、消費者に対する意識の啓発、回収容器の設置及びその適正な管理に努めなければならない。
- 3 販売事業者のうち自動販売機を設置する販売事業者は、規則で定めるところにより回収容器を設置し、適正に管理しなければならない。

4 事業者は、市長が実施する第6条に規定する施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第5条 土地所有者等は、その所有し、若しくは占有し、又は管理する土地に、みだりにごみ等が捨てられることのない環境づくりに努めなければならない。

2 土地所有者等は、市長が実施する第6条に規定する施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第6条 市長は、散乱ごみのない快適な市民生活を実現するため、ポイ捨て及びふん公害の防止に関する措置、指導、市民意識の啓発及び高揚等必要な施策（以下「施策」という。）を策定し、これを実施しなければならない。

2 市長は、市民が組織するごみ等の清掃活動を行う団体の育成及び活動の支援を行うものとする。

(禁止行為)

第7条 市民等は、ポイ捨てをしてはならない。

(ポイ捨てをした者に対する命令)

第8条 市長は、前条の規定に違反した者に対し、その行為の中止又は原状回復を命令することができる。

(要請)

第9条 市長は、ごみ等が著しく散乱していると認められるときは、当該ごみ等を生ずる要因となった販売事業者又は土地所有者等に対し、ポイ捨てを防止するために必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(勧告)

第10条 市長は、販売事業者が第4条第3項の規定に違反していると認めるとき、若しくは前条の規定による要請に従わないとき、又は土地所有者等が第5条の規定に違反しているときは、当該販売事業者又は土地所有者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第11条 市長は、前条の規定による勧告を受けた販売事業者又は土地所有者等が、正当な理由がなく当該勧告に応じない場合において、ポイ捨ての防止を著しく阻害することになると認めるときは、当該販売事業者又は土地所有者等に対し、期限を定めてその勧告に従うよう命令することができる。

(報告及び立入調査等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、販売事業者に対して自動販売機及び回収容器の設置並びにその管理状況に関して報告を求め、又は市長の指定する職員（以下「指定職員」という。）に自動販売機が設置されている場所及び販売事業者の事業所に立ち入らせ、回収容器の設置及び管理状況並びにごみ等の散乱防止に関する必要な調査及び指導をさせることができる。

2 前項に規定する立入調査を実施する指定職員は、その身分を示す証明書を携帯するとともに、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 3 指定職員は、第1項に規定する立入調査の権限が、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

(飼い主の遵守事項)

第13条 飼い主は、飼い犬を屋外で運動させる場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 飼い犬を綱、鎖等につなぎ、制御できるようにすること。ただし、山梨県動物の愛護及び管理に関する条例(平成14年山梨県条例第41号)第10条ただし書きに該当する場合は、この限りではない。

- (2) 飼い犬のふんを処理するための用具を携行すること。

- (3) 飼い犬のふんにより公共の場所等を汚したときは、当該ふんを持ち帰ること。

- 2 市長は、飼い主が前項の規定に違反していると認めるときは、当該飼い主に対し、必要な指導をすることができる。

(過料)

第14条 第8条の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料を科する。

- 2 第11条の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料を科する。

- 3 第12条第1項に規定する立入調査を拒み、妨げ、又は忌避して者は、1万円以下の過料を科する。

- 4 第13条第2項の指導に従わない者は、1万円以下の過料を科する。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

(中央市空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例の廃止)

- 2 中央市空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例(平成18年中央市条例第125号)は、廃止する。

4. 中央市環境審議会条例

(設置)

第1条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、本市における環境の保全に関し調査し、及び審議するため、中央市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査する。

- (1) 環境保全対策の基本方針に関すること。
- (2) 環境破壊の予防及び除去対策の推進に関すること。
- (3) その他環境保全対策上必要と認める事項に関すること。

2 審議会は、決定した事項について市長に答申するほか、必要に応じて意見を述べるができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 農業委員会委員
- (2) 自治会
- (3) 教育委員会委員
- (4) 関係公共的団体等役員
- (5) 関係行政機関職員
- (6) 識見を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要により会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、諮問された事項について必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民部環境課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

中央市環境審議会委員名簿

	役 職 等	氏 名
1	中央市農業委員会会長	佐々木 一
2	中央市自治会長会会長	宮川 弘也
3	中央市教育委員会委員長	塩島 文博
4	中央市商工会会長	浦田 勉
5	中央市食生活改善推進員会会長	土屋 美津江
6	中央市環境事業協同組合代表理事	溝口 耕一
7	山梨県中北林務環境事務所環境保全幹	渡辺 延春
8	中央市地球温暖化対策地域協議会会長	森野 健治
9	山梨県小水力利用推進協議会副会長	中込 秀樹
10	ボランティアてんとう虫の会	倉本 寿津子
11	ボランティア塩の会	佐々木ノリ子
12	豊富地区環境を考える会	石原 有亨
13	元中央市体育指導委員	村松 京子



中央市環境基本計画・後期計画

平成26年度～平成30年度《快適で健やかに暮らせる生活文化都市》

発行日 平成26年3月

発行 中央市

〒409-3892

山梨県中央市臼井阿原301-1

TEL 055-274-1111

編集 市民部 環境課

